

令和3年9月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和3年9月6日（月曜日）

議事日程第1号

令和3年9月6日（月曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第69号 八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定
について
- 第5 議案第70号 八峰町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第71号 八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第72号 八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第73号 八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
制定について
- 第9 議案第74号 八峰町過疎地域持続的発展計画の制定について
- 第10 議案第75号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第76号 令和3年度八峰町一般会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第77号 令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第78号 令和3年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第79号 令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
（第1号）
- 第15 議案第80号 令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第16 発議第10号 決算特別委員会の設置について
- 第17 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第18 議案第81号 令和2年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第82号 令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認
定について

- 第20 議案第83号 令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第84号 令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第85号 令和2年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第86号 令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第87号 令和2年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 議案第88号 令和2年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について
- 第26 議案第89号 令和3年度八峰町下水道事業会計決算認定について
- 第27 議案第90号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	和平 勇人
税務会計課長	成田 拓也	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	石上 義久	教育次長	山本 節雄
産業振興課長	山本 望	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工藤 善美
生涯学習課長	今井 利宏	学校給食センター所長	田村 高夫
あきた白神体験センター所長	山内 章	防災まちづくり室長	内山 直光
総務課副課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	菊地 俊平	福祉保健副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭 正和

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

午前10時00分 開 会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和3年9月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る8月31日、議会運営委員会を開催し、8月12日付けで議長から諮問のあった令和3年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議をいたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から17日までの12日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定をいたしましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から17日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から

17日までの12日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○議長（門脇直樹君） 皆さんおはようございます。

本日、令和3年9月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、6月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、「防災ハザードマップ学習会」について報告します。

7月30日午後7時から、椿台コミュニティセンターにおいて、防災ハザードマップを使いながら災害への備えや有事の際の避難行動を考える初めての学習会を実施しました。学習会には椿台地区の住民13人が参加し、防災ハザードマップの特徴、マップの見方及び避難のあり方について学習するとともに、マップを見ながら椿台地区の災害危険区域を確認しました。

椿台地区は高台にあるため津波の危険性は低いものの、旧八森中学校が土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに入っているため、土砂災害の危険性がある時は早めに「ファガス」へ避難するように求め、ハザードマップの想定範囲に入っていないからといって逃げないのは危険であることを説明しました。

また、非常用持ち出し袋の準備や家族での避難場所の共有、ストッパーを使った本棚の固定など、日頃からの災害への備えが大切であることを理解していただき、有事の際は防災無線から放送される正確な情報を確認して避難するように呼びかけました。

さらに、参加者全員でスマートフォンと連動したウェブ版防災ハザードマップの使い方について、実際にスマートフォンを操作しながら避難経路や所要時間などの調べ方について学習しました。

防災ハザードマップを全戸配布してから、自治会や婦人会などからハザードマップの説明依頼が寄せられ、9月1日に「八峰婦人会防災講座」に対応したほか、10月13日には「岩館婦人会防災研修会」での学習会を予定しています。

今後も、災害から住民の命を守り、住民が安全に避難できるよう、ハザードマップを活用した学習会や避難訓練を実施してまいります。

次に、「ワクチン接種の状況」について申し上げます。

町における65歳以上の方々へのワクチン接種は、8月24日現在、1回目の接種を終えた人が2,868人で接種率91.3%、同じく2回目の接種を終えた人は2,828人、90.0%となっており、希望する高齢者の方々へのワクチン接種については完了できたものと考えています。

これは、個別接種について、能代市山本郡医師会が体制を整え、集合契約により30医療機関で接種ができるようにしたことや、町営診療所で火曜日から金曜日の診療日に通常診療の合間に接種を行ったことにより、達成できたものと感謝申し上げます。

併せて、接種会場までの町営診療所のバス運行、乗り合いタクシーでの無料送迎、大型バスの待合室代用などにより、7月から始めた16歳以上64歳以下の接種も順調に進んでおります。

8月24日現在、1回目接種が51.0%、2回目接種が33.6%となっており、この年代の接種者と予約者を合わせた予約率は78.5%となっています。

これらのことから、毎週土曜日に峰栄館で行っている1日最大300人の集団接種の1回目の予約は、9月7日で締め切ることとし、2回目の接種は9月28日で終了することといたしました。

なお、町営診療所における接種は、引き続き継続するとともに、妊産婦への接種については、パートナーも含めて配慮するなど、より効果的な接種に努めてまいります。

また、12歳以上15歳以下の小児への接種については、小児科医の確保やプライバシーの保護の観点から、各医療機関による個別接種にて行うこととしております。

町民の皆様におかれましては、接種が終わったからといって安心することなく、引き続き県外との不要不急の往来の自粛、三密の回避、日常会う人以外の方々との接触の自粛、マスクの着用と小まめな手洗い消毒など、感染予防対策の徹底をお願い申し上げます。

次に、集団健診について申し上げます。

昨年度、新型コロナウイルスの感染拡大を受け中止した集団健康診査を6月16日から行いました。

昨年度より、健診事業委託先が秋田県総合保健事業団となり、感染症対策を講じなが

ら、1日最大160人に人数を制限し、ファガス文化ホールを会場に6日間行いました。

40歳以上74歳以下を対象とした特定健康診査の受診者は237人、75歳以上は142人、39歳以下の一般健診が38人、合わせて417人の受診となりました。

同じ日程で実施したがん検診は、肺が510人、大腸が507人、前立腺が58人、胃が123人、肝炎検査が68人でした。

9月からのがん検診は、1日からの胃がんを皮切りに、子宮・乳がん検診、骨粗しょう症検診を行ってまいります。

また、今年度から町営診療所でも特定健診を受診できるようになり、都合がつかなかった方々にも年1回の健康診査の受診機会を提供できるようになりました。

今後とも、各種がん検診のワンコイン受診や、特定の年齢を対象とした検診費用の無料クーポンの発行、未受診者に電話で受診を勧奨するコールリコール事業などを実施するなど、受診率の向上に取り組んでまいります。

次に、敬老式について申し上げます。

例年9月上旬に行っていますが、昨年度は新型コロナウイルスへの感染拡大を受け中止とし、今年度は対象者が概ねワクチン接種が完了していることから、同時期の開催に向け準備を進めていたところ、能代保健所管内も含めて秋田県内の感染者が急激に増加していることから、昨年度に引き続き中止することといたしました。

今年度は、初養老を迎えた方が133名、傘寿の方が106名、米寿の方が104名となっております。また、金婚夫婦が41組となっております。

いずれも人生の節目を迎えられた方々であり、心からお祝い申し上げますとともに、より一層のご長寿をご祈念申し上げます。

次に、八森地区海岸一斉清掃について申し上げます。

7月10日、八森地区海岸の一斉清掃を実施しました。

小雨模様や早朝からの作業にもかかわらず、約150名の町民の方々からご協力いただき、プラスチック類・発泡スチロールなどの可燃ごみが221袋で約2,170kg、缶類などの不燃ごみが77袋で200kgのごみが拾い集められました。

ごみの多くは漁具などの漂着物ですが、中にはタイヤなど不法投棄されたものもありました。引き続き、モラルの向上や不法投棄防止の啓蒙に努めてまいります。

また、この日に合わせ漁協主催の組合員による八森、岩館両漁港でのクリーンアップも行われ、71名の組合員の方々が参加されたと伺っています。事業を計画された漁協及

び参加された組合員の皆様に心から御礼を申し上げます。

次に、農林業関係について申し上げます。

今年の水稲の生育状況は、5月後半に日照が少なかった影響で稲の分けつが抑制され、例年に比べ茎数が少なく収量への影響が懸念されましたが、6月以降は天候に恵まれ高温多照で経過したことから茎数も回復し、平年より早く出穂期を迎えた圃場が多く見受けられました。出穂後も気温が平年を上回って経過し順調に推移していることから、刈り取り適期も平年より早まることが予想されます。

また、東北農政局秋田県拠点が発表した8月15日現在の作柄概況によると、秋田県は「平年並み」と見込まれているところであり、今後も天候に恵まれ、無事に収穫期を迎えられるよう願っているところです。

一方で、米の需要については、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に消費の減少が続いており、その結果、在庫量が膨らみ、国が示す適正水準を超過することが予想されるため、今年産米の概算金に影響が出ないか心配しているところです。

県では、今年産米の米価下落を見据えた対応として、全県の地域農業再生協議会に今年産米で未契約となっている米については、早めに販売先と契約するよう周知するとともに、4年産米に向けた収入保険やナラシ対策への加入を推進するよう指導しております。

町としても、県からの需給見通し等の情報をJA等集出荷業者と共有し、事前契約及び複数年契約を推進していくとともに、生産者に対し、米価が下落した場合の収入減少を補償する収入保険や影響を緩和するナラシ対策へ加入するよう働きかけを行い、農家所得の確保に努めてまいります。

次に、観光イベント等について申し上げます。

今年の夏の観光イベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、「あわびの里づくり祭り」をはじめ、八峰町の夏の風物詩「白爆神社のみこしの滝浴び」などが中止され、昨年に引き続き、大変寂しい夏となりました。

こうした中、「雄島花火大会」も中止を決定していましたが、8月14日に新型コロナウイルス感染症の終息を祈念したサプライズ花火が打ち上げられ、地域に元気と希望を届けてくれました。実施に当たりご尽力されました「中浜ひとつ森会」の会員の皆様に感謝申し上げます。

毎年恒例の滝の間海岸・岩館海岸海開きは、7月14日、岩館海浜プールにて安全祈願祭が行われ、夏の観光シーズン中の無事故と多くの海水浴客でにぎわうことを関係者とともに祈願しました。

なお、今年も感染リスクを考慮して温水シャワーを使用中止といたしました。

シーズン中に大きな事故がなく終えることができたのも、警察や消防、交通指導隊、防犯関係者など多くの関係者のご尽力のおかげと深く感謝申し上げます。また、海浜プールや海岸の清掃ボランティアにご協力をいただいた皆様にも厚くお礼申し上げます。

次に、「プレミアム付商品券発行事業」について申し上げます。

今回は、新型コロナ禍における地域経済の活性化や個人消費の拡大を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」を活用し、プレミアム率を30%とし、額面1万3,000円の商品券を1冊1万円で5,000セット販売しております。

購入限度額は1人3冊までの3万円、子育て世帯については、通常購入限度額に加えて、1世帯当たり3万円まで追加購入できる優遇措置を実施したほか、自治会事業で使用する場合は、1自治会当たり30万円まで購入可能としております。

7月20日より予約受付を開始し、8月10日に販売を開始したところ、8月11日には販売予定枚数に達し、これまでにない好調な売れ行きとなりました。

次に、「道の駅はちもり」移転に向けた懇談会について申し上げます。

「道の駅はちもり」は、平成6年に簡易パーキング「お殿水」として供用開始して以来、休憩施設のほか湧水を汲みに訪れる観光客からも親しまれてきました。

一方、近年の道の駅は、本来の休憩機能に加え、産地直売施設や温泉施設、フードコート等が整備されるとともに、多様化する観光客のニーズに応えられる環境や防災拠点としての機能が求められております。

町では、これまで御所の台エリアの活性化について意見交換会を実施してきましたが、実際に道の駅を移転することを前提に、より具体的な意見交換が必要と考え、「道の駅はちもり移転に向けた懇談会」を開催いたしました。

第1回懇談会は7月2日に交通事業者や観光事業者を対象として開催し、利用者側から見た利用しやすい道の駅の要件等について、様々なご意見をいただきました。

第2回懇談会は8月3日に御所の台エリアの関係者を対象として開催し、関係者の皆さんにメリットを及ぼすような道の駅のあるべき姿についてご意見をいただきました。

懇談会では、トイレ等の設備に関する要望、温泉を活用した足湯の設置、ハタハタ館

や産直ぶりこ等周辺施設との連携や観光ルートの可能性など、様々なご意見やご提案を
いただいております。

これらのご意見等をキーワード的に整理すれば、御所の台エリアの立地条件を生かした「日本海と夕日が見える道の駅」、「温泉がある道の駅」、「鉄道の駅がある道の駅」
などが考えられますが、今後、事業者と地域関係者による合同懇談会を開催し、さらに
内容を詰めていくとともに、国や秋田県と移転に向けて協議してまいります。また、全
体計画をまとめる専門家の活用も検討してまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

6月2日、田中在住の若狭敏春さんから「東京オリンピック開幕を控え、子どもたち
にスポーツで感動を味わっていただきたい」との思いから、峰浜小学校と八峰中学校に
大型テレビを寄附したいとの申し入れがありました。

ご寄附いただいた大型テレビは85型で、峰浜小学校は体育館に、八峰中学校はランチ
ルームに設置しています。

若狭さんからは、令和元年から多額の寄附もいただいております、心から御礼を申し上げ
ます。

次に、全国学力・学習状況調査について申し上げます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実施されませんでしたでしたが、今年
度は5月27日に実施され、結果が8月31日に公表されました。

今回、小学6年生は国語・算数、中学3年生は国語・数学のテストが実施され、秋田
県は、小学6年生、中学3年生とも全国トップクラスの結果でした。

当町の状況を申し上げますと、小学6年生及び中学3年生のいずれも、全国トップク
ラスの秋田県の平均正答率を大きく上回った結果でした。良好な結果に甘んじることな
く、調査結果から明らかになった課題に対して、教育委員会、学校等が連携して教育活
動等の改善に取り組んでまいります。

次に、「第16回八峰町民野球大会」について申し上げます。

今年の大会は、例年より若干少ない13チームが参加し、7月18日、25日の2日間、熱
戦が繰り広げられました。

大会実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症予防対策のガイドラインを作成し、
ベンチ内での選手間の距離確保やマスク着用、共有用具の消毒の徹底などを各チームに
周知するとともに、開会式やホームラン競争イベントを見送るなどの規模縮小に努めま

した。

初日の峰浜球場における開幕試合では、新成人の加賀谷未佑さんが始球式を行い、大会に華を添えてくださいました。

決勝戦は、カッチキ台ベースボールクラブとプリンス目名湯の試合となり、随所に好プレーが見られ、決勝戦にふさわしい好ゲームとなりました。結果は、攻守に勝るプリンス目名湯が17対5で勝利し、見事4連覇を成し遂げました。

両日とも30度を超える猛暑にもかかわらず、大会を大いに盛り上げてくださいました選手や応援の皆様並びに運営にご協力いただきました八峰町野球連盟や審判部の皆様に、心から御礼を申し上げます。

次に、「東京2020パラリンピック採火式及び集火式」について報告いたします。

パラリンピックの聖火リレーは、オリンピックの聖火と一は異なり、開催国各地で採火される炎とパラリンピック発祥の地であるイギリスからの炎を一つにして聖火といたします。

当町では、8月12日、峰栄館前において、東京2020パラリンピック聖火フェスティバル、「八峰町の火」の採火式を行いました。

採火式に先立って、町内小・中学校の児童生徒からパラリンピック日本選手団に向けた応援メッセージをいただきました。総勢292名からのメッセージをパネルに掲示し、その前で木と木の摩擦で火をおこす、縄文時代の舞切り式火おこしで「八峰町の火」をつくりました。

火おこしは児童を代表して、八森小学校6年生の須藤慎之助さんと、峰浜小学校6年生の佐々木絆暖さんに行っていただきました。

「八峰町の火」は、8月16日、秋田市御所野のショッピングモールで開催されました「秋田県パラリンピックフェスティバル集火式」で、他市町村の火とともに一つにまとめられ、「秋田県の火」として8月20日に東京での集火式に映像で届けられました。

次に、ことぶき大学について申し上げます。

ことぶき大学開講43年目を迎えた今年度は、新入生2名を含む340名の受講申し込みがありました。受講者数は昨年度に比べ若干少なくなりましたが、それでも町内の小・中学校3校を合わせた児童生徒数を大きく上回り、町内高齢者の方々の生涯学習に寄せる意欲の高さを感じています。

昨年度は全ての事業が中止となり、大変残念に思っておりましたので、今年度は、高

齢者のワクチン接種が順調に進んだこともあり、例年6月から始まる各事業を延期し実施する予定でございました。

しかしながら、先般、第5波と言える新型コロナウイルス感染症の拡大がこれまでよりはるかに速いスピードで全国に広がり、県内でも複数のクラスターが発生し、また能代保健所管内でも感染拡大が見られたことから、今年度も全ての事業を中止する方向で検討を進めております。

事業への参加を心待ちにされていることぶき大学生の皆様には、大変なご迷惑をおかけすることになってしまいました。ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、令和3年度八峰町成人式について申し上げます。

例年8月14日に開催している八峰町成人式について、今年度は、令和4年1月9日に延期することといたしました。

新成人による実行委員会での協議を経て、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置地域を含む県外からの参加者も多いことなどから、夏の開催は難しいと判断したためであります。

今後、時期を見て再度実行委員会を開催し、新成人の方々のご意見を伺いながら、全国の感染状況を踏まえた上で、開催の可否等を判断したいと考えております。

なお、今年度の対象者は平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの方で、男性27名、女性36名の合計63名となっております。

また、開催に当たっては感染症対策を徹底した上で、当日出席される新成人及び来賓の方など全員に、1月9日、当日の朝、抗原検査を各自実施していただくこととし、本定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第69号、八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する規定について条例制定するものであります。

議案第70号、八峰町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定については、デジタル改革関連法の施行に伴い、改正法の引用部分について条例改正するものであります。

議案第71号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定については、デジタル改革関連法の施行により、個人番号カードの再交付手数料の徴収が地方公共団体情報システ

ム機構からの委任事項に改められたことに伴い、条例改正するものであります。

議案第72号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、道路法施行令に定める道路占用料の改正等が行われたことに伴い、施行令に準じた改正等を行うため、条例改正するものであります。

議案第73号、八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については、能代市の一部に区域外給水を行うため、条例改正するものであります。

議案第74号、八峰町過疎地域持続的発展計画の策定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく八峰町過疎地域持続的発展計画の策定について、同法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第75号、工事請負契約の締結については、ハタハタ館設備等改修工事の工事請負契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第76号、令和3年度八峰町一般会計補正予算（第3号）は、2億2,195万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を65億1,722万6,000円とするもので、主な歳出は、町内巡回バスの試行運転業務委託料及び5月17日発生の豪雨災害復旧工事費の追加などとなっております。

議案第77号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、679万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億7,233万8,000円とするもので、過年度精算による償還金や一般会計繰出金などの追加であります。

議案第78号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、45万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を2,587万3,000円とするもので、一般会計繰出金などの追加であります。

議案第79号、令和3年度八峰町合併浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、77万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を420万円とするもので、一般会計繰出金の追加であります。

議案第80号、令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）は、資本的収入及び支出に3,600万円をそれぞれ追加して、資本的収入の予定額を1億9,469万6,000円に、資本的支出の予定額を1億9,479万2,000円とするもので、内容は、八森処理区マンホールポンプ設備更新工事の実施に伴う補正であります。

議案第81号、令和2年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、令和2年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第82号から議案第87号までの各案件は、令和2年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

議案第88号及び議案第89号は、令和2年度各事業会計決算を認定していただくものであります。

議案第90号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、現委員である小林信夫氏を引き続き委員に選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

報告第3号は、令和2年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

報告第4号は、令和2年度八峰町一般会計の継続費の精算報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は22議案で、報告件数は2件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第4、議案第69号、八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） 議案第69号についてご説明いたします。

議案第69号、八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について。

八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、同法に基づく固定資産税の課税免除に関する規定を定める必要があるため、条例制定するものです。

次のページをご覧ください。

条例文です。

第1条の趣旨については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する市町村計画において、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する設備の取得等をした者に対する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるとしております。

第2条の課税免除の要件等では、固定資産税の課税免除の対象となる設備投資について、家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地であって対象金額は500万円を超えるものとしております。

なお、製造業と旅館業の場合のみ、資本金の額によって一部要件が異なっております。

また、課税免除となる期間は、新たに課税することとなった年度から3カ年です。

第3条の課題免除の申請等には、課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに申請書を提出すること等について、第4条の課税免除措置の承継には、対象事業が承継された場合の届け出等について、第5条の課税免除の取消しには、課税免除措置を取消すことができる条件について、それぞれ規定しております。

附則の第1項、この条例の施行日は、公布日となります。

同じく第2項、経過措置として、令和3年3月31日以前に旧条例の対象となる設備を新設、または増設した者については、なお従前の例によります。

説明は以上です。タブレットの方にも補足資料を載せておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第69号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 延長されるということですがけれども、今現在、この制度を利用している事業者はいるのでしょうか。で、町としては、これが改正されて固定資産免除の、免除じゃない、あ、免除ですよ、75%補填ですので、その場合に、どのような企業が入ってくるのか。で、それにこう何か手を挙げている事業者がいるのかどうなのか、その辺教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

現在のところ、対象者はありません。

なお、過去3年間の実績を見ますと、2つの事業者さんで3件の実績がございまして、3年間の全ての合計額でいきますと約380万円程度減免されたという実績となっております。

それから、2つ目のどのような企業がいるのか、手を挙げているのかにつきましては、

現時点ではそういったものは把握しておりません。

なお、新しい条例のもとで、昨年度申請された状況を見まして、今回取得金額が2,700万円から500万円というふうに大幅にこう緩和されているんですけども、その金額に基づいて対象事業所をチェックしたんですけども、対象になるところは出てこなかったといったことになります。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第70号、八峰町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第70号についてご説明いたします。

議案第70号、八峰町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたこと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正による引用法律の繰り下げのため、関係条例の一部を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改め文でございます。

本条例案は、八峰町個人情報保護条例及び八峰町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する一括改正条例でございます。

条例改正の経緯と内容について詳しくご説明いたします。

デジタル改革関連法が5月19日に公布され、9月1日から施行されました。関連法に含まれるデジタル庁設置法附則により、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更され、この改正の影響によって八峰町個人情報保護条例第25条の7が参照している行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の関連規定が改正されることから、改正が必要となったものです。

また、同じく改正法に含まれるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法第19条が改正され、個人情報を提供できる場面として、個人が転職した場合の転職前後の事業所間において本人の同意を得てその個人番号関係事務を処理する場合が同条第4号として追加されました。これにより、同条第4号から第16号までの規定が1号ずつ繰り下がるため、番号法第19条を参照している八峰町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第1条及び第4条について改正が必要となったものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第70号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 反対討論をします。

このデジタル法、菅総理のもとでこのデジタル法が国会で成立しましたけれども、これはやはりかなり問題があるということはいろんなマスコミでも報道されております。それが総務大臣から、まして総理に移譲されるということで、国民の個人情報が総理の権力集中のもとで国家統制される恐れがあります。法そのものが問題が多い中で、なおさら総理にこれが集中されるということは非常に危険でありますので、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第71号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第71号についてご説明いたします。

議案第71号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公共団体情報システム機構が「手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる」とされたことに伴い、手数料条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

条例の改め文でございます。

改正の内容は、条例中、別表にあります個人番号の再交付の欄を削除するもので、附則としまして、公布の日から施行し、9月1日に遡及して適用するものでございます。

条例改正の経緯について詳しくご説明いたします。

デジタル改革関連法が5月19日に公布され、9月1日から施行されました。関連法に含まれるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正され、カードの発行元であります地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの再交付について手数料を徴収できることと、当該手数料の徴収を地方自治体に委託できる旨が新設されました。このことにより、手数料徴収の根拠が法律に設けられましたので条例で手数料を定める必要がなくなったため、不要となった規定を削除する改正を

行うものです。

なお、機構が定める再交付手数料は800円で、これまで条例で定めていた手数料も800円ですので、窓口での手続、住民の負担に変更は生じません。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第71号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

換気のため、休憩いたします。11時3分より再開いたします。

午前10時57分 休 憩

.....
午前11時03分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第7、議案第72号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第72号をご説明いたします。

議案第72号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月6日

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。道路法施行令で規定される道路占用料が、固定資産税評価額の評価替え、地価水準の変動等を反映した額に見直したことに伴い、本条例の道路占用料の額に

についてもこれに準じて改正すること、その他所要の改正を行うため、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

徴収条例の一部を別表のとおり改めるものであります。

別表に第2条関係であります。占用物件の占用料が記載されておりますけれども、この項目の3分の2ほどが改正されてアップすることになります。

2ページ飛んで附則でありますけれども、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置として、2、この条例施行の際、改正前の規定により課した、または課すべきであった占用料の取り扱いについては、なお従前の例によるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第72号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第73号、八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第73号をご説明いたします。

議案第73号、八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月6日

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。能代市の一部に区域外給水を行うため、八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。

これは、現在、能代山本広域市町村圏組合で進めている一般廃棄物処理施設整備、ごみ処理施設の建設に伴い、組合からの申し出により、本町の簡易水道、峰浜地区から給水を受けられるよう区域を拡大するものであります。

次のページをお願いいたします。

改め文であります。表の中の区域を追加するものであります。

表の末尾に記載されているところが、1ページ飛んでご覧ください。最後の枠ですけれども、「能代市竹生字天神谷内の一部」とありますが、大変申し訳ありませんが、天神谷内の内という漢字が正式には地面の「地」という字になりますので、ここを訂正お願いしたいと思います。「能代市竹生字天神谷地の一部」であります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第73号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今の説明だと、広域の方でごみ処理の工事をしてる道路の関係で、結局、天神の踏切の向こう側なるんですか、かなりの世帯数何軒くらいで、一番近いところからの管の配置とか、私そういうのは詳しくないんですけども、かなりの費用とかそういうのはどういうふうになるんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 見上議員のご質問にお答えします。

添付資料として建設課の資料が図面に表示されておりますので、これをご覧いただきたいと思います。

この図面に表示されているとおり、赤い部分、これが今回ごみ処理場として、下の図面ですね、1ページ目の下の図面ですが、これがごみ処理場として建設予定地であります。約5.2haありますが、この区域にのみ給水をするということで、竹生の集落内の民家等には考えておりません。あくまでも処理場建設に伴う処理場のみの給水を提供して

いただきたいという申し出がありましたので、そこについてだけ県へ認可変更を行い、供給区域を拡大するものでございます。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。もとい。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 費用については全て広域の方で負担して、広域が八峰町内の指定工事店に発注する予定となっております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので……見上議員、声を出してください。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） その能代市に入るんですけれども、能代市の方のこの地域の水道はどういうふうな状況なってるんですか。その能代市の水道を使うには困難なわけですか。

○議長（門脇直樹君） 石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 能代市では当初、竹生地域も能代市で民家へ供給すると。そしてこの処理場も建設するかどうかもまだ未定でしたので、当初はここが区域に入っていないということでしたが、建設が見込まれてからはここも一旦能代市の区域の給水区域となっております。ただし、こここのところに国道を通して本管を持ってくるとすれば多大な費用がかかるので、八峰町ではポンポコ山のこの町境まで本管が入ってますので、ここから引くと取付道路まで数十メートルの長さで取り込みできるということから、八峰町に給水の拡大をして提供を求められたものでございます。したがって、能代市と協議し、区域を変更して八峰町から給水したいということでございます。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 施設では大量の水が使われると思われるんですが、例えば干ばつ期なんかには十分供給されるんですか。水の心配はないんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 給水ですけれども、この建物の水の利用は、まだ全体量は

提案されてませんのでつかめてませんけれども、この給水のほかに地下水を利用するというふうな条件でプロポーザルにかかっていますので、水道については主に飲料水等の少量と見込んでおります。したがって、町でここに給水したからといって不足するようなことは見込まれません。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第74号、八峰町過疎地域持続的発展計画の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） それでは、議案第74号についてご説明いたします。

議案第74号、八峰町過疎地域持続的発展計画の制定について。

八峰町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求める。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。八峰町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を必要とするためのものであります。

次ページ以降に計画の方載せてございます。

このたびの計画の策定につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末をもって期限切れとなりましたが、過疎地域においては引き続き総合的かつ計画的な

対策を講ずる必要があることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が4月1日から施行されております。八峰町は引き続き過疎地域の指定を受けておりますので、昨年度策定しました町の上位計画である第2次八峰町総合振興計画後期基本計画や第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基調に、八峰町過疎地域持続的発展計画を令和3年度から令和7年度の5カ年について取りまとめいたしました。

計画内容につきましては、これまでの過疎地域の自立促進から持続的発展に変わっていますが、市町村計画に掲げる事項については、大きな変更点はなく、計画に掲げる事項の部分で、持続的発展に関する目標、人口に関する目標、計画の達成状況の評価に関する事項が追加され、施策に関する事項の部分で、定住・移住・地域間交流の促進、人材交流のほか、地域における情報化と再生可能エネルギーの利用の促進が新設されたほか、公共施設等管理計画との整合性では、施策に関する事項ごととしており、各種数値等について時点更新を行っているものであります。

また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の第23条の減価償却の特例と、第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う免除を適用するためには、市町村計画に産業振興促進事項を定める必要があるため、このたびの計画に追加しております。

過疎地域持続的発展計画は、これまでの過疎地域自立促進計画同様、財政上の特別措置であります過疎対策事業債を活用するためには作成が必須となっている計画であります。

なお、今回上程しました過疎地域持続的発展計画において、これまでの過疎地域自立促進計画からの追加・変更した部分を朱書きで表示したものを、タブレットに別資料として議案第74号追加資料を掲示しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。何とぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第74号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 一通りざざとこう見ましたけれども、25ページの定住対策のところ、まあ行数が少ないんですけども、この定住対策のところ、若者、まあ私、一般質問したんですけども、定住させるために高校生、高校卒業した人たちの定住のための支援というか、そういうのも当てはまるのかどうなのか。

それとですね、63ページの子育て環境確保、高齢者等の保健及び福祉向上の増進とい

うところで、障がい者の、まあ真ん中辺のところ、(2)なんですけれども、障がい者の自立ということで、例えば障がい者がこれから高齢までいかない、50くらいになって、親がもう80なって見れないっていう場合に、グループホームをつくるとかそういうのも過疎対策債に入るのかどうなのか。

それとですね、最後に83ページの方に自然エネルギーって書いてるんですけれども、環境への負担が少ない循環型社会ということなんですけれども、今のところ環境への負担が少ない、陸上にしても洋上にしてもこれは見当たらないわけです、今建設されようとしているものは。で、それに対して、どういうふうな取り組みを行っていくのか。具体的じゃないんです、おっしゃってもらわなくても結構ですけれども、その辺もし構想があるようでしたらお話ししてほしいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

それこそ今、ただいま見上議員の方から25ページの関係とか63ページ、また83ページの関係のことについてご質問ございましたけれども、こちらの方の過疎債につきましては、町の計画の全体像をまずこう示すというのがまずひとつの目的でありまして、先ほどもちょっとこう触れたんですけれども、過疎対策事業債を活用する際にまず作成している計画であるというのがまず非常に色濃い計画であります。ですので、具体的な例えば施策といいますか、事業費等出てきた際には、こちらの方の計画に具体的にこう金額等示した上で一部改正というような形で対応することとなります。今現在ですけれども、まだそういった具体的な対策の方は特段考えておりませんので、細かな事業計画の方には記載されていないような状態となっております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第75号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） 議案第75号についてご説明いたします。

議案第75号、工事請負契約の締結について。

「ハタハタ館設備等改修工事」について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

1、契約の目的です。ハタハタ館設備等改修工事。

2、契約金額は、7,095万円。

3、契約の相手方は、住所 秋田県能代市浜通町1-45、商号又は名称 能代電設工業株式会社、代表者名 代表取締役 山田 倫。

4、支出項目は、令和3年度八峰町一般会計、7款商工費、1項商工費、5目ハタハタ館管理費です。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案の理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

説明資料につきましては、別添入札調べの方に資料が載っておりますので、ご確認いただきたいと思います。

今回の改修工事につきましては、ハタハタ館建設当時から使用している浄化槽の更新及び冷暖房設備の更新を実施するものです。

入札等の経緯についてご説明いたします。

本案件は8月16日に電子入札による指名競争入札を実施、指名業者は能代山本郡内のA級業者6業者でございましたが、応札は1業者のみであったため不調となりました。

本工事はハタハタ館を営業しながら準備を進め、休館日や閑散期である3月に2週間程度の休業期間を設け、その期間内で工事を完了させる必要があります。また、浄化槽につきましても、劣化による雨水や土砂等が流入し、処理しきれないものは現在汲み取りにて対応している状況であるため、早期に着工する必要がありますので応札された業者と契約したいと考えております。

なお、辞退された5社の理由ですが、作業員や技術者の確保困難、それと他案件への対応等が主な理由でございました。

説明は以上でございます。どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第75号について質疑を行います。質疑ありませんか。

5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 指名審査会の会長である副町長にお伺いをしたいと思います。

6業者を指名して応札したのは1業者という今ご報告でありました。早急に工事を行わなければならない。2週間の営業を休止するというような話も伺いましたが、急ぐ工事であったらですね、もう少し早く、そして6業者のうちの5社が辞退したと。これで入札が成立するかどうか。しかも7,000万円の工事であります。もし5社が辞退するようなことであれば、もう一度ですね入札をやり直しすると。他の地域からでも業者を参加させると、というようなこともですね考えていく必要があると思うんですよ。1社だけが応札してそれで成立をしてしまうとですね、これは入札ではないでしょう。7,000万円の工事ですよ。この辺のところをですね、どういうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えします。

今のご意見はごもっともなご意見です。ただ、今回、本来は須藤議員おっしゃったようにね、やり直すと、これがまず原則であります。ただ、今、全協でも再三お話、説明させていただきましたが、浄化槽等の老朽が激しく、日々運営にも困っている状態と、こういう状況でございますので、できるだけ工事を急ぐ必要がありました。そのためにまあ一括発注というのでもございましたので、その辺の環境等も考えまして、ハタハタ館が休業も最小限と、影響ない時期も合わせて工事する必要があつて、今回の苦渋の選択になりました。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） だからですね、このハタハタ館のこの今の工事のする場所のね老朽化は、もう相当前からあがっていたわけですよ。町長も十分、ハタハタ館の社長である、まあこの町長ですね、十分認識しておりました。早急にやらなければならなかったらですね、もう少し早くこの工事の入札があってもよかったのではないかと。今ぎりぎりのところに来て、こういう入札をして1社だけが応札をすると。私はこういうことはやはりあってはならないと思うんですね。今後十分肝に命じて、こういうことがないようにひとつ心がけていただきたいというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えします。

今のご意見はもったもですので、今後の工事の進め方について十分余裕を持ってこのようなことのないようにこれから取り組みたいと思いますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 関連して伺います。

2週間の休業とありましたけれども、その間の職員の休業補償はどのようになっているのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

職員の休業補償につきましては、まあその間、ハタハタ館は営業はしませんが、職員は出る可能性もございます。そこあたりに関しては、ハタハタ館、ハタハタの里観光事業株式会社の方で対応する事項ですので、こちらの方では回答は控えさせていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第76号、令和3年度八峰町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第76号についてご説明いたします。

議案第76号、令和3年度八峰町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度八峰町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,195万9,000円を追加し、総額を65億1,722万6,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正であります。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

地方債補正の追加及び変更につきましては、「第2表 地方債補正」に記載しております。

3ページをお開きください。

1、追加の公共土木施設災害復旧事業につきましては、5月16日から17日にかけての豪雨により普通河川夏井沢川の左岸が2カ所決壊したことに伴う災害復旧工事費の充当財源として、1,100万円を追加補正するものでございます。

2、変更のうち、過疎対策事業の通常分につきましては、林道熊沢線改良工事において現在道の拡幅が必要となったことに伴い、土地購入費の充当財源として40万円の追加補正を、農業施設災害復旧事業につきましては、5月16日から17日にかけての豪雨により埴苗吉頭首工右岸が被害を受けたことから、概算工事費を6月1日付けの専決処分により予算措置しておりましたが、当初、工事用作業道路を敷き砂利に見込んでおりましたが、県の指導によりまして敷き鉄板に変更となり、その結果、現計予算に不足が生じ、その充当財源として230万円を追加補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、9・10ページの22款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書7ページ以降をご覧ください

ながら歳入歳出の順にご説明いたします。

7・8ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、令和2年度分の事業費を精算した結果、過年度分として追加交付されるものでございます。1節では自立支援給付費負担金分として309万4,000円を、2節児童手当負担金分として1万9,000円、合わせて311万3,000円の追加補正でございます。2項国庫補助金2目民生費国庫補助金につきましては、介護報酬改定に伴う電算システム改修費として71万円の追加補正でございます。6目災害復旧費国庫補助金1節農林水産施設災害復旧費補助金につきましては、先ほど地方債の変更のところでもご説明いたしましたが、埴苗吉頭首工右岸の災害復旧工事において、工事施工方法を再検討したところ、工事費を増額する必要が生じたので、それに伴い260万円を追加補正し、また、6月1日付けの専決処分で8目農林水産費国庫補助金として予算措置しておりました300万円を課目更生し、合わせて560万円の追加補正でございます。2節公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、先ほど地方債の追加のところでもご説明いたしましたが、普通河川夏井沢川の左岸が2カ所決壊したことに伴う災害復旧工事費の補助金として、1,261万8,000円の追加補正でございます。

16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金につきましては、住み慣れた生活環境の中で最後まで家族とゆっくりと過ごすことのできる介護施設等の看取り環境を整備する特別養護老人ホーム等空間整備事業補助金350万円の追加補正でございます。

19款繰入金1項特別会計繰入金1目介護保険特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計からの繰入金203万3,000円の追加補正でございます。

9・10ページをお願いします。

19款繰入金1項特別会計繰入金2目合併処理浄化槽事業特別会計繰入金につきましては、合併処理浄化槽事業特別会計からの繰入金77万4,000円の追加補正でございます。3目沢目財産区特別会計繰入金につきましては、沢目財産区管理会において繰越金の半分を一般会計へ繰入することが決定されましたので、670万円を追加補正するものでございます。

20款繰越金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整のための追加補正1億7,621万1,000円でございます。

22款町債につきましては、先ほど第2表 地方債補正のところでもご説明いたしまし

たが、1項町債3目農林水産業債につきましては、林道熊沢線改良事業の土地購入費の充当財源としまして過疎債40万円の追加補正でございます。8目災害復旧事業債1節農林水産業施設災害復旧事業債につきましては、埴苗吉頭首工右岸の災害復旧工事費増額に伴い、充当財源として230万円の追加補正でございます。2節公共土木施設災害復旧事業債につきましては、普通河川夏井沢川の左岸が2カ所決壊したことに伴う災害復旧工事費の充当財源として1,100万円の追加補正でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

11・12ページをお願いいたします。

はじめに、2款総務費1項総務管理費についてご説明いたします。

5目財産管理費につきましては、岩館地区のカネタ床屋さんの山側に公衆用道路がございます。これまで何度か舗装路面の補修を行ってききましたが、現地を確認した結果、舗装の傷みが大きく、全体に手をかけなければいけない状況から、岩館向台地区公衆用道路補修舗装工事として500万円の追加補正でございます。6目企画費につきましては、町内巡回バス関連でございます。当初予算編成時は、令和3年度の試行運転期間を6月から11月までの6カ月間を想定しておりましたが、バス事業者との協議と公共交通会議を経た結果、試行運転は来年3月末までの10カ月間行うこととし、また、バス事業者が運行している岩館線と大久保岱線が10月から休止とすることから、1ルート当たりにおける1週間当たりの運行日数、1日当たりの運行回数を増便することとして対応することに伴う追加補正でございます。10節需用費につきましては、巡回バスの燃料費と運行時刻表作成に要する印刷製本費を、11節役務費につきましては、巡回バスとして使用する車両の保険料を、12節委託料につきましては、巡回バス運転業務の委託料を、13節使用料及び手数料につきましては、使用する車両の借り上げ料、21節補償、補填及び賠償金につきましては、巡回バス試行運転期間は運賃無料で行いますので、購入済みの定期券で10月以降の期間が残っている場合や、購入済みの回数券が今後使用する際に額面が合わない場合に対処するための補償金として、合わせて1,690万8,000円を追加計上しておりますが、11節役務費において、当初、運転業務をシルバー人材センターに依頼することを想定したところ、運転手を確保することができないなどから126万7,000円を減額するもので、トータルで1,564万1,000円の追加補正でございます。7目電子計算費につきましては、システム改修関連でございます。12節委託料の住基ネットにつきましては、これまで独立していた戸籍システムと戸籍の附票に住民コードを紐づけすることで、シ

システム連携させるものでございます。健康管理システムにつきましては、検診実施機関から提出された結果を標準的な記録形式により受け取ることができるようにするシステム改修と、検診の情報をマイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を図るため、自治体中間サーバーに情報登録できるようにシステム改修を行うものであります。18節負担金補助及び交付金につきましても、介護保険制度の改正に伴い、必要となるシステム改修費を電算システム共同事業組合へ支払う負担金であり、合わせて578万9,000円を追加補正するものでございます。9目自治振興費12節委託料につきましては、岩館地区防災コミュニティセンター建設事業関連でございます。既存の岩館体育館を今後も活用する場合、具体的にどの程度の改修費が必要となるかを積算し、今後の事業方針を決めるため、積算業務委託料を追加計上するものでございます。

なお、14節工事請負費の現計予算、岩館体育館解体工事分に余裕がありますので、355万2,000円を組み替えるものでございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、新たに集会施設補修事業を要望する自治会がございましたので、100万円の追加補正でございます。

13・14ページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費につきましては、先般、法務局による事務検査が行われた際に、電算化以前の戸籍簿及び除籍簿についても法令に基づき耐火性の書庫に保管するよう指導がありましたので、その対応として耐火性の書庫を4台購入し保管することとし、また、耐火性の書庫は1台当たりの重量が約500kgあることから、設置場所等の耐荷重対策も必要となりますので、11節役務費に設置場所の耐荷重対策費として手数料80万円を、17節備品購入費に耐火性の書庫4台分購入費として167万2,000円、合わせて247万2,000円の追加補正でございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきましては、6月21日付けで人事異動を行っておりますので、それに伴い、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生費との人件費の組み替え補正でございます。6目介護保険費18節負担金補助及び交付金につきましては、歳入16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金のところでもご説明いたしましたが、住み慣れた生活環境の中で最後まで家族とゆっくりと過ごすことのできる看取り環境を整備する特別養護老人ホーム等空間整備事業補助金350万円の追加補正でございます。

15・16ページを開きください。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生費につきましては、先ほど 3 款民生費のところでもご説明いたしました。6 月 21 日付けで人事異動を行っておりますので、それに伴い、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費との人件費の組み替え補正でございます。

次に、6 款農林水産業費についてご説明いたします。

1 項農業費 5 目農地費につきましては、5 月 16 日から 17 日にかけての豪雨により峰浜及び沼田土地改良区で頭首工が被災したほか、横内水利組合ではポンプが故障したことにより町単農業農村整備事業補助金が不足することに伴い、100 万円を追加補正するものでございます。2 項林業費 3 目林業整備費につきましては、林業熊沢線改良工事において現在道の拡幅が必要となったことに伴い、用地を確保するため、11 節役務費に土地登記等の手数料として 95 万 7,000 円を、16 節公有財産購入費に用地買収費として 40 万 7,000 円、合わせて 136 万 4,000 円の追加補正でございます。

次に、7 款商工費についてご説明いたします。

17・18 ページをお願いいたします。

1 項商工費 4 目森林体験交流費につきましては、バーベキューハウスの解体工事を行っていますが、建物内の残置物処理量が想定していたよりも多かったことから、11 節役務費に処分手数料 24 万 8,000 円を、13 節使用料及び手数料に車両借り上げ料として 19 万 8,000 円、合わせて 44 万 6,000 円の追加補正でございます。6 目ポンポコ山公園管理費につきましては、10 節需用費の修繕料において、当初措置した予算を全て執行しましたので、20 万円の追加補正でございます。

次に、8 款土木費についてご説明いたします。

2 項道路橋梁費 1 目道路維持費 11 節役務費につきましては、急傾斜地崩壊対策として設置している側溝が泥で埋まり、道路にあふれ出てくる箇所がありますので、側溝の泥上げや周辺部の草刈りを行うため、100 万円を追加補正するものでございます。13 節使用料及び賃借料につきましては、当初措置した予算は購入契約した 2 t ダンプが納入されるまでの期間のリース料に充てましたので、今後の町道維持作業に伴い車両や重機等の借り上げの際に不足が生じる見込みから、30 万 4,000 円の追加補正でございます。17 節備品購入費につきましては、これまで使用していたオートレベルが故障し、老朽して修理できないために新たに購入する費用 24 万円の追加補正でございます。

次に、9 款消防費についてご説明いたします。

1 項消防費 3 目災害対策費18節負担金補助及び交付金につきましては、今年度から、地主不在等によって管理が行き届かない宅地等において、景観、衛生上の問題のほか、危険を未然に防止するため空き地等の草刈りを行う自治会へ補助金を交付しておりますけれども、今後不足が見込まれることから20万8,000円の追加補正でございます。

19・20ページをお願いいたします。

10款教育費につきましては、後ほど教育長から説明させていただきます。

次に、11款災害復旧費についてご説明いたします。

1 項農林水産業施設災害復旧費につきましては、先ほど地方債の変更と歳入国庫支出金のところでもご説明いたしましたが、埴苗吉頭首工右岸の災害復旧工事において、工事施工方法を再検討したところ工事費を増額する必要が生じたので、520万円の追加補正でございます。2 項公共土木施設災害復旧費につきましても、先ほど地方債の追加と歳入国庫支出金のところでご説明させていただきましたが、普通河川夏井沢川の左岸が2カ所決壊したことに伴う災害復旧工事費として2,364万9,000円の追加補正でございます。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

21・22ページをお開きください。

2 項諸費 1 目国庫支出金返納金につきましては、令和2年度分の事業精算に係る過年度分の返還金でございます。未熟児療育医療費国庫負担金、介護低所得者保険料軽減負担金、障害児入所給付費負担金、児童手当国庫負担金、合わせまして63万2,000円の追加補正でございます。3 項基金費 1 目財政調整基金費につきましては、令和2年度一般会計決算により2億9,853万2,000円の余剰金を生じておりますが、地方財政法第7条第1項の規定により、当該剰余金の2分の1以上の額を基金に積み立てることとされておりますので、1億5,000万円を財政調整基金に積み立てるための追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、10款教育費につきましては川尻教育長からご説明願います。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、私の方から教育費についてご説明いたします。

10款教育費、戻っていただいて19・20ページをお開きください。

5 項社会教育費 1 目社会教育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度の成人式を1月9日に延期しておりますが、当日の朝にコロナ抗原検査

キットにより陰性を確認した上で安心・安全に式典に参加できるよう、検査キットの購入費として消耗品費33万円の追加補正でございます。2目公民館費につきましては、現在、峰栄館及びファガスの図書室では図書の返却があった際に除菌スプレーでの拭き取りを行っておりますが、紫外線照射機能を持つ図書除菌機を導入することによって表紙だけでなくページの中まで除菌可能となることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として図書滅菌機2台の購入費として215万6,000円の追加補正でございます。5目八森文化交流施設管理費につきましては、ファガス2階図書室の雨漏りと、トイレの手洗い用水栓冷却塔のウィジベルト交換修繕が必要となりましたので、71万3,000円の追加補正でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時58分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

これより議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 最初に沢目財産区の繰入、先ほど一般会計の中に入れるということでしたが、この沢目財産区からの半額だけ、の金額を入れるためのその理由っていうものが必要だと思うんですが、こういうふうに使ってくださいとかっていう条件が何か提示されたもんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

特別会計から一般会計への繰入につきましては、財産区管理会におきまして、会計内に各工事への交付金の残余である繰越金が積み上がったものが多額になり、まず会計内で使途の見込みがないことから、まあ2分の1と、程度ということで額を決定いただきまして、このたび繰入することにしたものでございます。特定の使途等については特段協議はされておられませんけれども、いわゆるその一般会計で財産区の事務を行っていることに対する事務費に相当するものということで認識を得たものと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この財産区の財産使途っていうのは、福利厚生とかそういう教育的な部分、あとは、まあ大体そういうふうなものに使うという前提で残してるはずなのでですね。ところがそれが余ったからといって、まあ一般会計、まあこれは一般会計に入るのは非常に町としては財産的に入ってくるからいいわけですけども、本来的に残した意味、ずれてしまってるんじゃないかなと思う。だからその財産区そのものの性格性っていうか、まあそれが意味がなくなってきたのではないかなと。結局、財産区に、いくら売った収入を財産区に残していても、もう既に使う必要性のない金まで入っていったら。そうではなくて、やっぱりもしやったにしてもですよ、例えば学校の通学のバス代、ああいうふうなものを例えば旧八森と峰浜地区の児童数に分けてですね、その分から町に何だ、バス代の、子どもらのバス代の運賃のために使ってくださいとかっていうね、そういうふうな使い方の条件つきで町に繰入してやるというふうな、そういうふうな趣旨がないと私はおかしいと思うんですよ。でないと、財産区というふうなものの意味がないというふうに私は感じるんですが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今回の寄附の部分については、山本議員の一般質問の中で長い時間かけていろんな意見交換しました。で、基本的に沢目財産区、自分たちの財産の部分の管理しているその中から利益が生まれる環境が出てきた。して、山本議員の部分については、のご意見は、1,000万円を超える繰越が出てくる。この部分についてはもっと有効に活用すべきでないかみたいなそういう話もありましたので、私の方で沢目財産区の管理会の方にお諮らしたら、まず規則的には入ってきた95%は沢目財産区の構成の郷中に入って、5%が手数料的な意味合いで町の方に入るというふうなそういう仕組みです。その5%分が積み積みもって1,000万円以上もなったっていう部分が今申し上げた背景にありますので、そこの部分については町の方が本来であれば沢目財産区で事務局を雇って自分たちで管理すればいいんだろうけども、峰浜村時代からそういうふうな形のルールの中で、95%は各構成郷中のそれぞれの財産、持ち主の方に行って、5%は町の方に事務局費的な形で入ってきてる。そういう部分で、今回半分ほどだったら入れてもいいんでないかっていうふうなことで合意を得たもんですから、そこの部分については今議員がおっしゃったように特別な目的でこうだかっていう部分でなくて、いわゆる町の福祉の増進に使ってくださいと、広く全般的に使えるお金だというような形で理解しています。

- 議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。
- 2番（山本優人君） 3回しかチャンスがないのでこれで終わりますけども、そうすると財産区に直接行った95%の分については、これからも手つかずというふうな形になるわけですね。で、それは将来的にもずっとそのままいくという考え方でいいんですかね。私はその辺はやはり財産区のトップとしてですね、その辺はアドバイスなり、そっちの方に、町のために使える、使って、使わせてくださいというふうな姿勢でいかないとおかしいんじゃないかと思いますが、どうですか。
- 議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 山本議員の主張は95%の部分だと思うんですが、ここの部分は特別地方公共団体の過去のもう明治の時代の合併の部分からのいきさつで、ここの部分に関しては何度もこうお話してありますが、これはそこの沢目財産区を構成するそれぞれ財産持ってる人方の収入ですから、そこの部分については町の方にそこの本体の95%の部分を町の福祉の増進に使うとかっていうふうな形では、これはできないと思います。それぞれの郷中でそれぞれの郷中の住民の福祉の向上のためにそれを原資にして運動会やったりいろんなことをやっていますから、そういう形で郷中のこう私利的な目的でやっていると違って、そこの住民のための福祉の増進にやっていますので、結果的には八峰町の福祉の増進に繋がるんですけど、ただ、5%の部分については事務局費的な形で役場がいただいて管理してるものですから、そこの部分については額も1,000万円も超える額なっているので、それを町の方に何か使わせていただけないかっていう話の部分で合意を得たので今回670万円という予算。95%の本体は、これは町の方で入っていけない部分です。
- 2番（山本優人君） お願いしたらどうですかという話をしているんですよ。
- 町長（森田新一郎君） これお願いしても聞いてくれません、これは。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- 7番（見上政子さん） 私も沢目財産区のことについて伺います。

5%の事務費ですので、これは5%は必ず町の方に5%事務費が下りるということは決まっていますので、これをわざわざ沢目財産区の方にこの5%を使わせてくださいというふうな話になったとすればそれはちょっとおかしいと思います。これはもう積み立て、今までの積み立てが何年間分か分かりませんが、ほんの1年間だとそんなわずかなお金だと思います。これが1,500万円たまったのでその半分をってということですが

れども、その半分を一般会計に繰り入れるということで、これはやはり沢目財産区で一番大きいのはゴルフ場の使用料とか、私はやっぱり気にするのは風力の借地だと思うんです。その風力の部分もかなり東北電力からのとか下りてますので、その金はやはり風力に関する調査とか、それから健康被害を訴えてる人もいますので、そういうものに何か町として使うべきではないかと、このように思います。

それとですね、基金のことでちょっと伺いますけれども、まあ余剰金のできたのでこの2分の1は基金へということの決まりになってるようではございますけれども、この余剰金が今回は特別多かったのか、例年と比べてどうなのか。で、その余剰金、なぜ余剰金が生まれたのか。それから、基金は現在どのくらいになってるのか。その辺を教えてもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 剰余金に絡む基金の部分については、企画財政課長。これは財調の部分ですので、ここの部分については、まあ高杉課長の方から答えてもらいますが、最初の沢目財産区の部分です。

これは、沢目財産区の部分のその5%の部分の手数料の部分の使い道ですけど、これ、まあこれまでの部分、峰浜村時代ですね、まあ今もそうなんですが、例えば財産区管理会会議あります。お茶代とかかかります。これは一切町の方で予算化してませんので、その事務費、繰越金の中からそういう会議を運営するためのも出してます。まあそれが基本的には大きいのは、山の木を売った金が入ります。今、まあ沢目財産区の中の水沢郷中の部分は昔から自分たちのお金で育ててきた山があります。これが今、ウッドショックもありまして高値で売れてますから、最近ここの部分の収入が大きいです。それとあと、風力の立地に伴って、その立地させる部分についてのいろんなこう風力の会社の方と自治会、まあ郷中の方との話し合いの中で生まれているお金もあります。それと今見上議員がおっしゃったように、田中であればゴルフ場のお金もあります。これはこれでそれぞれのいわゆる財産の持ち主である方々の権利ですので、その95%の部分はその郷中の皆さんの所有権そちらですから、5%の部分をどう使うかの部分については、これまではお茶代とかそういう話しかないんですが、もともとそのお金出なかった、なかったんですよ。だから問題にならなかったんですが、収入が入ってくるもんですから5%も多くなって膨れ上がってきたと。だからその部分に、水沢郷中の部分の管理会の取り決めでは全額をこっちの方さやるんじゃなくて、とりあえず半分与えるというふうな

形でこうやられたんで、毎年お金もらえるわけでもないんで、ここの部分については、まあ私の方では何度もお話すれば事務費的な形のお金だというふうな形でお話してはいますが、その部分をその繰越金を使って風力の関係の調査するとかそういうふうな性格のお金ではないという形で思っています。

○議長（門脇直樹君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 見上議員の基金に関するご質問にお答えします。

まず基金は、財調を取り崩して基金を使用した精算後の金額でございます。で、昨年は1億3,200万円積み上げています。して余剰金が2億6,359万円です。で、今年は昨年より1,800万円ほど多くなっております。全体の基金額については、今、残高については企画財政課長の方に今調べてもらっていますので、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの見上さんのご質問にお答えします。

大変申し訳ないんですけども、私、今ちょっとその詳細の資料持ち合わせてございませんので、回答の方は後ほどにさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしましても議員の皆様の方にも決算書の紙出しされていたものがあるかと思っております。そちらの方の財産に関する調書の中の最後の方のページに基金の残高の一覧の方も載っておりますので、そちらの方ご参照いただければというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 14ページの民生費18節特別養護老人ホーム等空間整備事業ですね。これ看取り環境を整備するための事業の補正だとおっしゃったと思うんですけども、これ具体的にどこをどのように整備するのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

これは、水沢にあるグループホーム水沢の里という9人1ユニットの施設でございます。ここに先ほどご説明いたしましたように看取り環境の整備ということで、家族も一緒にその終末期を迎えた方に付き添って泊まれると、こういう施設です。1階、全体では建物は木造一部2階建て、大体77坪ぐらいの建物ですけども、今回はその1階に26㎡、約8坪弱の建物を増築しまして、静養室とか炊事場、ユニットバス、脱衣場つきの、こういう施設を整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 20ページの教育費の成人式についてですけど、これオンライン開催するというのを考えていないでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 奈良議員の質問に答えたいと思います。

6月の18日に成人式の実行委員会を開きまして、新成人の方と話し合いました。いろいろ事情をお話しましたところ、まあ町としてはお祝いしてあげたい。でも成人の人方としては、やはり集まりたいというのが一番だということで、前年度のものも1年こう繰り越しましたけども、やっぱり集まれないということで中止になりました。この方々もやはりそういうふうな気持ちですので、私としてはオンラインとしてもいいのかなと思ってたんですが、是非集まりたいというふうな話で、まず1月に延期しました。で、集まる際には、まあ県外からも来ることになりますので、その時のワクチン状況もありますけども、まあリモートというのは難しいかなと。それよりやっぱり集まれる環境をつくるために、今回提案した抗原キットを購入して実施したいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） もし集まれないような状況がまた来てしまったら、その時はどのようにされるのでしょうか。その時は中止ですか。もし中止でなく、その時はオンラインで開催するとか代替案というのを考えてないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 本当、私としてはやりたいというふうな気持ちは強いですが、それではオンラインでもと考えてますが、時期を見てまた実行委員会を開いて、そこについては検討したいと思います。

ただ、前年度のというか昨年度のその成人式の方々の気持ちを聞くと、1年こう延期することによって就職の時期に、大学生であれば就職の時期にぶつかるとか、なかなかこう1年経つと気持ちが離れてしまうとか、そういったこともありましたので、成人の方々の気持ちを考えながらオンラインなりやるか、あるいはもしかしたら中止になるかもしれないけども、話し合いたいと思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 沢目財産区のことについて、ちょっと山本議員と見上議員がちょっと勘違いされてるのがあるのではないかなということで、私からちょっとお話ししたい

と思います。

今、沢目財産区の一番の収入は、先ほど町長言ったように木材が値上がりして木が高く売れることなんです。で、その木というのは沢目地区の我々の先祖が植えた木が今たまたまお金になっているので、その大きなお金があるということをちょっと、何ていいますかね、それを町にとかっていう話ありますけど、例えば沢目財産区、水沢郷中ではコミセンを建てる時にも確か500万円だったかな。

(「1,000万」と呼ぶ者あり)

○9番(笠原吉範君) 1,000万でしたっけ、町に寄附をしています。そして去年、6町内会に総額500万円の助成金を各町内会に助成しております。して、今年の春には各町内会の農事班にも助成をしております。で、また2年に一回、大運動会やユニカール大会、そういうことにも使っております。先祖が植えてくれた木を地区の住民の福祉に使っているところであります。決して風力が大きいとかゴルフ場がっていうよりも、一番の収入源は木材で、我々の先祖が植えたものだということをつけ加えさせていただきます。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番(皆川鉄也君) 財産区のことでお伺いをいたします。

まず5%、これもうまあ従来から決まってる事務費でございますから何も異論があるわけございませんが、ただ、先ほどから半額の今回の補正額になったわけでしょうけれども、いきさつをですね、管理会のいきさつなんかも、ただするっともういいですよというぐあいになったのかですね。長年の積み重ねで1,400万円何がしの繰越金が出てたと思うんで、管理委員会の委員の皆さんもそれぞれみんなこう交代交代で来てると思うんで、長い歴史の間では古い部分分かってない委員さんもおるんじゃないかなという気がしたんですが、その委員会のいきさつをですね、もし教えていただけるんであったら教えていただければなと。

○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 最初は山本議員との長い時間かけた沢目財産区の一般質問のやりとりの部分で感じた部分なんですけど、その部分で長い年月かけて1,000万円を超える繰越金があるという部分で、そこで私の方から、まあ議会でこういうやりとりがあつてということを示しながら、ここの部分の取り扱いについての各委員の意見を伺いました。その中でいろんな意見あつたんですけど、まあ現実的にまあそれが問題になっているようであれば、町の方に、まあ町の福祉の増進に使ってもらう、いわゆる目的もなく、ま

あ一般会計の方に繰り入れしてもいいのかなというふうなそういう意見でまとまったものですから、今回の9月補正に計上できたことであります。この補正予算に計上するに当たっても、直前に管理会を開いて同意を得なければ出せませんので、その部分についても管理会の同意を得て、このくらいの金額でいいですかっていうふうな、その時には毎年半額寄附とかそういう話では駄目ですよと。とりあえず今回はこういう670万円というふうな形で寄附しますが、この次の部分はまた改めて相談というようなそういう流れになってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 重ねて質問してありますが、この後もですねこの5%というのは、きっと私、糸を引いていくと思うんですよ。私から言わせると、この5%というのは町で自由に使えるお金じゃないんでしょうかなというぐあいになってます。管理会に諮って承諾取るとかという性質のものではないんじゃないかなというぐあいになってます。95%はそれぞれの関係の地域の方に支払ってるわけですから、この5%は町の事務方の職員が一生懸命事務を執ったり何かしてるそういったことに充ててもいいんじゃないかなという、私も役場の職員時代からそういうぐあいになってました。ところがなかなかやっぱり長い年月がそういう歴史を生んでくるわけですから、私の一存でどうこうするというわけにもいかないんであれしてきましたけども、今回こういうぐあいになったとすれば、私はこの後、残りはこのままにしておいてもいいんですけども、5%は役場の職員の例えば時間外なるかもしれないし、いろいろあると思うんで、そういうものに使った方がいい、すっきりしていいんじゃないかなという気、前々から思ってるんですが、町長いかがでしょうかね。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この沢目財産区の議論を始めた時から、私はこの5%の性格っていうのは、本来沢目財産区で事務職員を立ててそこで管理すればいいのを、それができるほどの収入なかった時代もありましたので、そういう事務職員雇わずにそのかわり事務的なことを役場でやってくれと、その見返りだという形で理解して、私はその沢目財産区の担当する職員の人件費に充ててもいいかなって形の思いもありました。で、そういうお話をしてました。だけれども、まず今までの長い歴史があるわけですので、それをいきなりボンという形にいきませんので、まあ段階的にはそういう流れもまた相談いたしますけども、今その5%の部分がこれが実態だとしても、いわゆる沢目財産区の

事務をやる人の人件費に相当する分だというふうな形で強くやったとしても、これはやっぱりその後々にまた問題が起こりますので、そういう認識は持ってますけど、その部分については長い歴史の部分も踏まえながら、沢目財産区の委員の皆さんと議論しなければいけないというふうな形で思います。決してここで止めてるわけではありませんので、この先も沢目財産区の委員の皆さんと意見交換、まあ今、皆川議員がおっしゃったような部分も念頭に置きながら議論していきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 私から巡回バスの件で伺いたいと思います。

今回全協でいろいろ説明を受けまして、ルート、あるいは時間等々、大変詳細にわたってきめ細やかに作られておりました。ご苦労様と、こう申し上げたいと思います。

そういう中でひとつ思ったのが、私、岩館線しかですね、まあ具体的なことは知るよしないわけですが、岩館から道の駅までのルート、まあ午前中2回、午後から1回入ってますけども、これ逆にその岩館方向行きの部分に対する審議なり、まあ検討とか話題に出なかったのかどうか。その点ひとつ確認しておきたいと思います。何だかんだ決まったことに異論申し上げるわけではなくて、そういう経緯ですね、経過ですね、何かなかったのか。要するに午前中が道の駅行き、午後から岩館行きという、まあ感じじゃないですけども、そういう分かれになってますんで、その辺を少し確認したいと思います。

それからもう一点ですが、今日ですね新聞報道で岩館の防災センターの記事がありました。そういう中で、あれっと思ったのが、その改修、まあ耐震化改修すればですね、体育館と防災センターの位置関係。何か前と違うんじゃないのかなという思いで見たんですが、その辺確認。今までの集会所跡に防災センターという形に何かなっていたように思うんですが、違いますか。その辺の確認をひとつお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） 菊地議員のご質問にお答えします。

まず私の方からは、最初に巡回バスの件についてお答えいたします。

それこそ巡回バスのルートを検討する際に当たりまして、いろいろなやっぱり時間帯を検討しました。そこで、それこそ全協の時とか、あといろいろこう説明もしたんですけども、まず能代厚生医療センターに8時半前に到着するということのルートの構築

をまず第一に考えました。で、今現在なんですけれども岩館線等そのまま残っている状態で、町の巡回バスの方も午前午後とも2便ずつというような形でありますけれども、私の方でもバス乗車券類補助金等使っている方々から実際の使い方等もアンケートも実施しております。その中で一番いい使い方を考えた場合なんですけれども、10月1日以降は午前3便、午後から道の駅行きですね、あ、岩館から見た時の、その時に午前3便で、帰りの時も3便というような形でいけば、まずそのアンケートの方に答えてくれた方々の要望にもかなり沿うことができるのではないかというふうに考えてやっております。

また、中には個別にどうしても時間帯合わない方ということの相談も受けております。そういった方に関しましては、個別に対応するというところで回答の方しております。

○議長（門脇直樹君） 和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 続きまして、菊地議員からの岩館防災コミセンに関するご質問にお答えしたいと思います。

建設の場所に関してということだと思いますが、これまでご説明しましたところと町の考え方は変わっておりませんで、用地としましては今の生活改善センターのあるあの一帯を防災コミセンの建設用地として考えておりまして、具体的には旧岩館こども園の跡地、あの場所を中心に防災コミセンの建設場所ということ考えております。岩館体育館、まあ改修して残ることも可能性としてありますので、その場合は当然隣接する形で建設されることになるものというふうに考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 私ちょっと今、正確に確認できてませんのであれですが、今のセンター、改善センターの部分はあれは更地になるんじゃない。

○議長（門脇直樹君） 和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） すいません、説明が不足で申し訳ございません。

現在の生活改善センターは防災コミュニティセンター建設後には解体をいたしますので、あの今の建っているところは更地になる予定でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第77号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第77号についてご説明いたします。

議案第77号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ679万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,233万8,000円とする。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

議案書の6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。

歳入の内訳は、3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金2節過年度分317万9,000円を、5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金2節過年度分102万7,000円を、8款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金に258万9,000円をそれぞれ追加するものであります。これは前年度、令和2年度ですけれども、事業の確定による精算であります。

次に、議案書の8ページ・9ページをご覧ください。

歳出でございます。

歳出につきましては、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金22節償還金利子及び割引料476万2,000円を国庫支出金等過年度分返還金を追加するものでございま

す。地域支援生活事業の介護予防包括支援事業等、各種事業確定による精算であります。

6 款諸支出金 2 項繰出金 1 目一般会計繰出金 27 節繰出金 203 万 3,000 円につきましては、先ほど議案第 76 号一般会計補正予算でも説明がありました一般会計繰出金であります。こちらにつきましても、事業確定による精算でございます。

以上のおり、全て過年度分、令和 2 年度の事業確定によるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第 77 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第 77 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 78 号、令和 3 年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第 78 号についてご説明いたします。

議案第 78 号、令和 3 年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 3 年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 45 万 6,000 円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 2,587 万 3,000 円とする。

令和 3 年 9 月 6 日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 森 田 新一郎

補正予算の内容につきましては、6 ページ以降の事項別明細書に基づき、歳入歳出の

順にご説明いたします。

はじめに歳入をご説明いたします。

6・7ページをご覧ください。

2款繰越金につきましては、令和2年度からの繰越金が1,340万358円と確定いたしましたので、予算未計上分40万円の追加補正でございます。3項諸収入1目雑入につきましては、白神森林組合と契約している分収造林事業推進資金について歳入の実績見込みが確定いたしましたので、当初予算との差額5万6,000円の追加補正でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

8・9ページをご覧ください。

1款財産区管理会費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、一般会計補正予算でご説明いたしましたとおり、財産区管理会において決定した令和2年度歳入歳出決算による余剰金の2分の1の額を一般会計へ繰り出すための繰出金670万円の追加補正でございます。2目財産管理費につきましては、歳入にありました白神森林組合と契約している分収造林事業推進資金について歳入の実績見込みが確定しましたので、各郷中への交付金として18節負担金補助及び交付金に2万9,000円の追加補正でございます。

2款予備費につきましては、歳入歳出の総額の調整のため627万3,000円を減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第79号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第

1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第79号についてご説明いたします。

議案第79号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度八峰町の合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ420万円とする。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページをお願いいたします。

2、歳入であります。

3款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金として77万4,000円を追加するものです。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。

1款事業費1項総務費1目一般管理費、繰出金として一般会計へ77万4,000円を繰り出すものです。これは前年度繰越金の2分の1を一般会計へ繰り出しするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可

決されました。

日程第15、議案第80号、令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第80号についてご説明いたします。

議案第80号、令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和3年度八峰町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。業務の予定量の補正。

予算第2条に定めた業務の予定量に次の項目を加える。

（4）主要な建設改良事業。

ハ 八森処理区マンホールポンプ設備更新工事、事業費3,600万円。これは既存のマンホールポンプ5台分を更新するものであります。うち2台が16年経過したマンホールポンプ、それから3台が21年経過したもの、すいません、2台ですね。16年経過したものが2台、21年経過したものが2台、22年経過したものが1台であります。

資本的収入及び支出の補正。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入であります。第1款特定環境保全公共下水道事業、第2項企業債3,600万円の追加です。

中段より下の支出です。第1款特定環境保全公共下水道事業、第2項建設改良費、同じく3,600万円の追加であります。

次のページをお願いいたします。

企業債であります。

第4条、予算第9条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的、下水道事業。補正後は、限度額を4,620万円に増額するものであります。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第10号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君）

発議第10号

令和3年9月6日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者 八峰町議会議員 芹 田 正 嗣

賛成者 八峰町議会議員 腰 山 良 悦

〃 同 上 水 木 壽 保

〃 〃 奈 良 聡 子

〃 〃 芦 崎 達 美

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由は、令和2年度八峰町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算について集中的に審査するためです。

別紙の決算特別委員会の設置については、名称を「決算特別委員会」とします。

設置の根拠は「地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第4条の規定による。」ものです。

目的は「次の議案について審査することを目的とする。」ということで、議案第81号、令和2年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第82号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第87号、令和2年度

八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についての特別会計6議案の認定について、議案第88号、令和2年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について及び議案第89号、令和2年度八峰町下水道事業会計決算認定についての公営企業会計2議案の認定についてとなります。

設置の期間は、本日から9月17日までの12日間。

委員の定数は、11名です。

令和2年度決算審査に関する各特別委員会分科会所管事項につきましては、総務民生分科会におきまして、令和2年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会事務局の所管に属する事項及び他の分科会の所管に属さない事項並びに各特別会計の歳入歳出決算に関する事項です。教育産業建設分科会におきましては、令和2年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課、教育委員会の所管に属する事項及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計の決算に関する事項です。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ただいま朗読のとおり、決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番水木壽保君、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さん、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思います。

午後 1時52分 休 憩

.....

午後 1時52分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第17、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

委員長には1番水木壽保君、副委員長には9番笠原吉範君が互選されました。

日程第18、議案第81号、令和2年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第82号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第83号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第84号、令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第85号、令和2年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第86号、令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第87号、令和2年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第88号、令和2年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、日程第26、議案第89号、令和2年度八峰町下水道事業会計決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第27、議案第90号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第90号についてご説明いたします。

八峰町沢目財産区管理委員の選任について。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記

住所は、八峰町峰浜沼田字家ノ下101番地1。

氏名は、小林信夫さん、昭和26年3月4日生まれの方です。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由ですが、八峰町沢目財産区管理委員の小林信夫氏が、令和3年9月21日で任期を迎えることから、引き続き八峰町沢目財産区管理委員として選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

小林信夫さんは、現在も沢目財産区の管理委員でございます。今回3回目というふうな形になりますが、これまでも各自治会の、構成自治会の郷中の総代が管理委員になっておりますので、この方引き続きってことでもよろしくお願いを申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第90号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 男性だけの委員会ってというのは、この財産区も、沢目財産分もそうだと思います。町長の考え方として、女性をその委員会に迎える、今後迎える、この方が悪いということではないんですけれども、これからもこの男性だけのその委員会の中に女性を入れていくというこの考え方はないもののでしょうか。このことについて伺います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 沢目財産区の管理会の委員の役割については、先ほどからの意見交換の場でもあったんですが、それぞれの地域の財産をどういうふうな形でやっていくかというふうな非常に大きな問題であります。したがって、そこの構成自治会、まあ構成郷中なんですけど、その地域の総代が委員を務めてそういう形のそういう流れで長い間やってきております。したがって、私とその管理委員をどうこうするっていうその前に、各郷中の方で女性の方の総代が出てくれば、その方が委員がそのとおりになると思いますが、今現在の中では残念ながら女性の総代がないというのが現状でありますから、まあ今の形では、まあ男女共同参画とかいろんな考え方ありますので、そういう中で自治会長さん、あるいは町内会長さんが女性になってくれるそういう時代が来ればいいなと思うんですが、なかなかそこまではいかないと、まだいかない状況だと思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり同意することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、9月15日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 2時00分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 4番 腰 山 良 悦

同 署名議員 5番 須 藤 正 人

同 署名議員 6番 芹 田 正 嗣

令和3年9月八峰町議会定例会会議録（第2日）

令和3年9月15日（水曜日）

議事日程第2号

令和3年9月15日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	和平 勇人
税務会計課長	成田 拓也	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	石上 義久	教育次長	山本 節雄
産業振興課長	山本 望	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工藤 善美
生涯学習課長	今井 利宏	学校給食センター所長	田村 高夫
あきた白神体験センター所長	山内 章	防災まちづくり室長	内山 直光
総務課副課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	菊地 俊平	福祉保健副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭 正和
農林振興課副課長	堀内 和人		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
--------	-------	-----------	--------

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、7番見上政子さん、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） おはようございます。傍聴の皆様におかれましては、大変ご苦勞様でございます。

ここから見ても大変違和感のある議場となっておりますが、こういったものが必要じゃなくなるような世の中になることを、一日も早くそういうふうなことを願いながら一般質問をいたします。

議席番号9番笠原吉範です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1問目は、継業の促進についてであります。

継業とは、地域に生業を引き継ぎつつ、その移住者ならではの新たな視点により再活性化して、地域で継続をできる生業を営むことで、地元の人が当たり前だと感じていたものを、外から来た人だからこそ、その当たり前を地域資源ととらえ、柔軟な発想で事業をするというものです。

県内の状況を見てみると、由利本荘市では、移住継業の事業を通じて愛知県から若い夫婦が移住してレストランを継業しております。男鹿市では、ホームページで農林漁業の継業による移住者を募っております。また、県では、事業継承・引継ぎ支援センターのページに秋田県後継者人材バンクというコーナーがあり、その連携操業等支援機関には6商工会議所と15の市町村が登録されていますが、八峰町は登録されておられません。

町内の個人事業者や農林漁業者には跡取りがおらず、ゆくゆくは廃業せざるを得ない方が少なからずいるのではないかと思います。商工会などと連携をして実態調査をし、後継者を求める事業主と、移住して起業を目指す方とのマッチングを図る継業を事業化してはいかがでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

2 問目は、体験センターの利活用の促進についてです。

少子化や学校の統廃合により、体験センターの運営はますます厳しくなるものと予想されます。コロナ禍の今だからこそ、アフターコロナを見据えた戦略を練る必要があるのではないのでしょうか。

少子高齢化の今、子どもだけでなく大人の利活用を促進する必要があると考えます。著名人の講演やクリックを開催すれば、町外からの参加者も見込まれることから、宿泊や飲食、交流人口の促進にも繋がります。山形県高畠町から始まった「熱中小学校」のように、大人の学舎として体験センターを利活用していかがでしょうか。町長と教育長の考えを伺います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。

ただいま笠原議員の方から、体験センターについては町長と教育長の考えをお聞かせ願いたいというふうな質問でありましたけれども、1問目の継業の促進については私がお答えいたしまして、2問目の体験センターの利活用については、私も入って内容を検討したものでございますので、教育長の方から答弁させていただきます。

それでは、笠原議員のご質問にお答えします。

はじめに、「継業の促進」についてお答えします。

「継業」とは、地域に移住してきた方に地域の生業を引き継ぎつつ、その移住者ならではの新たな視点により再活性化を図ることと理解しています。極端な高齢化が進み、後継者問題が喫緊の課題となっている町内の事業者や農林漁業者にとりましては、大変すばらしい制度であり、また元気な八峰町づくりの観点からも必要な制度であると考えます。

他の地域の例としては「ニホン継業バンク」や和歌山県の「移住者継業支援プロジェクト」があり、中には地域おこし協力隊制度を利用した継業促進など、様々な取り組みが行われてきております。

秋田県においても、本年4月より秋田商工会議所内に「秋田県事業承継・引継ぎ支援センター」を設置し、親族への承継はもとより、第三者への承継も含めた、専門家による助言や情報提供、マッチング支援を実施しています。

また、白神八峰商工会においても、事業承継に関する問い合わせ等に対応しており、毎年実施している商工会員へのアンケート調査で、後継者に関する設問を設け、状況の把握に努めているところです。

昨年度実施したアンケート結果では、「後継者がいない」と答えた事業所の割合は60%を占めており、また、相談できる専門家の有無では「いない」が91%という状況になっています。

このアンケート結果を見ましても、後継者確保については大きな問題であるものの、どうすればよいか分からないというのが現状ではないかと思えます。

商工会では、今年度のアンケートにおいては、もう少し内容に踏み込んで、第三者への事業承継の希望等についても調査する予定とのことであります。

移住者を含めた第三者への事業承継をスムーズに行えるようにすることは、極めて大切であると考えますが、経営状況の開示や、引き継ぎにある程度の年数が必要である場合の、その数年間の生活費や住居をどうするのかという課題もあります。また、八峰町では事業所と住居が一体となっている事業者も多く、事業承継後のあり方も考えていく必要があると思えます。

いずれにいたしましても、第三者への事業承継は、渡す側と受け取る側、双方が納得した形で同意することが基本であり、そのマッチングを図る必要がありますので、今年度実施される商工会のアンケート結果も参考にしながら、商工会、農協、漁協などに提案し、意見交換してまいりたいと考えております。

2問目の体験センターの利活用については、教育長の方から答弁いたします。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） おはようございます。

2問目の「体験センターの利活用について」のご質問には、私の方からお答えさせていただきます。

あきた白神体験センターは、県の施設として平成19年に開所し、八峰町が指定管理委託を受けて運営を行っています。

秋田県自然体験活動センター条例の中で、「豊かな自然とのふれあいを通じて行う体験活動、その他の体験活動の機会を提供し、もって青少年の心身の健全な発達を図るとともに、県民の生涯学習の振興に資するため設置する」とされています。

建設当初は、年間延べ1万1,000千人ほどの利用者を見越しておりましたが、少子化や

学校の統廃合により小・中学生等の利用が減少傾向にあります。

平成26年と新型コロナ禍以前の令和元年とを比較すると、小・中学生等の利用者は5,174名から4,601名と573名の減、学校数は78校から62校と16校の減となっています。

昨年度は新型コロナウイルスの影響でさらに減少しましたが、逆に県南の小学校の修学旅行先として体験センターを利用する学校が、今年度は10校・371名と増加が見られ、体験センターの良さが県南の学校に伝わり、利用者が増えることも期待しています。

しかしながら、小・中学生等の利用者の減少により、今後も体験センターの運営は厳しくなるものと予想され、議員提案の大人の利活用促進も必要であると認識しております。

議員からは、山形県高畠町の「熱中小学校」の事例の紹介がありましたが、体験センター主催で著名人の講演、講習・セミナー等を開催することについては、講師謝礼等で多額の経費が生じますので、経営的にプラスにするのは難しいと思われまます。NPO法人や一般団体が主催する講演、講習・セミナー活動等については、内容により多目的ホールや研修室を提供することができると思います。

多目的ホールは、現在、社会福祉協議会主催による「高齢者健康づくり・仲間づくり事業」として、冬期間週2回、八森・峰浜地区の高齢者によるユニカール、JA秋田やまもと女性部、八峰婦人会、建築組合などによる運動の場としての活用があります。研修室は、白神ガイドの会、産直ぶりこ、商工会、役場が事務局となっている関係団体などが会議の場として活用しています。

海や山の活動などを主体とした事業として、一般や親子を対象とした主催事業を今年度13回計画しており、これらを含め、一般や親子が気軽に参加できるプログラムを開発し、大人の利活用を推進していきたいと考えております。

また、大人も活用できる施設であることを認識されていない状況もありますので、広告・ホームページ等での情報発信、リピーターの利用、利用した方々からの口コミによる新規利用者拡充に期待し、県などの関係機関、各種団体などからの協力・助言を得ながら、一人でも多くの利用があるように利用促進に努めてまいります。

○議長（門脇直樹君） 9番議員、再質問はありますか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） やはり移住を促進するためには、住まいと仕事だと思っております。住まいは今、八峰町でも移住を希望する方に提供できるものがあるかと思いますが、仕事に関しては、やはりまだ紹介できる体制にはないと思っております。で、まあ能代市では、8月1日からですね市役所に移住支援無料職業紹介所というのを開設しております。

す。やはり仕事がないと移住してきても生活ができない。まあ私が継業を提案したわけですが、町長が言うとおりでですねマッチングは非常に難しいと私も思っております。例えば、商店ですと後ろが住まいになっている。そういう状況がありますので、どこでこう移住者と、移住希望者と事業主のマッチングを図るかというのは非常に難しいというのは私も認識しておりますが、あと、商工会のお話も町長されましたけど、商工会に加入していない事業主もたくさんいるわけです。特に農業とか漁業とかですね、例えば、随分前にテレビで見ましたけど、漁業を継業した例が、若者がですね、都会の若者が例がテレビに映っておりました。それは船ごと引き継いで漁業を継業するというものでした。で、漁業者の中にもやはり、農林漁業者の中にも後継者がいない方はたくさんいると思います。ですから、そういうこともですね、まあ農協、漁協などとも含めて、第三者に譲る、そういう意思がある人がどのぐらいいるのかということをもまずは調査をしていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今回、商工会のアンケート調査、今年やるアンケート調査の中には、もう少し内容に踏み込んだ形で、第三者への承継の部分についての設問も入れてアンケートをするっていうことを伺ってますので、その部分で対応していきたいと思えます。

私、まあ例を笠原議員がお話しなっている和歌山県の継業プロジェクト、ホームページでのぞいてみたんですが、まあそれぞれ、私やっぱりこういう部分は現地に行って生の声聞きたいなという感じを強く思いました。で、残念ながら和歌山県の方は農林水産業が対象になってなくて、その辺が残念なんですけど、まあそういう意味では是非そういう形でこう取り組んでいるところの部分に直に訪れて話を聞きたいなというふうな形です。いずれ、私自身も思いは同じであります。

それで一番心配してるのは、例えば笠原さんが営んでいる果樹園等の部分が今喫緊の課題になってます。辞めれば何十年も育てた木を切らなきゃいけないというふうな問題を何回もその部分の場面を見てきてますので、ただ、以前お話した時に5年はかかると言われてましたので、一人前にやるためには5年はかかる。その間の生活と住まいをどうするかという部分は、まあひとつの私の案はありますが、まあその部分についても、まあ今度商工会の方で、まあ正式に案内来てなかったからお話しできなかったんですけど、八峰町まちづくりと経済の未来を創る協議会という形を設立するというふうな

案内文書来てますので、そういう場面ではJ A、それから漁協、商工会、みんな入りますから、観光協会も入りますので、そういう部分で今の笠原議員がお話しになったような問題意識とともに事業内容を提案しながら、具体的な形として動けるようなそういう形を考えてます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 今、町長は和歌山の例を出しましたけれども、ぜひまた見てもらいたいなと思うものが岐阜であります。岐阜でも継業強烈に押ししておりまして、実際に継業に至った例なんかも載っています。その中には農業とかもありますので、その辺もちょっとぜひ見ていただいて参考にさせていただいてですね、官民間で協力をして、まずは第三者に事業継承してもいいという方の洗い出しからですね始めていただきたいと思います。ですが、いかがでしょう。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の部分については、私自身も、倒産ではなく跡取りがいないために廃業という形っていうのは、泣くに泣けない、そういう気持ちになってると思いますので、今の笠原議員が提案された部分については、商工会等々と前向きな形で議論していきたいなという形で思っています。

それと、ひとつ、まあ丹波篠山市の部分の例をちょっと見つけたんですけど、地域おこし協力隊のメニューの中に、農林水産業に従事というふうなそういう項目があるんです。これは男鹿市の例出されましたけど、そこの部分にひっかけてるんですが、そうすると3年間は地域おこし協力隊というふうな形の中で生活費が保障されますので、まあ果樹園の場合、もう2年間どうするかという部分の問題がありますが、ただ課題は、その人が途中で、4年目、5年目に、まあ暮らしたけどやっぱり帰るっていう形になった時にどうするかとか、その問題がなかなか整理できなくて、また、外から来た人に優遇する政策をやって中で頑張ってる人方に少ないのかって、これは農業次世代人材投資の部分で150万円なんで、まあ地域おこし協力隊は300万円弱なんですけど、そういう部分の差をどうするかっていう部分もあるので、そういうことも言ってられないようなそういう状況にもあると思いますから、その部分については先ほど申し上げました協議会が設立されればですね、そういう会員の皆さんの意見も踏まえながら、是非議会の皆さんにも提案させていただきたいなというふうな形で思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 大変前向きな答弁をいただいてありがたいと思うわけですが、やはり移住者を、まあ若い人の奪い合いみたいな感じでどこの自治体でもいろいろ案を練っているわけですが、移住者といいますか、例えば若い方であればですね、とんでもないアイデアを持ってる方もいるわけです。まあ移住者とはちょっと言えないかもしれないけれども、町内の商店でも、子どもさんが、若い方がですねメルカリというツールを使いまして、市場に行って写真を撮ってですね、市場から購入する前に写真を撮って売ります。で、それがヤマト便で送られるわけですが、ヤマト便の運転手がびっくりするぐらい毎日荷物が出てくるそうです。そういうアイデアをこう若い人っていうのは持ってるものですから、是非前向きに取り組んでいただきたいということを申し上げて1問目の質問は終わります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 続いて2問目について質問したいと思います。

私がですね体験センターを大人の学舎にということ、高畠の例を挙げたわけですが、ひとつ具体的な私の知り得る限りで、こういうことを私が言ってるんだということですね、ひとつの例をお話したいと思います。

私の知り合いで、個人名は言いませんが、小坂町出身、現在秋田市在住の80年代にですね日本の音楽史で大活躍をしたバンドのドラムを担当していた方がおります。その方がですね、コロナ禍前なので3年ぐらい前になると思いますが、五城目の廃校になった学校を借りてドラムクリニックを開催したわけです。まあ要するにドラムを教えるから集まっておいでみたいな感じなんです、その人がSNSで発信したら、13名の方が参加しました。遠くは大阪からも来ております。自分のドラムセットを車に積んで、県内外から13名の方が集まりました。それが2泊3日で行われたわけです。で、宿泊も生まれます。で、2日目の最後には、その方を囲んで懇親会も行われます。多額の経費がかかると、さっき教育長おっしゃいましたが、そういう著名人を呼ぶとですね、お金の問題じゃないんです。その人に会いたいということで大阪からも駆けつけてくるわけです。で、宣伝もそんなにいらんなんです。本人が宣伝してくれます。ほとんど著名人はホームページやSNS持ってますので、呼びかけもいらんなんです。その方が全てやってくれます。そしてその方の講師料、宿泊も込みの値段で提供するわけです。そうすると、その人のファンといいますか、そういう方は必ず来ます。例えばその方と一緒にやっていたギタリストが八森出身です。ギタークリニックなんか体験センターでやり

ますと、私は間違いなく人は集まってくると思います。多少高くても、交通費をかけて宿泊料、懇親会料も含めて来ます。で、そういう著名人とどういうふうに連絡を取るかということが問題になりますけども、先ほど言ったように、著名人の方というのはほとんどSNSやホームページ持ってます。で、私もかつてポンポコ山音楽祭をやっていた頃は、SNSでゲストミュージシャンとコンタクトを取って呼んだ例も何例かあります。そんなに難しいことではないです。で、もちろん著名人の講演もできるでしょうし、ちょっとしたコンサートもできるわけですね、体験センターですと。そういうことをちょっと考えてみたらいかがかなと。そして冬場もできます。体験センターやハタハタ館が一番弱いところは冬場だと思いますので、こういったクリニック、講演というのは冬場、季節関係なくできると思います。いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、お答えしたいと思います。

今の例と、それから高畠町等の熱中小学校の例、大変具体的な例で、人を呼ぶための方策としては優れているものだと感じております。

ただ、体験センターの性格上というか、先ほど話しましたけども、秋田県自然体験センター条例という中に「豊かな自然とのふれあいを通じて行う体験活動」等の条項がありまして、そういったことを中心として、海の活動、山の活動、そしてその他の活動ということでプログラムを組みながら集客をしているというふうなことになりますので、ちょっと何か趣向が違うのかなと思います。

それから、そういった方が体験センターを活用してこういった事業を行いたい、クリニックを行いたいとなれば、内容に応じてセンターの場所の提供というか、宿泊の提供とか、そっちの方は可能だと思います。

いろんな形のその提案をいただいて、また取捨選択していきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） まあ今、こうハタハタ館、御所の台周辺、まあ道の駅構想もあるわけです。そういった中で活性化を図っていくということで、道の駅構想で足湯とかですねトイレとかいろんな話が出ているようですが、ハードだけでは人を呼べません。ハードとソフトが一体にならないと人って呼べないんですよ。すぐに飽きられます。例えば接客であったり、料理であったり。私は体験センターを学舎として活用したらいかがかと。学べる道の駅、そういったですね方向に持っていったら。足湯はどこにでもあ

ります。温泉もどこにでもあります。どこにでもない道の駅をつくるためにですね、そういう方法がいいんじゃないかなと思っております。

先ほど県の条例がどうのこうのっていう話、教育長からありましたけども、体験センターで過去にコンサート、何回かやってますよ、私見に行ってます。そういうことをできる場所なんですから、是非ですね積極的にとらえていただきたいと思います。すぐに、あ、この人なら人を呼べるんじゃないかっていう人、SNSやってますので、検索すればすぐ出てきます。すぐコンタクト取れます。いくらで来てくれるのか。間に合う入場料取ればいいわけですから。で、宣伝は本人がしてくれるわけですから。これほどいい話はないと思います。いかがですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 体験センター、これ県の施設で、県も町もやっぱりお互いの赤字の部分で悩んでいる施設の部分の利用促進策ということで、大変ありがたく思います。

今年が、これからの5年間の指定管理をどうしていくかという分の打ち合わせする年になっていますから、ここの部分について、私自身はあまりにも県の条例の中で利用の仕方を狭めすぎているという部分に関しては非常に不満を持っていますので、今のお話の部分も、いわゆる一般観念の中で認められてるようなものについてはやらせていただいてもいいかという部分も含めて、こう教育委員会の方で交渉することになっていますので、その中で提案し、やっていきたいというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 是非ですね、やはりもうちょっとこう自由に体験センターを使えるようにですね交渉していただきまして、今の私の提案も含めたですね利活用の方法をこれからも考えていきたいと思っておりますし、私も提言をしていきたいと思っておりますので、何とぞもうちょっと体験センター利用の自由度を上げるような交渉をしていただきたいということをお話して終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これで9番議員の一般質問を終了します。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 3番奈良聡子です。通告に従い、一般質問を行います。

はじめに、タクシーに代わる移動手段について質問いたします。

人口減少と都市部への人口集中により、地方は過疎化が進み、利用者の減少でバスや

鉄道の運行本数は減り、採算が取れなくなったタクシー会社は撤退します。公共交通が充実していない地方では、運転免許や車を持たない人、高齢者や免許返納者にとって外出が容易なことではなくなり、行動範囲も狭まり、家に閉じこもりがちな生活を送ることにもなってしまいます。

当町は、多年にわたる議会での公共交通をめぐる議論を経て、町内にプロジェクトチームを設置し、昨年実施した公共交通アンケートの分析結果をもとに、巡回バスのルートや停留所、運行スケジュールが決まり、ようやく試行運転が緒に就いたところでありませう。本格運行に向けて、利用者の声や利用状況を参考に試行錯誤を繰り返していくことになると思いますが、町民の生活が少しでも便利になり、町民の足として定着することを心から願っています。

そうした中、ある女性から私のもとに切実な訴えが届きました。その方は、長年働き、車を運転し、自立した生活を送ってききましたが、高齢を理由に免許を自主返納しました。その後の生活は、以前とは比べものにならないほど不便なものになってしまいました。人が出かける理由は通院や買い物だけではなく、時には必要至急の用事も発生します。歩いて行くには遠すぎる場所に行かねばならない時、しかもそれが日中ではなく夜になった場合、たちまち困ってしまいます。移動手段がなく、そばに頼める人もいない。まして女性の一人暮らしなので、男性に頼むのはばかされると、その女性は言いました。また、JRを利用して町内で買い物をしても、帰りの列車が来るまでの待ち時間が長く、駅の近くには時間つぶしができるような場所もない。たまに能代の病院に薬を取りに行くが、それに伴う乗り換えや待ち時間で疲れてしまう。交通費もばかにならない。女性たちが集まった時に、よくそういう話をして不便な暮らしを嘆きあっていたそうです。そんな時、一度だけ会って話をしたことがある私のことを思い出し、勇気を振り絞って電話をしてみたということでした。私はその女性の鬱積した不満を聞きながら、車を持つ者と持たざる者との間で、これ以上生活の質における格差が広がってはならない。そして、この人たちに我慢を強いたままではいけない。もっと自由度の高い人生を送っていただきたいと強く思いました。

交通弱者対策として巡回バスに期待する一方で、今述べたようなケースは巡回バスだけでは対応できない需要であるため、別のアプローチが必要であると感じます。割安料金で利用でき、タクシーのようなドアツードアの移動手段を要望する声が少なからずあります。こうした声に町はどう応えていくのでしょうか。

次に、洋上風力発電事業に関する住民への説明について伺います。

これまで私は、風力発電の問題について6回一般質問で取り上げ、町による主体的な情報発信と町民や漁業の現場の声に耳を傾けることを求めてきました。国策として導入推進が図られている洋上風力発電事業は、健康、景観、漁業など広く住民の生活に関わる問題であり、本来は自治体が住民に対し事業の全体像を示し、住民合意のもとに進められるべきものであると考えるからです。

しかし町長は、環境影響評価法に基づき事業者の責任において説明すべきと繰り返すばかりで、自らはその責任を果たそうとせず、説明を拒んできました。その結果どうなったのでしょうか。おととい13日、八峰町・能代市沖は促進区域に指定され、今年11月にも公募を行い、来年内に発電事業者が決まる見込みとなりましたが、未だにほとんどの住民は事業についてよく知らず、漠然とした不安を抱えたままです。長期にわたり海を占用する洋上風力発電事業について、町長自身の言葉で説明し、住民の意見や疑問に答えるべきではないでしょうか。

以上の質問について答弁を求めます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 奈良議員のご質問にお答えします。

はじめに、タクシーに代わる移動手段についてお答えします。

現在試行運行中の巡回バスについては、長年続いてきた人口減少や車社会の進行などによりバスやJRの本数が減少し、生活の足として不便になっていることや、極端な高齢化の進行により運転免許返納問題等が顕在化し、買い物や病院などに行けない交通弱者が増加していることなどに対応するため取り組んでいるものであります。

このため、これまで、買い物や病院などに的を絞って、65歳以上の世帯や利用者へのアンケート調査で、行き先と到着希望時刻が最も多かった「能代厚生医療センターへ8時半前に到着する」ということに重点を置きながら、バス事業者や能代市や東北運輸局秋田運輸支局との協議を重ね、現在の試行運行よりも利便性の高い試行運行を目指してまいりました。

したがって、議員が指摘されている「通院や買い物だけでない急用などに対応できない」ようなケースは、ほかにもあると思っています。

しかしながら、巡回バスのような複雑で新しいシステムを構築するには、あれもこれ

もの条件が多くあればあるほど困難になりますので、まずは運行するための大きな骨格づくりに取り組んでいるところであり、この新しい地域公共交通システムにそぐわない部分については、今後検討してまいりたいと考えています。

八峰町におけるタクシー事情につきましては、以前、二ツ井観光タクシーが営業しておりましたが、運転手不足により平成26年10月末に一度撤退し、その後、タクシー事業の赤字分を町が補助金として交付し補填するということで、平成28年4月から営業を再開したものの、あまりにも利用者が少ないということで、2年後の平成30年3月末で撤退しておりますので、以前のようなタクシー会社を誘致することは困難であると考えます。

議員が提案されているように、割安に利用できてタクシーのようにドアツードアの移動手段があれば良いのはそのとおりであり、私もそう思いますが、問題はどのような仕組みで動かすかということでもあります。

例えば、デマンド型交通事業で対応するとしても、事業主体をどうするか、運行体制をどうするか、事業費はどのくらい必要かなど検討しなければならない課題が多くあり、簡単には判断できないというのが現状でありますので、まずは現在取り組んでいる巡回バスを本格運行し、その後に検討してまいりたいと考えています。

2問目の洋上風力発電事業に関するご質問にお答えします。

風力発電事業については、FIT法に基づく国の「風力発電に係る事業計画策定ガイドライン」において、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点から適切な土地の選定、開発計画の策定を行うよう努めることや、事業計画策定の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること、地域住民とのコミュニケーションを図るにあたり配慮すべき地域住民の範囲や具体的なコミュニケーションの方法について自治体と相談するよう努めることなどが定められており、このガイドラインに則した対応が事業者の責任において取られることとなっております。

さらに、環境影響評価の手続きにおいて、風力発電事業者に、環境影響評価の項目をはじめ、適切に調査、予測及び評価を行うことや、方法書、準備書の段階でそれぞれ説明会を行うことを義務づけています。

特に、洋上風力発電については、平成31年4月に施行された「再エネ海域利用法」において、国が洋上風力発電事業の実施について有望な区域である「促進区域」の選定を

行い、同法に規定する周辺市町村及び漁協を含む利害関係者で構成する協議会を設置して、促進区域の指定について協議を行い、合意することが実施決定までのプロセスに明記されています。

八峰町及び能代市沖の洋上風力発電についても、先行利用者である漁業関係者4名をはじめ、国や秋田県、県内外の大学教授、能代市長や私などで構成する「八峰町及び能代市沖における協議会」が設置され、令和2年11月17日に第1回目を、今年の1月29日に第2回目を、6月29日に第3回目を開催し、発電事業者に事業を実施するに当たって遵守していただくことをまとめた「協議会意見とりまとめ」を合意したところであります。

「洋上風力発電事業について、町長自身の言葉で説明し、住民の意見や疑問に答える必要があるのではないか」とのことですが、風力発電事業については、ただいま申し上げましたように、制度上、事業者の責任において関係住民に計画の説明がなされ、情報が伝えられるものと考えておりますし、風力発電事業については、私が町長に就任してから全ての議会で一般質問に取り上げられ、その結果は町内全戸に配布されている「議会だより」によって発信され、私が繰り返し説明してきた、騒音や低周波音、風車の影などが住民の健康に影響を与えることがなく、自然環境や景観に配慮するとともに、漁業に影響を及ぼさない計画とすることはもとより、発電事業者に環境アセスメントを確実に実施し、住民の不安に対し丁寧な説明と対応を求めていくことを前提に、町の資源である「強い風」を元気な八峰町づくりに活用していきたいという基本的な考え方は周知されていると思っておりますので、改めて私自身の言葉で説明する必要がないものと考えています。

○議長（門脇直樹君） 3番議員、再質問はありますか。3番奈良聡子さん。

○3番(奈良聡子さん) 今試行運転中の巡回バスの運行スケジュールの設定については、大変な苦勞があったと思います。きめ細かいルートをつくっていただいたことについては、大変敬意を表したいと思っております。

で、巡回バスの本格運行後に私が述べたようなことについて検討したいということでありましたが、やっぱりこの不満を得られているこの人たちはですね、やっぱりますます高齢になっていくわけですね。で、今のままですと、まあさっきも述べましたが、非常に不便で不自由で、まあ自由度の少ない、そして幸福度の低い生活をこれからも送っていかねばならないわけですね。車のあった時代を知っているだけに、免許返納者

の方たちは特に不自由を感じると思うんです。

で、私もいろいろどんな公共交通手段に代わるものがあるのか、まあちょっと調べてみましたけども、藤里町では「駒わりくん」と、こまは馬の駒ですね、「駒わりくん」という事業名の予約型乗合タクシーというのがありまして、それは運行は町内のみなんですけど、1時間前までに運行会社へ電話予約して、当日予約した時間に自宅のそばのバス停等で待つという、そして利用料金を払った上で乗車して目的のバス停で降りるといいうそういうシステムだそうです。帰りも利用する場合は一緒に予約した方が便利ということ。

それから、最近ニュースになったんですが、日産自動車は、自動運転による配車サービスを横浜の公道で始める、実証実験を始めるという報道がされておりました。これも未来に向けた新しい取り組みだなと思います。

それから、3年前に総務民生委員会で行政視察に行ったんですが、京丹後市の丹後町ですね、ここはNPO法人「気張る！ふるさと丹後町」というところが支え合い交通というものをやっております、この京丹後市の丹後町というところはですね、全域、まあ全域過疎地域に指定されているその京丹後市の中でも一番北端に位置する町なんです。そこも2008年に不採算によりタクシー会社が撤退しました。そこで、2009年、翌年にNPO法人「ふるさと丹後町」というものが設立されました。これを設立したのは元役場職員だそうです。まあ町歩きとか婚活支援など様々な地域活動を展開し、2014年には市営デマンドバス、予約型ですね、これを受託運行しました。運転手は住民です。この運行実績があったことと、町にタクシーの営業所がなかったことから、このNPOが主体となって運行する支え合い交通、これが地域公共交通会議でタクシー業者の反対もなく承認され、2016年に運行を開始しております。これウーバーという、最近コロナでウーバーイーツなんかちょっと有名になりましたけど、そこのウーバーの運営する配車アプリですね、それを利用して展開するものであります。

それから、八峰町内に「福祉移送サービス・けあさぼ〜と」というものがありまして、これ個人営業の福祉タクシーなんですけど、個人営業の福祉タクシーは能代山本で唯一だそうです。これは利用条件、特に制限はありませんが、福祉タクシーという名前はついてますけど、介護に関係なく、高齢者、要介護、障がい者、妊婦など、手を借りなければ移動できない人が主な対象だそうです。営業時間は基本的には朝8時から夕方4時で、予約が必要なんですけども、予約しない、あるいは8時前の依頼でも対応は可能だ

そうです。つまり要相談ということです。で、深夜は基本的には受け付けないと。で、一応土・日・祭日は休みとしているようです。ただ料金がですね、普通のタクシーと同じなので、なかなかやっぱり利用者が伸びないということで、まあ町から何らかの補助でもあれば利用者も増えるんじゃないかなというお話をされていました。

まあいろいろあちこちでいろんなシステムを模索しながらやっているわけですが、巡回バス、確かに私も期待してますし、住民にとって使い勝手が良くなってくれればいいなと思ってますが、やっぱりいろんなニーズがありまして、巡回バスひとつでは対応できないわけですね。この多様な需要に対して、検討だけは早く始めた方がいいんじゃないかなと思うんです。まあ本格運行後と言わず、そろそろ、それ以外のものからも検討を始めていただきたいんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、奈良議員が言われた思いは私も同じです。この状況を何とかしなければならぬから始まったんです。何も今の岩館線と大久保岱線のバス路線だけ、それからJRだけでは生活できないと思ったから始めたんです。

で、先ほど奈良議員もお話しなりましたように、いきなり今現在の担当課の企画財政課の方にこういうシステムをつくれといったって、どれを何をどうすればいいかわからないと思ったもんですから、その前1年間かけて、そのスムーズに離陸できるような下準備をやったんです。その下準備の大変さも十分お分かりになって、あのような緻密な計画になっています。

ですから、今その部分が本格運行になる部分に向けて、まずバス事業者と調整しなければいけない。それから、能代市の部分もかかっていますから、能代市の地域公共交通会議とも調整しなきゃいけない。それから、国からこういう方法でいいのかという調整をしなきゃいけないというふうな形の中で、今現在もものすごい事業量の中でその仕事を進めているわけですから、同時並行的にまたその部分を担当課にやってもらうという部分は、これまだできないので、まず今やってる部分を目処をつけてから、その次にどういう形でいけばいいのか。まあいろんなアイデア出されました。その出された部分に関しても、これまではそういうアイデア自体も、バス事業者との調整とかJRの調整とか皆利害関係者が存在しますから、その部分との調整もやらなきゃいけないのは本当大変なんです。だからその部分が今、バス事業者が今度、まあ10月からはポンポコ山の先だけの話になるので、その中の部分は比較的町の自由度が高まっていくと思いま

す。だからその部分に関しては、今のマンパワーの中では同時並行的にやるっていったら本当に大変になりますから、そういう意味で、まずこちらの地域アンケートの部分で要望の高かった通院と買い物、そこの部分に関する巡回バスをまず全力で目処をつけていきましょうと。その部分で目処がついたら、その次に今奈良議員が言われた部分もありますし、その前の議会でいろいろ提案されてる部分もありますので、そういう部分は全くそのとおりで、そこの部分についても検討してまいりたいというふうな形で思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） おそらく町長と私の認識は同じだと思います。あとはいつやるかだけだと思うので、大変さは重々承知した上でこの質問をしております。まず町民からそのような声があったということ、これはまず真摯に受け止めていただいて、この目処がついたらなるべく早くその検討に入っていただきたいと思います。

以上。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○3番（奈良聡子さん） 1問目は以上です。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○3番（奈良聡子さん） 2問目について再質問いたします。

町長、基本的な考え方、これはもう議会だよりによって発信されているので町の広報で発信する必要ないと。今年の3月議会の答弁でそのように発言されましたが、このタブレットに送った資料を見ていただきたいんですけども、広島県の安芸太田町の町長、この町長はですね、まあ3月議会も資料を見ていただきましたけども、この人は自分の言葉で町民に語りかけてるんですよ。で、ホームページにこの文章を載せまして、この中の上から4行目に書いてありますけど、町としても4回にわたる意見交換会や意見募集などを行い、町民の声を聞いてきたと。これがやはり一番最も民主主義に基づいたやり方ではないかと私は思うわけですよ。

能代港湾でモノパイルの打設工事があった時に、八峰町までその音が聞こえてまいりました。非常に大きい音です。八峰町・能代市沖が促進区域に指定され、工事が始まれば同じようなことが起きるわけです。能代から聞こえてきた音だけでもすごい音なのに、町内でああいう工事が始まれば、おそらく、まあ陸上に聞こえる音はもとより、水中でその魚類に与える影響も相当なものがあると思うんですよ。で、かつてなかった事業を

これからやるわけですが、国の方がどんどん、いけいけどんどんでやるものですから風車の規模も大きくなって、今度は15MWのものをつくろうとしてるんですよ。15MWっていう、もう海上から200m超えるぐらいの高さになります。そういうものがわずか陸から近ければ1km、遠くても4km以内に建つわけですね。こういうものはもう海外ではほとんど例がありません。ほとんどって多分ないでしょう。まあいわば人体実験みたいなもんだと私は思います。

そういうものが建つにあたって、やはり町長は議会だよりで自分の意見を述べてきたからいい、それでは済まないんじゃないでしょうか。今一度、その町長自身の言葉で、自分はこういう目的を持って強い風を資源として使いたい、だから皆さんに理解してほしい、でも皆さんの意見も聞かなければならない、そういうようなメッセージを発信する義務があるんじゃないですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 風力発電については、奈良議員も含めて、私が町長就任してから毎回の一般質問で取り上げられて、いろんな意見を交換をしてまいりました。で、この部分で、実際に過去に問題が起きたところの愛知県と静岡県まで行って、その担当者、退職してあったんですが、私たちのためにわざわざ役場の方に来て、市役所の方に来てくれて対応してくれました。そういう部分も含めてやってまいりました。

まあ奈良議員は、そういう人体実験とかそういうふうなお話を言いますけれども、もし私が今そういう形で町の広報でいくとすれば、私の持論の展開する話になります。そうすると、この前1回法定協議会の場で私の景観に対する持論をお話したら、すぐ一般質問でそれはおかしいというふうな形になりました。まあそういう、私謝りましたけれども、それと同じように、私はこの4年間の中でいろんなことを学び、いろんなことを自分なりに思ったことがあります。それは書いてもいいっていうのであればいいですけど、でもそれはやっぱりおかしい。

今、要するに私自身は、健康被害の部分についてはその可能性は少ない。それから、景観については、これは個人個人によって考え方が違う。漁業は、まさしく洋上風力発電の部分については、再エネ海域利用法ができて、その法律の枠組みの中で漁業関係者が4名も入って、このエリアだったら、風車を建ててもいいというふうな形でなったわけですから、まあそういう部分の状況の中で、奈良議員が思っている部分と私が思っている部分というのはかなり違いますから、その私の部分の思いを出してもいいというん

であればそれは別に構いませんけど、ただ現実には奈良議員の考えてる部分とはまるで違う内容になると思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） では、ちょっと質問の仕方を変えます。

2019年の6月の一般質問で、私は、また洋上風力発電に関する町の姿勢について質問しました。この時にですね、行政側からデメリットも含めた洋上風力についての正しい情報を住民に提供すべきと言っております。毎回同じようなことばかり聞いて申し訳ないんですが、この時の答弁が「制度上、事業者の責任において計画の説明がなされ、正確な情報が伝えられると考える。」この次にですね注意して聞いていただきたいんですけど、「法定協議会が設置された際は、協議の経過を広報などで」、「広報」って書いてますよ、「広報などで周知し、必要に応じ住民から聴取し、取りまとめた意見を協議に反映させたい。」このように町長は述べています。この後、令和2年に第1回協議会、令和3年1月、第2回、今年6月、第3回、そしてもう取りまとめられてしまいましたが、今まで一度も広報等で周知したことないじゃないですか。嘘ついたことありませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私も一般質問に臨むに当たっては、過去の一般質問の部分で意見交換された部分を読みながら臨んでいるわけですがけれども、確かにそういうくだりがありました。その部分に関しては、今奈良議員がおっしゃったとおり広報に載せてませんので、その部分については、結果的にはしゃべったけどやらなかったという部分はそのとおりであります。まあそれ以外の部分では、町の全協等ではお話ししましたが、広報に載せてる部分については、私の部分ではちょっと失念してしまったのか、多分そうだと思うんですが、その部分についてはやってないのは事実であります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） それからですね、加藤前町長ですけども、この任期最後となる平成30年の3月議会の一般質問で、須藤正人議員に、洋上風力発電が漁業に与える影響を問われました。その際の答弁が「現段階では事業・工事計画が検討中であり、現地調査も実施されていないことから、今後の動向を把握しながら、町民に情報を提供し、不安解消に努めたい。また、環境への影響をできる限り与えないよう要望していく。」と答えています。加藤前町長から森田現町長へ、その引き継ぎはなされていないように見

えます。平成30年度に森田町政に代わってからの一般質問においても、半数の議員との間で風力発電について議論が交わされ、影響を問われましたが、森田町長の基本スタンスは、事業者の説明してもらおうというものでした。加藤前町長の「町民に情報提供し、不安解消に努めたい。」この答弁を常識的に解釈するならば、その主語は事業者ではなく八峰町でありますよ。こう考えるのが常識的な解釈ではないでしょうか。いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 加藤前町長から私、いろんな課題を引き継ぐ際に半日ぐらい意見交換させていただきましたが、洋上風力発電の部分については引き継がれませんでした。で、洋上風力発電も含めた風力発電の部分については、私自身が町長選に出る際の政策パンフレットの中に、強い風を元気な八峰町づくりに利用したいというふうなそういう思いはありましたので、その時点で加藤前町長との考え方とは少し違っていたかもしれませんが、引き継ぎの時にはそういう洋上風力発電の部分についての引き継ぎの部分はありませんでした。ただ、そういう形でいろんな会社の方々が見えてるといふ部分はお話しありましたけど、今の奈良議員がお話になった部分については、そういう形の部分では引き継ぎ受けておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） さっき町長がおっしゃった広報で持論を展開する。これは私もそれはいけないと思いますよ。ただし、まあそういう持論も述べつつ、私はこう思うんですけども、町民の皆さんはいかがですかと。皆さんの考えも知りたいと、こういう姿勢は必要なんじゃないでしょうか。まあ今さらやれと言っても多分まあそれは難しいことかもしれませんが、でも今からでもやってほしいんですよ。住民は町長のその生の声を聞きたいんですよ。まあ生の声って広報などでですね。町長はやっぱりちょっと情報発信がだいぶ不得手なようで、ホームページもちょっと止まっていますけどもね、もう少しこう何ていうんですかね、血の通った言葉で訴えていただけませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 止まっている町長日誌については、この前の休みの日を返上してだいぶやりましたので、今載ってるかと思えます。なかなか、ためてしまうとなかなか手につかないというのがそういう状況です。

まあ何回もお話になりますけど、洋上風力発電の部分については、再エネ海域利用法

という法律ができて、これ何もない状況の中では環境アセス、まあ環境影響評価法部分と、それからガイドラインの2つしか、FIT法のガイドラインですね、この2つに基づいてやったんですが、洋上風力発電の部分については、もう再エネ海域利用法の部分で利害関係者も含めて一番心配な漁業への影響がどうなのかという部分を、まあそういう協議会の場で議論する、そういう仕組みができましたので、しかも国が主導してっていうそういう部分がありましたので、私の部分については、その枠組みの中で進めていく事業だなという形で思っています。で、その部分で漁業者が反対すればですね、ここのエリアは駄目だというような話になれば、促進区域指定されないわけですけど、今回の場合は事業者、漁業者自体が、ここのエリアだったら、まあこういう条件の中ではいいというふうな形になりましたので、促進区域が指定されております。この後、公募が始まっていくわけですので、今この段階でまたそういう形で町民の意見を伺うという部分は、これはやっぱり少し問題があるかと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 今朝の北羽の一面に、能代市議会の一般質問の畠議員の洋上風力についての質問について載っておりましたが、この中でですね、「齊藤市長は、漁業が成り立たなくなる時は当然補償されなければならない。漁業が続けられるよう最大限の努力をしなければと述べている。」とこう書かれてあります。私これ大きな矛盾だと思うんですよ。促進区域の指定は、漁業に影響を与えないというのが原則、前提でありますよね。それなのに、成り立たなくなる時は補償されなければならない。補償しなきゃならないような状況になったらやめなきゃなんないんですよ、普通は。その上で漁業が続けられるよう最大限の努力をするって、これどういうふうに私は日本語解釈したらいいのか分かりません。ちょっと説明してもらえませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 齊藤市長の思いまでは説明できませんが、私なりに解釈した部分であればお答えできます。

奈良議員がどのような形で漁業を感じられてるのか、以前にも別な方の質問に関して、八峰町の漁業というのは平成の30年間でこうなりましたよ。水揚げ高が16億円から今6億円です。それから、17艘いた底引き網船が今7隻しかいません。そういう状況で個人漁業者の9割以上は後継者がいない。そういう状況で漁業の未来ってどういう未来になると思いますか。私は、その部分は、まあ漁業はこの後本当に厳しい局面になる

と思いますので、まあそういう部分も含めた形で、今回のその洋上風力発電によって意見取りまとめの中に盛り込まれている漁業振興策、それから20年間の売電収入の0.5%の部分による漁業振興策とか地域振興策、こういう部分が前の協議会に盛り込まれなかった部分を盛り込みましたので、これは私の意見もありましたし、能代市長さんの意見もありましたので、そういう形になったんですが、そういう部分で何とか漁業を守りたいというふうな形で考えています。

それともう一個、意見書取りまとめの中で、万が一、事業者の責任において、まあいわゆる今みたいな漁業への損害与えるようなそういう部分があった場合については、補償するような形の文言も入ってるはずです。まあそういう部分を踏まえた形で能代市長は答弁されたのかなって感じは、私は感じました。ただ本当のところは本人でないのので分かりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 町長、私もこう見えてもですね、底引き網漁船の船主船頭の娘ですよ。父は200海里沖付近までマスを取りに出かけていった漁師です。ですから私も、漁業に対してはひとかたならぬ思いがあるんです。だんだん漁業が廃れてきて、後継者もいない。船も減ってきた。魚も獲れなくなってきた。非常に寂しい思いで私見ています、この状況を。ですからこの洋上風力が漁業にどれくらい影響を与えるのか、それも分からないうちに見切り発進することは非常に危険だって言ってるんですよ。何も頭だけで反対してるんじゃないですよ。漁業は漁業の力で盛り返してほしいんですよ。出捐金で漁業不振を補う形でじゃなくて。海を荒らさないでほしいという思いで訴えてるんですよ。答弁は要りません。私の思いだけ分かってくればいいです。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これで3番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。11時20分まで。

午前11時15分 休 憩

午前11時20分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

2番議員の一般質問を許します。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 議席番号2番山本です。おはようございます。通告に基づき、一

般質問いたします。

はじめに、学校部活動の体制見直しについて。

文部省の学校における働き方改革推進本部は、部活動の改革について議論を行い、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域に移行していくと方向性が示されました。休日の部活動を地域の住民に任せて、教員が関わらないということです。文部省は、部活動は必ずしも教師が担う必要のないものとして、部活動改革を休日に教師が部活動の指導に関わる必要がない環境を構築、部活動の指導を希望する教師は引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築するとあります。簡単に地域移行ができるものなのか、地域の現状も知りもしないでと私は言いたいと思います。

一番の問題は、地域に指導者である担い手や受け皿があるのかという問題です。文部省の案にも担い手として考えられるのは、スポーツクラブと呼ばれる地域住民により運営されているスポーツ団体です。これまで学校丸抱えの部活動に外部支援策を充実すれば、スポーツクラブや担い手も増えていく可能性はあるでしょう。既に小学校では、スポ少として学校外での地域の団体が支えています。とはいえ、活動量の多くなる中学校の部活動は、生徒や保護者の期待としても大きなものになり、簡単に小学校のようにいくとは思いません。今の部活動をほぼそのまま地域移行する発想では、うまくいかないのではないのでしょうか。

人口減少や高齢化の中、民間人は仕事を抱えながら、中学校の部活が週5日プラス土日と多いままの環境のもとでは、地元で担い手である指導者を探す、育成するといっても困難でしょう。

次に、指導者への十分な処遇と保護者の負担増です。今の部活動は教員の実質ほぼ無償労働で支えられていて、月謝などかかりません。地域移行すると保護者負担を大幅に増やせるわけもなく、さりとて謝礼や無償ボランティア依存では指導者や運営団体が持続的に活動できなくなります。休日でも平日でも民間の指導者にはしかるべき処遇を保障するべきで、利用者負担、受益者負担として家庭負担が増すのはやむを得ないのかもしれない。そうしないと担い手も増えていきません。さらに、地域移行すると保護者の経済的な負担や活動場所への送り迎えなどの負担が高まることも想定されます。そうした負担がカバーできる家庭の子はいいのですが、そうでないところの家庭では参加できない子も出てくるでしょう。

こうした問題を抱えている部活動に対し、町長として教育長として、教員が部活指導

に関わる必要性がないことについて、また、学校部活動から地域部活動への転換となることについてどう考えているのか、答弁をお願いします。

次に、行政手続きにおける押印廃止と書面主義の見直しについて。

国は、紙文書での提出や押印、対面を求めている全ての行政手続きにおいて、法令改正などを伴う規制改革実施計画を閣議決定しました。押印廃止について、国の各省庁で行政手続文書の押印が廃止された場合、当町の行政手続文書においても押印廃止の判断が必要と考えますが、実印でもない、誰でもどこでも購入できる認印、認め印ですね、どれだけ本人確認の効果があるのか。

そういう思いで調べてみますと、認印たる判子は、日本で庶民まで広がったのは江戸時代のことで、明治になり、偽造の心配がある判子に代えて名前の自署、つまりサインを採用しようという動きが起こりました。しかし、庶民には字が書けない人も多かったことや、当時の大蔵省や銀行が多数の書類に自署するのは面倒だと反発したため、サインの転換は挫折し、現在まで続く判子、押印が築かれたと言います。

今、デジタル化によってそうした習慣が変わろうとしています。これまでは行政と並んで印鑑を個人認証の手段として活用した銀行は、印鑑よりも生体認証システム、署名の電子化によって対応する改革が進められております。さらに本人を確認する必要があるのであれば、顔写真つき身分証明書での確認等も考えられます。また、行政文書の保存といった観点でも、紙を原本を保存するよりもバックアップをとったデータで保存の方が劣化や毀損もなく、また物理的な空間になればスペースも占有せず、時間や距離を限定せずアクセスできるということからも優れています。

さらに、押印を見直したその先にあるオンライン化の重要性まで思いをめぐらせると、町も変わらなければなりません。当町の行政手続きにおける「押印廃止」についての考え。具体的に数字を明示できるのであれば、町民が行う手続きに対し押印が必要な書類は現在どのくらいあるのか、答弁を求めます。

以上2点、お願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 山本議員のご質問にお答えいたしますが、1問目の「学校の部活動の体制見直しについて」は、教育委員会と私とで意見をすり合わせしながら作成しましたので、教育長の方から答弁させていただきます。

2 問目の「行政手続きにおける押印廃止と書面主義の見直しについて」の部分については、私の方からお答えいたします。

国は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革を推進することを目的として、本年6月に「規制改革実施計画」を閣議決定しました。計画では、各分野別の規制改革実施事項を定めており、山本議員ご指摘の「書面・押印・対面の見直し」は、「デジタルガバメントの推進」における取り組みの項目に挙げられています。

町の行政手続きにおける押印廃止の取組状況ですが、町、各行政委員会及び町議会が制定している条例等は708件あり、うち押印廃止の対象となる条例等は138件あります。

町民が行政手続きで提出する申請書等は、ほとんどが規則、告示または訓令で定められていることから、これらの申請書等の押印を省略可能とした特例を定める町長部局及び教育委員会規則、告示及び訓令を制定し、令和3年4月1日付けで施行しています。

この規則等の施行により、現在、押印規定が残っている条例等は、条例1件、選挙管理委員会告示2件の合わせて3件となっており、いずれも他自治体の状況等を参考にして、適切な時期に改正を行う予定としております。

町といたしましては、国が令和2年12月に公表した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に基づき、法令等で押印を条文の規定上求めており、かつ押印が求められている趣旨に合理的理由があるもの以外は、原則として押印を廃止する方針であり、今後も見直しを進めてまいります。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、「学校の部活動の体制見直しについて」は私の方からお答えします。

学校の働き方改革を推進する上で大きな問題点は、教員の超過勤務による負担があります。八峰町でも小学校教員の超過勤務は少ないものの、中学校の超過勤務が多い状態で、やはり部活動が課題となっております。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動です。

部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団で活動を通じた人間形成の機会でもあります。

一方で、部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教員が担う必要がない業務として位置づけられています。教員の勤務を要しない日の活動も含めて、教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験のない教員には大きな負担となっているとの声もあります。

こうした状況から、国は昨年9月に、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、学校と地域が協働・融合した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを示しました。

改革の方向性につきましては、学校における働き方改革の視点を踏まえ、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築する必要がある。一方で、休日の部活動に対する生徒の希望に応えるため、休日において、部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要であることを示しています。

これらのことが令和5年度以降、段階的に実施され、生徒が自主的にスポーツ・文化活動に取り組み、体力や技能の向上を目指す活動機会を確保する観点から、学校の活動として行われる部活動と、地域の活動として行われる部活動との連携を図りながら、地域部活動の実施のために必要な取り組みを行うことが求められています。

しかしながら、教員の意識や生徒、保護者のニーズが様々であり、地域間格差もあることから、地域部活動に取り組むための意見調整が必要であります。

秋田県は本年度、羽後町と能代市で、中学校の休日の部活指導などを地域の人材が担う「地域移行」に向けた実践研究を行っております。能代市は能代第一中学校でバスケットボール、能代南中学校で柔道、卓球、二ツ井中学校で陸上競技、テニス、バスケットボールについて実施しています。この実践研究により地域移行への課題等が見えてくるものと考えられます。

また、能代山本地域の中学校においては、生徒数の減少により学校単独での部活動実施が困難となり、自治体を越えた合同チームによって大会参加となる状況もあります。

このことから、「地域移行」への取り組みは、能代市山本郡が一体となって協議・検討してまいりたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 2番議員、再質問はありますか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） はじめに、学校の部活動のことで。

はじめに教育長、まあぶしつけな質問になりますが、どうして教師になろうと思ったすか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。本音で語ってください。

○教育長（川尻茂樹君） 本音で語りますというか、やはり一番こう感じたのが、教師、教員の免許取得する上で教育実習というのがあるんです。その教育実習に行った際に、子どもたちのきらきらするこの教師に求める視線、それを感じて、あ、こういうふうなことで自分は子どもたちに関わっていけばいいなというふうなところがまず一番の、まあ当初の理由になります。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 多分そうだろうなと思いますけども、まあその中でも部活動の顧問というんですか、担当職員っていうんですか、まあよく分かりませんが、それらの経験も多分やってきたと思います。で、まあかつて私も小・中学校の時代があったので、そういう先生はやっぱりやる気のある先生として、まあ今までも思ってますし、そういうふうな認識で来てるわけですね。で、多くの古い人間は、親、現在の親も含めてですね、そういうふうな認識で先生を見てると思うんですよ。クラブっていうか、まあ部活に携わってる、頑張ってる先生を見る見方としてね。ですから、そういうふうな頑張ってる先生は今一般的に、ああ、頑張ってるいい先生だなんてこう思うわけですね。

ところが、今度関わらなくてもいいと。やらなくてもいい先生が存在すると。じゃあこの人、先生っていうのは何せば、ただに授業を一方向的に説明して、分かったか分がらねえがって聞いて、あとそれ以外の触れ合いはないというふうなスタイルになっていくんじゃないかなと。こういうふうな考え方にまあなるっていうふうな、私はこの改革の中身が理解したんだけど、それでいいのか、もしかして私が間違ってるのか、ちょっとその辺を答弁ください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 山本議員の質問にお答えします。

私もかつて中学校の教員として部活動指導にかなりこう力を入れてきました。その際やっぱり、まあそのスポーツを上手になりたいと思って入部してくる子どもたちが一緒になってこう汗を流して成長する姿を見るっていうのは、すごくこう教師としても、まあ何ていうか、教師の魅力でしたし、あと、生徒指導にも大変こう有効であったっていうことで、私としては部活動が教師をやってきたことについて、私自身としては大変こうこの形で進めたいなと思っているところです。

ただ、今のその、まあ国のというか、全体的な流れとして、働き方改革というふうなことから、教師の超過勤務、これがすごく問題になって、実質その、まあ心身の健康を害しながら教壇に立てなくなる方も出てきてるわけです。そう考えた時に、やっぱりこういうことについては、教師のサービスというか、そういったものに頼ることはなく、別の形でやっていければなというふうに思っているところです。

実際に小学校の方では、やはり前に部活動あったんですね。それが今、スポ少という形で地域の活動に移行しました。だからといって小学校の先生が子どもたちと関わっていないわけではないので、しっかりと教材研究して授業を行い、子どもたちへの対応をやってくださってますので、そういったことについては、また別の形になるのではないかなと私は考えます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあ熱血先生であったということは分かりました。私もですね熱血先生には報いたいと思うわけですが、まあそうした中で私、一生懸命働いてもらう人に対しては敬意を表するわけですよ。で、現在のこのスタイルでいくと、まあこの文科省の考え方で言うと、私は働かない感覚をしてしまったと思うわけですよ。その熱血先生を否定してるような格好だと思うんです。要は、一生懸命教えて熱血先生をやってると、ストレスたまって病気になる先生が多いんだから、好きでねえ人はやめれと、やるなということを示してるんですね。そこまで言うんだったらですね、最初っから、私はこの指導、まあ教員になった、自分が教員になった時の思いを立ち返ってやらざるを、なるべきだなと思うわけですよ。個人的な感覚ですよ。まあ子どもらのきらきらした目を見たいということで先生なった。ところが教員になっていろいろクラブ活動や部活が非常に長くなって残業が多いので、私は心身を害したと。おかしいんじゃないかと。だったら自分で教員をやめればいだけだったすよ。頑張れる人が教員なって残ればいい。やめてしまえばいい話なのに、それをあたかも部活が問題だからそこを緩和すると。結局は働かない改革をしてるわけですか。部活動の指導まではやんねくてもいいと。それでいて当たり前給料けるなんていう、こういうね働かない改革、私は非常に不満ですよ。まあそれを教育長に代表して聞いてもらうということで今しゃべってますけども、ただ、こういうふうなことになっていくとですね、子どもらがかわいそうだと思いますよ。金のある家の子どもは能代のまあどっかの野球チーム、まあ合同のチーム、

そこに送り迎えできる。経済的に困窮している家庭の子は、それクラブにも行けない。参加もできない。しかも遠征費なんか払えるわけもない。こういう格差が生まれるわけですね。まあそれはスポーツだけではなく、音楽関係も同じでしょう。こういう環境になるということについて、何か教育長としては考えておりますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 山本議員のおっしゃることは重々こう私も感じております。実際、私もどっちかっていうと熱血の方でありましたけども、例えば放課後なるべく、私はソフトテニスの指導者でしたので、なるべくテニスコートに行って、大体夜7時頃まで日が暮れるまで指導して、その後1時間から1時間半ほど次の日の準備をして帰るといふ、毎日8時過ぎに帰る。土日も大会等の引率で、ほとんど家族サービスしなかったというふうな生活を送っていましたが、本当にそれは自分でやりたかったからやって、別に体も壊さなかったわけですけども、そういったことをこう、それをやることをみんなに要求するというのはちょっと酷だと思います。ですので、そういったことをやれない方のための、まあ含めて、そういった働き方改革は必要なんじゃないかなというように思います。

実際、小学校の方でスポ少になったことで先生方の放課後の時間は十分こう余裕持てましたし、その間にいろんな学校の教師としての本来の指導の準備とかそういったものに集中できますので、そういったことで部活動が地域移行したから教師が駄目になるという、そういうふうな話ではないと私は考えています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあそれは分かりましたけども、先ほどの話、若干戻りますけどもね、例えば合併した能代の方の野球チームに行かねあねえような状態になった時に、こういうふうな経済的な格差出てくるっていうことは言いましたけども、それについて、そのままでまあ町の子どもらを放っておいていいのか。多少なりとも町としてクラブに参加する子どもに対しての経済的な支援とか考えてるのかどうかです。でないと、こんだけやっぱり差が出てくるわけですからね、その辺は教育長がいいのか町長がいいのか、町長代表して答弁ください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私が育ってきた小学校に熱血先生が転校してまいりまして、小学校5年生の時です。で、この前、八峰中学校と峰浜小学校に大型テレビを寄附してく

れた方が来られて町長室で三役と懇談したんですが、その時に、川尻教育長との方が小・中学校の同級生でありまして、その部分で私の方からそういう熱血先生の話にして、菊地宏文先生って亡くなられたんですが、その先生の話をしたら、その川尻さんも、教育長もそのテレビを寄附した方も同じように熱血指導を受けてまして、まあそういう部分では非常にその部分については共通の部分で、私もどちらかという今お話を聞いて山本議員の考え方の方に近いんですけども、ただ現実問題として、やっぱり精神的な部分に関しての弱さっていう部分は、まあ教育が進んできたのかどうか分かりませんが、その部分でその強く、心を強く持てないというふうな若い方々増えてるのも事実でありますので、まあそういうところから働き方改革とかそういうものが出てきてるんだなというふうに思います。

それと格差の部分に関しては、まあスポ少の部分については、いろいろな部分で便宜図った形になってるんですが、小学校のスポ少の部分では、例えばブルーウェーブなんかは役場職員が歴代監督としてチームを支えてきて指導してきてますし、コーチも役場職員も含めた形で応援しています。それとスポ少と全然関係ないバドミントンクラブっていうやつがありますが、まあそういう形の方が全県で優勝して東北大会行く時には、スポ少の方々と同じような形で町の方から遠征費の補助金を出したり、そういう支援はしております。

まあいずれ具体的な格差が出てきて、その金銭的な、経済的な部分でそういう高見のあるスポーツクラブに行けないとかそういう部分があるとすれば、そこの部分については、少なくとも焦点は子どもでありますので、子どもの能力を伸ばしてあげるというふうな観点の中で、必要があれば議員がお話になるような形の助成も考えていかなきゃならないなというふうな思って聞いてました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあ今具体的にどうのこうではないですけども、いずれそういう、今まだ中学校クラブあるんだすか、平日に。クラブでねえ、部活だね。まあある部活の中で活動してもらえればいいけども、いずれ部活も統合の予定もあるわけでしょう。そして、まあ能代山本管内で一つのチームができた場合、当然そこに行く足、まあ経済的な負担があるわけだ。だからそういうふうなことがもし出てきた場合に、町としてもその子どもらの移動費ぐらいは支援してやれるように検討してもらえるとということによろしいんですか。

- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 具体的なそういう形で子どもたちが自分の持っている能力を伸ばしたくても伸ばせないというふうなそういう状況があれば、これは一大事でありますので対応策を検討していかなければならないというふうに思います。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。
- 2番（山本優人君） まあ是非、そうなった場合には是非支援をしてやってほしいと思います。

続いてですね2番目の何だっけ、判子の件ですけど、まあ先ほどの報告では、ほとんどがなくなったということですけども、それは非常に良かったなと思うわけですが、まあそれに先にある問題はですね、庁内が判子をなくしてデジタル化にしていけないと、これの意味がこうちょっと薄らいでいくと。せっかく判子までなくして、何ていう、回覧のために歩く必要がなくなったのに、それを保存したりですね見てもらうためにはデジタル化して共有しないと駄目だわけですよ、その書類っていうのは。まあ記載者がいて、まあ課長があつて、町長がいてというふうに最低でも3人ぐらいは判子、今までついていると思うし、今後もそれは判子の押す押さない関係なく見る必要があるわけだ。だけれども、それをいちいちまた担当者から町長まで上げるために2人に持って回るのではなくてですね、デジタル化にしてそのソフトの中に突っ込んでしまえば共有して見れるわけです。ですから、そういうふうなとこまで行くためのステップだわけですよ。ですから、その辺をもっと進めるという意味で、まあ今回何だっけ、附帯決議の中でもありますけども、まあホームページのことでは書いてますけども、情報という、アップというところですね、あとデジタル化ということは同じ方向性だということ認識してもらえればいいわけですよ。

で、それであともう一つは、町に申請するいろんな補助金やら、まあいっぱいあるわけですけども、その申請書類を取れる、様式、それをアップしてもらうことによって申請者も楽になるわけですね。今、みんなパソコンの時代ですね、手書きなんていう人はいないはずなんですよ。で、庁内の職員は全部パソコンで打ってるはずですよ。手書きで出してる人はいないと思うわけで、ですから、それをせっかく作った様式をホームページ上でアップしておいてもらえれば、まあ町民の申請者は全部そこからダウンロードしてそれで打ち込めるというふうな形になるわけで、非常に我々もそういう面では楽になるわけですね。で、それを判子が要らないんだとしたらメールでボンと送ればそれ

で済むわけですね。で、間違っていれば修正もできるというふうな方法になりますので、是非その辺を進めてもらいたいということですが、町長の意気込み、これはトップがね指示して早くこれをそういうふうに作れって言わないとですね進まないんですよ。どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 山本議員のご提案の部分については、前回の6月議会のRPAの部分と共通した流れであると思います。その背景は、菅総理大臣が打ち出したデジタル庁を新しくつくって、デジタルガバメントを実現しなきゃいけないと。まあそのための3つの押印、それから対面、それから書面から脱却しなきゃいけないというふうなそういう流れの中で来ている部分であります。

私としては、私が毎日つく判子の量、その倍以上、副町長とかはついてますので、そこから逃れられるという部分は非常にありがたくて、是非そうありがたいもんだなという感じは思います。

まあそういう形の中で、こうこれからの時代の流れを見ていきますと、デジタルガバメントっていう部分は相当進化していくものと思ってますから、町の方としてもその流れに遅れないような形でやっていかなきゃいけない、そういう問題だと思います。

ただ、住民の皆さんの部分は、まあ八森地域の方々は、こう本当にパソコンで書類作成したりっていう部分は、それをできる方たくさんおるんですが、何か峰浜地域の人方っていうのはその部分が非常に苦手でありまして、私もいろんな団体に入りまして、例えば老人クラブの社協の会長をやっている時に老人クラブの会計やりました。これはやれる人がいない、パソコンを使って書類を作成する人がいなかったもんですから、まあそういう部分を誰かが手助けすれば活動そのものは非常に活発になるので、そういう地域的な部分で本当に地域住民の皆さんがパソコン技術を駆使した形でメールとかの申請できるのかどうかといえば、それにはもう少し時間がかかる地域もあるのかなというふうな形を思います。その部分については、若い人であればもうみんなメールも簡単にできますから、まあそういう部分ではいいんですが、そういう部分についても配慮しながら、流れとしてデジタルガバメントは進めていかなきゃいけないというふうな形で思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○2番（山本優人君） ありません。

○議長（門脇直樹君） これで2番議員の一般質問を終了します。

休憩します。午後1時より再開いたします。

午後 0時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

11番議員の一般質問を許します。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 11番皆川でございます。通告に従いまして、2点について一般質問を行います。

1点目は、コロナ禍における町民の健康管理のあり方についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、変異株が猛威を振るっております。第5波の真っただ中にあります。収束はおろか、第6波の可能性も指摘をされております。

八峰町のコロナ対策は、手遅れすることなく徹底されていると思っておりますが、一方では、昨年度より集団健診が見直され、峰栄館とファガスの2カ所で行う予定が、コロナ感染症の影響でやむなく中止を余儀なくされました。町民の健康管理が危惧されるところであります。

報告によりますと、本年度からは委託先も変更し、実施予定がファガス1カ所というような結果になったようでございます。検診率向上はもちろんでありますが、平均寿命が大幅に伸び、人生100年時代とも言われております。健康で長寿し、豊かな人生を送るのは、誰しもが望むところであります。

税率改正を行いながら綱渡り状態で運営されておる国民健康保険事業、1人の重症患者も許されません。この先の町民の健康管理をどのように推し進めていくのか、対策を伺うものであります。

次に、2点目の農業振興対策について伺います。

今年もまた収穫の秋を迎え、間もなく稲刈りも本格化するものと思っております。本県の作柄状況は、当初の発表で「やや良」ということでありましたが、8月になりまして「平年並み」が見込まれるという報道がありました。

町では、先に八峰町農業再生協議会において「水田収益力強化ビジョン案」を提出し承認されました。これによると、主食用米作付面積を減少し、生薬やキャベツ、あるいはネギ等の面積を拡大するという計画であります。

2021年産の主食用米作付面積は、前年の実績比を申しますと6万2,000から6万5,000ha少なくなると見込まれておりますが、主食用米の在庫は依然高い水準で推移をいたしております。主食用米から非主食用米への作付転換は、来年以降も引き続き取り組む大きな課題と言えます。

全農では、21年産の概算金の発表がされました。これによりますと、今まで3番目に低い1万600円、昨年より2,000円の大幅ダウンであります。JA秋田やまもと管内におきましても、昨年の1万3,000円から1万700円ということでございますので、2,300円の全農の概算金を上回る大幅な減であります。法人化や担い手確保を推進する上で大きな痛手であります。

このような価格維持対策として、県では、飼料用米等の生産者に対しまして収入補填をするため、補助金を用意する等、対策を講じております。本町においても、稲作農家の占める割合が依然として高いことから、これに追随し、強固な取り組みが必要と思っておりますが、いかがでしょうか。

以上、答弁よろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 1時06分 休 憩

.....

午後 1時06分 再 開

○議長（門脇直樹君） 再開いたします。

ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆川議員のご質問にお答えいたします。

まずは、新型コロナウイルスのワクチン接種の状況について申し上げます。

町では、16歳以上のワクチン接種を「個別接種」と「集団接種」の併用で行うこととし、個別接種については、能代市山本郡の30医療機関で体制が整備され、町内では、町営診療所で火曜日から金曜日に1日最大48人の接種を行っています。集団接種は、峰栄館を会場に毎週土曜日午後に、医療従事者を郡市医師会から2チーム派遣いただき、1日当たり最大300人の接種を行っています。

9月7日現在、2回目の接種を終えた65歳以上の方々が2,863人、91.1%、12歳以上64歳以下の方々が1,559人、47.4%となっています。

関係各位のご協力により、今月末には、12歳以上の町民への新型コロナワクチンの接

種率が80%を超えるものと見込んでいます。

一方、集団健診については、昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受け中止となりましたが、今年度は2年ぶりにファガスを会場に6月16日より行いました。感染症対策を講じながら、1日最大160人に人数を制限し、6日間行い、9月1日からは胃がん検診を、同15日からは子宮がん・乳がん検診を行っています。

集団健診を行うに当たり、4月7日に保健衛生委員会を開催し、委員の皆様のご協力により受診に関する希望調査を取りまとめるとともに、新たに作成した保存版の健診のしおりを全戸配布いたしました。

特定健康診査は、問診、身長・体重・血圧・血液・尿測定などを行い、自身の健康状態を確認し、病気を予防することを目的としており、希望する受診者へのがん検診は、特定の病気を早期に発見し早期治療に繋げることを目的としています。

ご質問の集団健診の中止等による影響についてですが、タブレットに資料を載せておりますが、令和元年度の集団での健診受診者数は、40歳以上の特定健診が507人、39歳以下の一般健康診査が46人、合計で553人となっています。

また、各種がん検診は、肺がんが673人、胃がんが450人、大腸がんが652人、前立腺がんが50歳以上偶数年齢で79人となっており、婦人科の乳がん40歳以上が254人、子宮がんが20歳以上180人、骨粗しょう症検診が20歳以上80歳未満で168人となっています。

県内では、昨年度より集団健診事業の委託先が25市町村とも秋田県総合保健事業団が行うこととなり、町としては、今年度初めての実施となり、事業団の都合により、本町は、特定健診等の日中検診を6月に、胃がん及び婦人科検診を9月に、骨粗しょう症検診を11月に実施することとなりました。

今年度の受診者数は、40歳以上74歳以下の特定健診が237人、75歳以上の特定健診が142人、39歳以下の一般検診が38人となっており、合計で417人となりました。

各種がん検診については、肺が510人、大腸が507人、前立腺が58人、胃が123人、肝炎検査が68人でした。

集団での受診状況は、令和元年度に比べると受診者数が2割ほど減少しておりますが、昨年度の中止による個別医療機関での受診状況を勘案すれば、例年並みまで受診率が確保されるものと思っております。

なお、今年度から町営診療所でも特定健診を受診できるようになり、都合がつかなかった方々にも、年1回の健康診査の受診機会を提供できるようになりました。

今後とも、受診者の経済的な負担軽減を図る各種がん検診のワンコイン受診をはじめ、特定の年齢を対象とした検診費用の無料クーポンの発行、未受診者に電話での受診を勧奨するコールリコール事業を実施するなど、受診率の向上に取り組んでまいります。

また、国民健康保険事業予算の医療費に対する影響につきましては、国保特別会計の療養給付費を見てみると、新型コロナ禍による受診控えが影響し、令和元年度が5億7,290万円ほどであったのが、令和2年度は5億1,106万円ほどとなっており、6,174万円ほど、10.8%の減少となっております。

また、療養給付費については、生活習慣病の糖尿病が重症化し人工透析となってしまった場合、高額なものとなります。このため、町では、この糖尿病の重症化予防事業に力を入れており、昨年度から国保事業の係内に保健師を配置して、専門的な立場から生活習慣病の予防啓発を行っているところであり、今後その成果が見えてくるものと期待しております。

次に、「農業振興対策」についてお答えします。

今年産米については、5月後半に日照が少なかった影響で稲の分けつが抑制され、例年に比べ茎数が少なく収量減が懸念されるなど、農家の方々にあっては心配な日々を過ごされたことと思います。

幸いにも6月以降は天候に恵まれ、高温多照で経過したことから茎数も回復し、平年より早く出穂期を迎えた圃場が多く見受けられたことから、稲刈り作業も平年より早まるものと考えております。

東北農政局秋田県拠点が発表した8月15日現在での秋田県の作柄概況は、「平年並み」と見込まれているところであり、今後も天候に恵まれ、このまま無事に収穫を終えられるよう願っているところです。

一方で、米を取り巻く環境は、人口減や食生活の変容など消費者の米離れに歯止めがかからず、需要減は年10万tペースで続くと見込まれ、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響で外食産業が低迷、結果在庫量が膨らみ、国が示す適正水準を超過することが予想されるため、今年産米の概算金に影響が出ないか心配しているところです。

そのため、県では、今年産米の米価下落を見据えた対応として、全県の地域農業再生協議会に今年産米で未契約となっている米については、早めに販売先と契約するよう周知するとともに、4年産米に向けた収入保険やナラシ対策への加入を推進するよう指導しております。

また、県や市町村の農業再生協議会では、主食用米からの転換を図るため、国から配分される「産地交付金」を活用し、地域の産地づくりに向けて「水田収益力強化ビジョン」を策定、作物ごとの取組方針や使途、単価を決定しております。

八峰町農業再生協議会には、現在、令和3年度分として3,020万6,000円が配分されており、大豆やそば、ネギなどの品目を対象に支援を計画しています。

飼料用米については、国が収量に応じて10a当たり最大で10万5,000円、県でも最大2万円、そのほか、複数年契約の場合上乘せ助成があるなど手厚い支援となっています。

県の試算によれば主食用米と同程度の所得が見込まれ、また、飼料用米以外の加工用米や新市場開拓用米等についても、国や県からの支援が充実していることから、町としては米以外の作物への誘導を進めていくため、大豆やそば、ネギ等畑作物を中心に支援を行い、水稻作付転換と畑作物等の作付面積の拡大を図っていきたいと考えております。

今後も、米の消費改善が見通せない中、町としては、県からの需給見通し等の情報をJA等集出荷業者と共有し、事前契約及び複数年契約を推進していくとともに、生産者に対し、米価が下落した場合の収入減少を補償する収入保険や影響を緩和するナラシ対策へ加入するよう働きかけを行ってまいります。

さらに、国から配分される産地交付金を有効活用し、農家所得の確保に努めるとともに、生産者の声に耳を傾け、来年の再生産に支障を及ぼす状況となった場合は、必要に応じて対策を検討したいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 11番議員、再質問はありますか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） それでは、まず集団健診のことでちょっとお伺いをいたします。

まず、コロナ対策につきましては、防災無線等でもうるさいほど鳴らしてくれてますんで、住民の方々、身に染みておることだろうと思いますし、まあ十分な手立てが整っておるなというような気がいたします。

ただ、この集団健診、今町長が答弁くださいましたように、コロナの関係で去年は中止、今年はファガスで1カ所、どういった方法で集団健診の希望の方々をファガスの方に参集させて検診をやっているのかですね、まずそこをひとつお伺いをしておきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの皆川議員のご質問にお答えします。

本年度におきましては、コロナワクチンの接種会場、峰栄館となっておりますので、まあこちら側の従前の事業の中では、それぞれ峰栄館とファガスで実施するという見込みで動いておりましたけども、春先にそういった形になりましたので、全てのご希望の方には送迎車両を用意して、職員が送迎している事情でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 私が最も心配をしておるのがですね、やはり厚生医療センターで集団健診をやってくださっておった時には、各地域を巡回しての集団健診でありました。それでこのくらい今資料に出てるような人数だけですから、今度1カ所で、八森地区ファガス、峰浜の方が峰栄館という格好で、それまたコロナの影響で今度はファガス1カ所ということになりますと、果たして受診希望者満足いけるような体制であったのかですね、ここがちょっと心配なところであります。あ、受診率を聞いてみれば分かると思うんですが、ただ単に元年度と3年度を比較して見ますと、かなりの人数が少なくなっております。もちろんコロナの影響もあるでしょうが、コロナだからといって集団健診をおろそかにしておったんでは町民の健康は守れないと思うんです。ですから心配をしてくるとこなんです。

実際に、担当課長でもいいんですが、峰浜地区の方からファガスの方に何人足を運んで検診受けられたか分かったらお答えください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 大変申し訳ございません。現在、資料の方は持ち合わせておりませんので、後でお答えさせていただきます。

先ほど町長から回答ありましたとおり、申し込みを受けた段階で人数、コロナ禍もありまして保健事業団の人数制限というものがございます。その中で、地域ごとに分けるわけではなくて、人数で配分を決めているものですので、若干お時間いただくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 先ほど質問しましたように、健診受けられる方というのは、ほとんど国保に加入されている方なんですね。あと、健康な方々、勤めてる方々は、まだ職場の健診等があるわけですからいいわけですが、やはり高齢でなかなか自分で交通手

段を持たないそういった方々が、この集団健診に集中すると思うんです。ですんで、コロナ、コロナと言うけれど、やはり一般のそういう健全な人方をどう守っていくかというのも大きな問題でありますから、やはり落ち度なく健診希望者を会場まで運べる手段とかですね、そういったものが十分な対策が講じられておらなければならないというぐあいに思います。とりわけファガスということになりますと、峰浜地区の人たちは遠くなるわけでありますから、どういった方法でやったのかなというのがちょっと心配であります。

言いましたように国保加入者の方々が多いわけでありますから、一人でも重症の患者さんが出ますと国保財政圧迫ですよ。またやらなければ税率を改正して事業の見直しをするのかですね、大きな課題を抱えてしまいますんで、やはり普段のそういった健診をやっていただいて、精密検査があったら確実に二次検診を受けるとかですね、そういった手厚い方法が必要だというぐあいに思います。これからの高齢化社会に向かっていくに当たってですね、とても大切なことだと思いますんで、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほど来の皆川議員のご懸念、ご質問は、本当にそのとおりだというふうに思います。今年度の場合は、かつて日本の国でも経験がない、全国、まあいわゆる全国民を、まあ12歳以上ですけど、それを対象にした全国一斉でのワクチン接種であります。それで命にも関わると。治療薬もないような状況なので、ワクチン接種をどの市町村もいろいろ苦慮しながら取り組んだものと思います。八峰町もそのとおりです。

会場の部分、じゃあファガスと峰栄館、健診のために残してほかの会場でやればいいのかというその案もありましたけど、その当時は副反応という部分が非常に心配されまして、アナフィラキシーショックっていう部分で、医師が会場に2名以上いないと駄目だというようなそういう医師会の方の申し合わせもありましたので、もし万が一のことが起こった時には峰栄館が一番近いということで、峰栄館をまず優先させた経緯があります。で、そのファガスの部分で、じゃあ皆川議員おっしゃるように峰浜地区の人は遠くなりますから、そこの部分については先ほど石上課長お話したように、申し込み段階の部分で希望する方々は送迎を行うというふうなそういう形で対応しております。

本当におっしゃることは、私いつも言うんですけど、病気にならなければ健康保険は

必要ありませんし、寝たきりにならないければ介護保険も問題なくなります。そういう意味で、一番の基本は心と体の健康づくり、それから寝たきりにならない介護予防、この部分が非常に大切な分野だというふうな形で持っていますので、そこの部分の基本は忘れずに、町民の方々が先ほど議員がおっしゃいましたように長寿で豊かな人生を送れるようなそういう形のまちづくりに努めてまいりたいと考えてます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 町でも八峰町健康増進計画「はっぼう21」とかというような立派な計画書をまとめ上げておるわけでありますから、あれら計画をです無駄にしないように、一人一人の町民が本当幸せを感じれるようなそういう長寿社会になっていただければなというぐあいに思っております。これから取りこぼしする町民がないようにです、一人一人に目を配って受診率の向上に努めていただければというぐあいに思います。

答弁は要りません。1問目の質問は終わります。

○議長（門脇直樹君） 農業振興対策について質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 農業振興対策について、今一度質問させていただきます。

この収益力向上の強化ビジョンにつきましては、もちろん主食用米の米を少なくするというようなことが念頭にあるかと思うんですが、先ほど申し上げましたように、全農の方で概算金が発表されました。2,000円ということであります。昨年、JA秋田やまもとでは、1万3,000円、最終的になったわけですけども、それで今日の新聞見ますと1万700円ということですから、全農よりも300円多い2,300円のダウンということであります。

この要因というのはいろいろ、食べないとかコロナ云々もあるかと思うんですが、やはり農家の皆さんが米づくりの技術の向上とです、そういった緻密な努力があって、毎年予定を上回る数量の米が出回っておるというようなことも一因にあるかと思えます。その裏には、やはり私どもの地域はやはり米中心の農家が多いということだろうと思えます。この米づくり農家の方々が、今、飼料用米への転換とかです加工用米といっても、なかなかなじめないのが実態でないだろうか。ここら付近どのようにしてこのビジョンを前に進めていくのか、町長お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 現在の八峰町における農家の平均年齢68.7歳です。その部分だけを見ても、どのくらいまで今の平均の方々がいわゆる米作中心の農業を営んでいけ

るのか、ここの部分についてはそう残された時間がないというふうな形で思っています。私自身は、まずその持続可能な農業の実現のためには、個人農家が作れなくなったとしても、若い農家が今5町歩、10町歩なってる人が20町歩まで作れるっていう話も聞いてますし、法人になれば100町歩まで可能だというふうな人もいます。そういう方々が実際にそういう大きな面積を耕作できるようにするためには、圃場整備がきちりとしていて、遠くの農家がなく、自分たちが作ってる部分が1カ所に集められるようなそういう仕組みが必要だというふうに考えています。

実際にビジョンの中では、まあ令和5年度までの目標として、昨年度の作付面積、主食用米は1,028町歩だったんですが、それを令和5年度には900町歩まで減らす、128町歩ぐらい減らしていくというふうな目標を立てています。その目標の部分の128町の部分については、大豆関係で94町歩、それから、そば関係で85町歩、そういう、あとネギ、キャベツ、ミョウガ、ここの部分は数少ないんですけど、まあそういう形の戦略で進めていきたいというふうな形で思っています。

いずれ農家の方々が自分で作れなくなる方々が増えていく可能性がありますから、この部分がスムーズに次の人方にバトンタッチできるような仕組みも含めて、このビジョンの部分の実現に努めていきたいと思えます。

いずれ日本の国、高齢化してます。高齢化していくということは、高齢になれば食べる量が少なくなります。それから人口が減少しています。人口減少すれば食べる人が少なくなります。そういう意味で、主食米を含めた格好で食料自体が非常に余ってくる、まあ在庫量が増えていくっていう部分が懸念されますので、減反政策がない中でそういう部分をどうやって作っていくかというのは、これまで以上に農業再生協議会の部分で議論しながら、しっかりとした売り先を確保した上での販売、まあ生産というふうなそういう部分までにはらんだ取り組みをしていかないと、今回の、私もこのぐらい下がればショックです。JA秋田やまもとは全ての品種が約2,300円、同じぐらい下がってますから、ここの部分については来年の農業の作付大丈夫だろうかという部分、心配ありますので、その辺の部分については今後農家の意見も聞きながら、JAとも相談しながら対策を進めていきたいというふうな形で考えて、いずれ、いずれこの主食用米だけに頼っていきますと、今の流れからいくと米の需要が伸びない、それはあと外国に求めればいいわけですけど、その部分がうまくいかなければ、どうしても米農家さ影響行くっていうのは間違いないことだと思いますので、その辺も見据えながら対応していきたいというふ

うに考えてます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今、主食用米を減らすということは、これまあ価格を保障するということでは、何としてもそのような対策にしなければいけないと私も思います。ただですね、そこにどうやって持っていくんですかということなんです。今、あきたこまの主食用米でもこのくらいの概算金下がってるわけです。飼料用米になりますと、もちろん多収量の品種だと思うんですけども、それはそれでいいわけですけども、なかなか農家の皆さん、高い米から安い米への転換というのはなかなか勇気がいるような気がするんです。そこら付近どうやって農家の方、方々を、県の補助金、あるいはそういった補助事業で納得させて飼料用米に転換していくのかですね、それともまた、集荷業者の皆さんにお願いをして、おたくの業者はこのくらい、こちらはこのくらいというようなそういう計画で確保していくのかですね、ここら付近の進め方、もし頭にありましたらお答え願えればと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 現実の部分では、かなり高いハードルになると思います。それは、今現在米づくりを主体にやってる農家の人が、今議員がおっしゃったような考え方でいるからです。そこをどうやって乗り越えるかっていう部分は2つあります。1つは、まあ再生協議会でいろいろ議論していくんですけど、その中には集出荷業者も入りますから、その中で対策も講じていきますけれども、いずれ、さっき言ったように68.9歳……68.7歳、そういう高齢になってる平均年齢の方で順繰りに作れなくなる方々が増えていくと思いますので、まあその際にどういう形でバトンタッチしていくのか。そのバトンタッチしていく際に、今の部分の流れを、いわゆる米をそのまま引き継いでいくのか、で、野菜とかそういう高収益作物に転換していくのか、その部分でバトンタッチしていく方法と、あとは、まあ粘り強く啓蒙して行って、今ある方々の部分にそういう部分を取り組んでいくための呼び水っていうんですか、補助金を制度を作って誘導していく、この2つでいければというふうに思っています。

今、飼料用米等の部分については、県の部分の制度が十二分になっていますから、その部分は今のところ必要ないと思うんですが、今のその産地交付金が3,000万円ちょっとありますから、そういう部分についても各部分の支給金額みんな決まっていますから、そういう部分で、いわゆるなぜそっちの方行かないと、間に合わないから行かないので、

普通の米と、主食用米作っても同じような形の収入になれるようなそういう仕組みを県にもお願いしながら、町でも足りない部分をやっていくことも必要かなというふうな形に思います。

いずれ両方の部分で、バトンタッチしていくとこと、それから現役の人には誘導するための補助事業とかそういう部分を作りながら持っていかなければいけないなというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） この収益力強化ビジョンの中では、ほかの作物への転換も大きな課題、注目してるわけですけども、どうなんでしょうかね、現実問題として、生薬、面積拡大できますか。できたとしても数町歩、多くて1町歩までいくんですか。なかなか厳しいと思います。何と言いますかね、片手間にやってるようなそういう事業では、とてもこの主食米云々には対応できないんじゃないかなというぐあいに思っています。やはりメガ団地とかですね、そういった大きい産地化をしていかないと、そういう計画が町の方になかなか見えてこねえんですよ。書き物は確かに計画ですからばんばん出ます。でも実態がなかなか伴っていないというのが現状ではないでしょうか。だからやはりこの米もこのようにして主食用米が過剰になっていくということだと思うんです。元来、今、基盤整備の話もありましたが、畑作できるような基盤整備ではないんです、こちら付近は。これもやるったら、もう一度耕起して石拾い直しして、ちゃんと畑作に合ったような土壌改良やらないとですね、とても畑作には向かないと思うんです。ほらやれやれたって、それに伴う経費がまた伴ってくるわけですから。機械1台買えば1,000万円とかですね、トラクター1台買えば七、八百万円とかってするわけですよ。そういったのはどんどん上がるし、米だとかこのとおりにあれですから、これでも農家の連中の方、何として米でまま食っていくかということでも真剣になってるわけですから、なかなかその畑作転換も容易でないような私は気がするんです。だとすれば頼みのところは、今町長言ったように飼料米とかですね加工用米の転換だと思うんですよ。ここに町単独のですね何か品目を変えるための奨励金のようなやつをですね、つけて飼料用米に作付誘導していくとか、そういった考えないでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の水田収益力強化ビジョンの部分で、先ほども皆川議員もおっしゃってましたけれども、このまま主食用米だけ同じような形で生産していけば、これ

は八峰町だけ、全国の問題ですけど、さっき言ったように人口減少と高齢化の部分の両側面から、輸出米を増やさない限りは国内の需要ってというのは頭打ちですので、どう考えても単価の下落に直結する、これは間違いない話です。で、そこの部分についてどういう対応をしていくかというのと、やっぱりこのビジョンであるとおりの主食用米の面積を少なくして、ほかの、先ほども申しましたけど、令和5年度の目標として昨年度の作付に比べて主食用米が128町歩減らす、そしてその減らした部分を加工用米は10町歩、大豆が94町歩、そばが85町歩、ネギが10町歩というふうなそういう形の中で割り振りしてやってやる部分がまず王道だと思います。で、その上で、基本的にその状況を見て、結果的に今概算金が大幅に下落したわけですから、ここの部分の影響の部分はまた何とか手当てしなきゃいけないんで、そういう部分の財源をどういう形で、今皆川議員が言われたような形で手当てすれば、今のその概算金の部分が減った部分の影響というのは少なくなる。要は、2,300円ということは1町歩で2万円ぐらい少なくなる。1反歩で2万円。1町歩で20万円です。これが面積が多くなればなるほど赤字が、収入減が大きくなりますから、そういう部分を防ぐためにも、まあそういう形で取り組んでいきます。

ただ、今皆川議員ストレートにそこの部分に対しての町の補助金の部分は、国、県の補助事業で結構、主食用米と同じような形になってるという現状ですので、そこの部分はもう少し精査した上で対応していきたいというふうに思います。それ以外の部分は、今これ、今言ったように1町歩で20万円、それから10町歩やってる人200万円ですから、そういう部分の方々が来年度米が作れるのかどうかという部分の問題もありますから、そういう部分の対策を検討していきたいというふうに考えてます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） いずれもう来年の種籾の注文は終わってるんです。もう来年の稲作の腹構えは農家の皆さんもう決まってると思うんですよ。これまでやはり主食用米、安心・安全な米を国民の皆さんに提供したいということで一生懸命頑張ってきてここまでみんなやってきたわけでありまして、今一気にこの飼料用米とか加工用米といってもですね、なかなか難しい部分あると思います。ですから、先ほど話した県の補助金もあるんでしょうが、それに移行するためですね何らかの手当てができないのかですね。一気にほらやれ、ほらやれって言ったって、今言ったように品種が変われば乾燥機もそのたんに掃除してやらないと米混ざってしまうわけですから、いろんな問題がやはり出てくると思うんで、種籾言ったようにもう来年の種籾注文終わってるわけですから、飼

料用米にするとすれば、こまち以外の違う多収穫品種になると思うわけですから、そこから付近をやはりなると思うんですね、ただ単に計画でこうやればいい、ああやればいいっていうのは分かるんですが、やはりそれに実態が伴っていかないとですね農家の皆さんは戸惑うと思うんで、そこいら付近の手当てをですね何とかならないのかなと私は思ってます。もちろん概算金の関係もありますけども、これはこれでまた別問題ですが、飼料用米等に移行するための奨励金のようなやつですね、そんなに多額なあれでなくて、移行するための準備金といいますかね、そういったものにいくらかでも手当てをしながら誘導していくというのが手っ取り早いやり方じゃないのかなというぐあいに思いますが、いかがでしょうかね。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） その部分については、もう少し国、県の状況等を正しく情報収集して検討していきます。

それと、種粍の部分については、確か私、町長なった30年の時も同じような状況になって、まあ注文してあるんですけど、その部分に対する補助制度やった経緯があります。まあそういう部分も含めてですね、農家の方々が来年度もう既に米、4年産米の米づくりスタートしてますので、まあそういう考え方、スタートしてますので、そういう部分で、こうやる気が出ないような形にならないようにしっかりと取り組んでまいります。

いずれ今この場でその部分についてすぐやりますというわけにはいきませんが、そういう部分についても検討していきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今、概算金の話もしてありますが、来年もまたおそらく農業収集は相当落ちると思うんで、町の税の方にもいくらかの影響はあるんじゃないかなというぐあいに思えます。

併せてですね、今、対策として収入保険とかナラシ対策に加入促進をやるということでございますけども、それはもちろん大切なことでもありますし、皆さんが加入してくればそれにこしたことはないわけではありますが、いかんせん、これの精算は来年度でないとできないわけがありますから、2,300円の穴というのは今年そのまま残っていくわけですから、それも来年になっても自分で計算できないんですよ。俺、今町長言ったように、1町歩やって20万円なんてか、10町歩やれば200万円損したなとって、せば来年で200

万円来るかって単純にそうやって計算しても、国の計算ってそうならないんですよ。7年間の平均だとか何とかって、我々の頭ではなかなか計算できないようなシステムでやってくるわけですから、そういった農家の方々のね大きければ大きいほどだと思っておりますよ。来年の営農の意欲がなくなるようなですね、そういうやり方を町としても考えていただきたいと思っております。

これまで一生懸命頑張って、国の主食ということですので米を中心に頑張ってきたわけですから、ここで大きく転換して、あと主食米は嫌だとかというようなことでなくてですね、そういった米づくり農家にも元気が出るような対策をひとつ考えていただきたいというぐあいに思っております。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私のうちも農家でしたので、まあ私の代で初めて農業づくりをやらなくなったわけですが、人に任せてるんですが、やっぱり自分たちで生産者が自分で値段を決めれない産業、ここの部分については本当に共通の悩みになると思っております。今の値段がまた来年のように1万3,000円、取り戻すためには1万5,000円ならなきゃいけないわけですからそうなるわけはないし、まあそういうおっしゃるとおりであります。

先ほども申しあげましたけれども、農業は日本の国の基幹産業でありますし、町の基幹産業でもあります。まあそういう、それで農家人口も非常に多い、そういう産業でありますので、そういう方々が来年の耕作意欲がなくなるようなそういう気持ちを持って、この後の来年度当初予算に向けての対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかにありませんか。

○11番（皆川鉄也君） 終わります。

○議長（門脇直樹君） これで11番議員の一般質問を終了します。

石上課長は後で資料を提出してください。

○福祉保健課長（石上義久君） はい、了解しました。

○議長（門脇直樹君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、明日16日午前10時より開会し、引き続き一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 1時51分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 7番 見 上 政 子

同 署名議員 8番 菊 地 薫

同 署名議員 9番 笠 原 吉 範

令和3年9月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和3年9月16日（木曜日）

議事日程第3号

令和3年9月16日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	和平 勇人
税務会計課長	成田 拓也	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	石上 義久	教育次長	山本 節雄
産業振興課長	山本 望	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工藤 善美
生涯学習課長	今井 利宏	学校給食センター所長	田村 高夫
あきた白神体験センター所長	山内 章	防災まちづくり室長	内山 直光
総務課副課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	菊地 俊平	福祉保健副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭 正和
農林振興課副課長	堀内 和人	八森子ども園長	大坂 江利子
峰浜ポコ山子ども園長	秋田 裕紀子		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君、1番水木壽保君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） おはようございます。2日目の一般質問、傍聴の皆さん、ご苦労様です。最初にやらせてもらいます。

通告に従い、一般質問を行います。7番見上政子。

まずはじめに、町内循環バスの運行について、町長の考えを伺います。

すいません、眼鏡曇るので外させていただきます。

4月15日の全員協議会で、令和3年度地域公共交通（巡回バス）について報告がありました。資料の上段には令和3年6月1日から9月30日までの巡回バス路線一覧表、そして下段には令和3年10月1日から令和4年3月31日までの巡回バス運行表があり、秋北バスの運行は記載されていませんでした。このことについて6月議会でも一般質問しましたが、担当課に、この運行では孤立する人が増える、大変なことになると提言してきました。町のお知らせ版を見て、町民から、これでは困ると切実な声が寄せられました。

8月30日の全員協議会で9種類の資料が提示されました。これで能代までのルートは秋北バスが休止しても巡回バスで安心して利用できる、重い病気を抱えながらもほとんど毎日のように利用している人、障がい者施設に毎日のように利用している人は胸をなで下ろしています。担当職員が個別に聞き込みをしたり、利用者からアンケートを取ったりして出来上がったルート作成と時刻表を見て、並々ならぬ努力があったと敬意を表します。

しかし、全ての問題が解決したわけではありません。町民の中には、秋北バスを利用して町内で毎日働いている人がいます。また、最近、東八森駅周辺はチェーン店の大型店舗が次々と営業され、能代まで行かなくとも買い物ができる、また、歯科診療所2カ所、さらに診療所があります。年々進む高齢化は深刻です。能代まで出かけることはハードルが高い人も出てきます。そうすると町内の循環バスは大変重要なものになってきます。運行表を見ると、運転手の空き時間を利用して町内循環バスを走ることができると思います。町内産直の買い物、ハタハタ館、ポンポコ山、御所の台の花見、食事等々、乗り合わせができます。

提示された資料の全ては、令和4年3月までの試行運転、秋北バスは廃止ではなく中止、仮の時刻表となっています。試行期間は6カ月期間しかありません。当初、お知らせ版を見て、これでは駄目だと皆さんパニックを起こした理由の一つは、病院の予約が取れないということでした。病院の予約は3カ月前からのものもあります。高齢者、病院、病人、障がい者は、今の運行で良かった、また、無料であることに助かっています。このまま続ける考えはないか伺います。

次に、町民税の減免申請の簡素化について考えを伺います。

令和2年度の滞納額収入率は、個人町民税15.91%、固定資産税10.45%、国民健康保険税12.1%となっています。というのも10年前の滞納額を払っているからです。支払計画を立てて、月々の支払いは一律3万円と言われたという人もいます。払えない金額では滞る要因になります。生活実態に見合った支払い金額にしないと、いつまでたっても借金の呪縛から解放されません。不納欠損制度があり、5年であることもそのようなことからではないでしょうか。税金の未納は、多重債務に陥る危険性があります。条例では減免制度が載っています。しかし、規則で家族全員の資産調べに同意しないと申請できないことが減免申請にブレーキをかけています。担当する職員、金融調べをする金融機関も大変だと思います。職員を責めるつもりはありません。町長の判断ひとつで取りやめることができます。

通帳調べは職員間で安易に行われている傾向があります。持っているのが分かると、すぐコピーされます。しばらくかかるので、何ページにもわたって写し取っているのではないのでしょうか。他市町村では考えられない行為です。

コロナでの申請、減免申請は、ペーパー一枚で簡単なものであると担当職員から説明がありました。ところが規則をダウンロードしますと、災害時の項目を除いても6ペー

ジにわたる申請書になります。藁にもすがる思いで申請する人がそのような書類を書けますか。できそうもない書類を作る、正に弱い者いじめではないですか。北秋田市では金融機関調べは違法であるとして裁判で負けているのにと、何度も町長に質問してきました。町内、県内どこでもやっていないこのやり方をまだ続けるお考えですか。

最後に、コロナ感染から妊婦と子どもを守る町の対策について伺います。

妊婦のワクチン接種は非常に大事であることが、千葉県柏市の妊婦さんがコロナ感染して、受け入れ機関がなく自宅療養を余儀なくされ、自宅で早産し、赤ちゃんが死亡したという痛ましい事件がありました。当町ではワクチン接種を優先的に行ったというニュースがありました。現在、妊婦さんは何人いて、接種は優先的に受けられているようになっていのでしょうか。コロナ感染した場合の医療機関は、近隣市町で受け入れられるような申し合わせをしているのでしょうか。

また、10歳未満の子どもの感染が急激に増えています。大仙市では保育園のクラスターが発生しました。子どもの感染は、まず家族からです。家族の中には移動の範囲が大きくならざるを得ない方もいます。保育園、学校では家族環境をできるだけ調査して、県外の往来があった場合、家族全員のPCR検査をし、濃厚接触があった場合、自宅待機をお願いします。その際、費用は町で負担することを考えませんか。

また、今、高校生の感染が問題になっています。毎日、感染者数の中に高校生がいつも含まれています。国でも高校生対策をすると発表しています。高校生については、町の診療所で全面的に行えるよう考えませんか。大変でしょうが、そこまでやらないと子どもに感染が広がってしまいます。

小・中の先生方のワクチン接種はもとより、子ども園の先生方、学童クラブの先生方のワクチン接種は終えているものと思っています。国では抗原検査キットを配布する考えですが、当町ではどのように行っていく考えでしょうか。移動する機会が多い家族には優先的に配布し、検査してもらうことが大事ではないでしょうか。

衛生的な面とかは私は詳しくないのですが、秋田市では保健室で保管すると報道されています。しかし、立憲民主党のコロナ対策室長、逢坂国会議員は、2日、報道では、学校での検査は危険である、やめるべきであるということが書かれていました。万が一、児童生徒、幼児が感染したらどのような対処の仕方を考えているのでしょうか。

以上について、ご答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） 7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。

見上議員の細かい配慮、本当にありがとうございます。

それでは、見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「町内循環バスの運行」に関するご質問にお答えします。

巡回バスにつきましては、利便性が高く、効率的な地域公共交通システムの構築に向け、現在試行運転に取り組んでいるところです。

8月24日に開催した八峰町公共交通会議において、65歳以上の世帯や利用者へのアンケート調査で、行き先と到着希望時刻が最も多かった、「能代厚生医療センターへ8時半前に到着する」という計画が承認されましたので、10月1日以降はさらに利便性の高い形で試行運転できるものと考えています。

「最近八森地区に建設された大手チェーン店や町内にある5つの病院を、巡回バスの空き時間を利用して循環バスを運行する考えはないか」とのことですが、巡回バスの車両については借上げ車両で対応し、運転業務についてもバス事業者に委託することとしています。

したがって、運行時間帯の運転業務を委託するものであり、運転業務以外の時間帯にどこかの空き部屋で待機してもらうような形をとるわけではありませんので、巡回バスの空き時間は生じないものと思っています。

また、ご提案の町内循環バスについては、循環するルートの設定、各集落からのアクセス、循環する回数や時間帯、必要な事業費など、一朝一夕には決められない多くの課題があり、大変難しいテーマであると考えます。

いずれにいたしましても、巡回バスのような複雑で難しい新しいシステムを構築するには、運行するための大きな骨格を作り上げていくことが大事でありますので、ご提案の町内循環バスについては、これまでご提案されたことも含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

巡回バスの乗車料金の無料化につきましては、試行運転期間中は無料にすることとしておりますが、本格運行に移行する際には、あまり利用者の負担にならない範囲で有料化にすることも含めて検討してまいりたいと考えています。

2問目の「町民税等の減免申請の簡素化」についてお答えします。

町民税等の減免については、地方税法において、天災その他特別の事情がある場合において税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者

その他特別の事情がある者に限り、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、税を減免することができる旨が定められております。つまり、罹災や貧困、著しい所得の減少などのため税金を納める能力がないと判断される場合に、条例及び規則に基づいて免除することができることになっております。いわゆる担税力がないと判断された場合があります。

担税力の有無について、規則では、生計を一にする親族を含む納税義務者の給与、年金、退職金、保証金その他全ての収入及び預貯金、保有資産などを総合的に判断し決定することになっております。

このため当町では、減免の申請に当たって、申請人及び世帯員の預貯金等を確認するため、金融機関に照会することを同意していただく同意書の提出を求め、金融機関へ預貯金照会を行っております。

議員の「行き過ぎた個人情報調べは法に触れるのではないか」については、地方税法に定められる公的救済を受けるものである以上、多額の預貯金を保有しながら税の減免を受けることは社会通念にもそぐわないことから、預貯金額を担税力の審査に用いることは合理性がありますので、「行き過ぎた個人情報調べは法に触れるのではないか」という議員のご指摘には当たらないものと考えております。

次に、「税の減免申請以外での通帳等資産の内容をコピーすることが常態化していないか。同意書を求める習慣が拡散しているのでは」につきましては、現在、福祉保健課で所管する事務手続きとして生活保護申請、介護保険負担限度額認定申請、特別障害者手当受給申請、自立支援受給者証申請、障害福祉サービス受給申請の5種類の申請に伴い、非課税収入も含めた審査が必須となっており、これらは進達事務及び権限移譲事務であり、県の指導による指示を受け、ご本人の同意により写しをいただいております。

町といたしましては、今後とも、税の減免に当たっては、税負担の公正公平という観点から、また、他の納税者に疑念を抱かせ納税意欲を失わせることがないように、慎重に対応していく必要があるものと考えています。

また、「書類の簡素化について書き込み量をできるだけ減らせないか」については、申請手続き上、欠くことのできない必要な情報のみご記入いただいておりますので、現状のままで対応してまいります。

3問目の「コロナ感染から妊婦と子供を守る」ご質問にお答えします。

まず、妊婦の感染対策については、厚生労働省から発出された令和3年8月23日付け

の事務連絡に従って対応しております。

これによりますと、日本で承認されている新型コロナワクチンについては、妊娠等に悪影響を及ぼすという報告はなく、妊娠中の者は予防接種法上の努力義務の適用は除外されているものの、予防接種法に基づく接種勧奨の対象とされています。

こうしたことを踏まえ、各自治体に対し、妊娠中の者及び配偶者等が希望する場合には、できるだけ早期に、円滑にワクチン接種を受けられるよう可能な範囲で優先することとされております。

これを受け、町では、8月25日現在の母子手帳保持者に配偶者を含む都合を確認し、優先予約を実施いたしました。都合のついたご夫婦は、8月28日の集団接種にて優先的に接種を済ませたほか、その他のご夫婦についても予約等の対応を済ませております。

次に、質問3のその1の前段、家族の行動範囲を把握するなど注意を促す必要性等についてお答えします。

町民の皆様のご行動を把握することは困難でありますので、役場職員で申し合わせていることをご説明します。

会計年度任用職員を含む全ての役場職員は、職場における感染防止に向け、「密閉」、「密集」、「密接」のいわゆる三密の回避、30分に1回以上の換気、こまめな手洗い、電話・パソコン・デスクなどの消毒、飛沫防止のためのマスクの着用などを徹底することとしています。

さらに、緊急事態宣言区域やまん延防止等重点措置区域への出張等は原則行わないことや、それらの地域から訪問される企業等との面会についても、電話、電子メール、ウェブ会議システムの代替などで対応することとし、できる限り面談の機会を設けないように配慮しているところであります。

また、やむを得ない事情により、職員または同居の家族が緊急事態宣言区域やまん延防止等重点措置区域への往来があった場合は、県外移動届の提出を義務づけるとともに、当該職員が自己負担で民間検査機関等が実施するPCR検査等を受けることとし、その結果が陰性であることを証する書面の提出があり、かつ発熱等の体調異常がない場合、業務に従事するよう指示しております。

会計年度任用職員を含む全ての職員に対しましては、引き続き、家族も含めた感染防止対策を徹底してまいります。

そして、町民の皆様には、国内はもとより、県内、能代保健所管内の状況の変化に応

じ、防災無線等を活用しながら、節目節目において、引き続き、マスクの着用やこまめな手洗いはじめ、県外との不要不急な往來の自粛、三密の回避、日常会う人以外の方々との接触の自粛など、感染予防対策の徹底をお願いしてまいります。

また、PCR検査費用の補助につきましては、財源確保に向けた情報収集に努めながら、今後検討してまいります。

なお、5日間の自宅待機の呼びかけについては、町民の皆様への行動制限となりますので困難であると考えますが、不要不急な県外との往來自粛等、感染予防に協力していただけるよう注意喚起してまいります。

次のその2につきましては、教育長より回答しますので、その3の高校生以下のワクチン接種の計画についてご説明いたします。

12歳から15歳までの接種につきましては、秋田県医師会からの通知において、原則、12歳以上の小児の接種は、個別医療機関で実施することとされております。また、集団接種の場合は、小児科医を含む複数の医師のもと、保護者同伴でプライバシーへの配慮が条件とされております。

当町のような小規模町村においては、保護者を含めたプライバシーへの配慮が難しいことや、能代山本管内の小児科医の絶対数が少ないことから、集団接種ではなく個別接種で対応することとしております。

このため、該当する小児の接種券には、その旨の詳しい内容や接種可能な医療機関などを記載したチラシを同封し、7月末日に接種券を発送いたしました。

なお、8月末日現在の小児の接種率については、1回目接種が22.3%、2回目接種が1.8%となっております。

次のその4につきましては、教育長より回答いたします。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） おはようございます。

それでは、3問目のその2、その4につきましては私の方から答弁させていただきます。

「保育現場、教職員のワクチン接種はどのくらい進んでいるのか。抗原検査キットはどのように活用していくのか」とのご質問についてですが、学校及び子ども園のいずれの教職員も、9月中にはほぼワクチン接種を終える見込みです。

また、抗原検査キットについては、子ども園の職員用として、県から1施設当たり1

箱（10回分）が配布されています。

活用方法は、職員が勤務中に発熱等の症状がある場合は健康チェックシートで確認し、園長の指示で抗原検査キットによる検査を実施します。

次に、「万が一子どもが感染した場合どのように対処するのか」についてですが、学校における児童生徒及び教職員に対してのガイドラインを作成しており、これに従って対応をしています。

児童生徒が陽性と認められた場合は、当該児童生徒は出席停止とし、保健所の意見を聞いた上で、学校、学校医、教育委員会が協議を行い、臨時休業（学年閉鎖・休校等）の判断をします。

学校再開については、濃厚接触者が陰性と判断される。校内の消毒作業が終了する。その後、保健所の意見を聞いた上で、学校、学校医、教育委員会が協議を行い判断します。

また、8月20日に県教育委員会から依頼を受けたことから、保護者に対して、緊急事態宣言区域、まん延防止等重点措置区域と往来した児童生徒について、帰県後、5日間程度の自宅待機、可能な限り抗原検査等を行っていただくよう協力依頼しています。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 再質問を行います。

まず1問目の循環バスについてですけれども、ルートを見ますと、まあ課長とも話したんですけれども、ルートを見ますと、岩館方面考えた場合、岩館から7時5分に出発したバスは道の駅に8時に着いて、で、そのバスがまた8時45分に岩館から出発するというので、これが遡って上に上がっていくわけですよ。それから、この時間、これはどうしてもこれが走るルートですので、この間に折り返し、折り返し地点はどことどこと止まると、3カ所くらい止まる。こういうことは可能ではないですか。まあ秋北バスを利用して仕事をしている人もいますので、まあ個別的に対応すると言いますけれども、個別ではやはり町民の了解は得られないと思うんですね。特別扱いはしないで、折り返しのバスは何カ所かに止まる、こういうことは考えませんか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、何カ所かに止まるというふうなお話をされてましたけど、どこに止まるんでしょうか。そこの、それをどうやって選定するのか。

それと、巡回バスの部分については、回るコースは簡単にできると思いますよ。だけ

れども、今のまあ10月からの試行運行、その部分を考えた時に、前の部分の試行運行考えてみてください。6ルートプラス岩館線、大久保岱線です。大久保岱線は重複してますから、岩館線含めて7つのルートを走らせたのを、これを今回5ルートに編成し直したんです。そのこの部分の部分は先ほどお褒めいただいてありがたかったんですが、そのこの部分の細かい時刻表も含めて今回作ってるわけです。だからそのこの部分と、それから、そこまでしなければ町内の循環バスはできないんです。要は、岩館、八森地区だけ考えれば一つのルートでできるかもしれませんが、じゃあ、峰浜地区、大信田方面、それから石川方面、内荒巻稲子沢、それから郷坂、そちらの方の部分も含めてやっていかなきゃいけませんので、そう簡単にいかないんです。だから、今まずこの部分7つから5つに絞った部分の作業でも大変ですし、これからまたいろいろ出てきますので、そのこの部分については、まずそこをはっきりさせてから、見上議員からは今回だけでなくこの前にも様々なご提案いただいておりますから、そのこの部分を含めて検討させていただきたいというふうなそういう考え方があります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私は何カ所に止まることを私がしゃべれば私のおりになるのかどうなのかあれですけど、それは当局の考えることであって、例えば今本当に困っている、秋北バスが休止することによって仕事ができない人がいるということについて、そのことについて個別的に対処するというふうなことでしたけれども、それだったらそういうふうなことも考えられるのではないですかということまで話をしています。堂々巡りになるんだったら時間ももったいないです。このことは是非、生活がかかってますので考えてもらいたいと思います。

それとですね、まあ料金設定なんですけれども、有料化を考えているということで、今回費用がかかるのは、おらほの館から能代までのルートなんですけれども、秋北バスを利用してきた人たちは、障がい者の場合、半額補助なんですよね。半額補助で、で、もし半額補助、おらほの館からだけの半額補助、それと巡回バスのお金がかかるんだったら、前よりも高くなったっていうことであつたらこれはちょっとやっぱり困ると思うんです。そこら辺はですね、障がい者は必ずこのバスを使わないと施設に行けません。障がい者というのは、自分のルートが絶たれるっていうことで、もうパニックを起こしてしまうんです。もう月曜日から金曜日まで行けるのが1日行けなくなった、どうしようどうしようっていうことで大変なパニックを起こして、もう死んでしまいたいと思うくらい落

ち込んでしまう、そういうふうに家族は言っています。そういう意味でもですね、安心させる意味で、前よりも高い金額になってしまえばこれは大変なことであるので、この辺も考慮してもらいたいということと、それから、高齢者はこのバスは必要不可欠なものです。そういうことを考えますと、どのような料金設定をするのか、まあ無料にはならないということですけども、他市町村で行っているように障がい者と高齢者は無料にするとか、そういうことも配慮すべきではないかと思いますが、今一度答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほど答弁で、無料にするというふうな、無料にするというか有料にするというふうな形の答弁ではありません。有料も含めて検討させてほしいというふうなそういう答弁です。というのは、まあ現実問題として、その利用者からの料金でこの巡回バスの費用を賄うとかそういう考え方はありません。本当に全部ただでいいのかっていう部分があります。今の料金の話出てましたけど、今現在、岩館からバスステーションまで970円です。それが320円になります。630円少なくなります。それと、大久保岱線は740円から320円ですので410円少なくなります。だからその部分に関して500円とか、それから1,000円とかそういう話は一切考えてません。まあ100円なのか200円なのか、他市町村もそういう形でやっていますから、まあそういう部分についてどうすればいいのかっていう部分を試行運行しながら、また利用者へのアンケートもしながら、こう探って決めていきたいというふうなそういう考え方です。もちろんね、いわゆる利用料金が高くなって、まあこの自体が、今の10月からの部分は、まあ一番のコンセプトは、より利用者の人方が利用したい時間帯に、より低運賃で、より早く、より多くの町民に利用していただけるというふうなそういう考え方で作ってきていますので、そういう形で利用料金が今よりも高くなるということはそれは毛頭考えてませんので。

それから、高齢者と障がい者等の無料化、無料部分については、これも今そこまで考えてませんので、それも今見上議員から提案ありましたので、それも含めて、ほかの市町村の例も見ながら対応していきたいというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） あと1点だけちょっと伺います。

これは来年の4月からまた改正されるわけですけども、いずれも3カ月前には町民にこれを示さないと、病院の予約が取れないということで質問通告にも出しましたけれ

ども、これが本当に大変なことになるんです。もう病院でみんな騒いでるような感じ、受付の窓口で騒いでるような状態だということをよく聞いてます。その辺ですね早めに提示してもらって、まあ時刻表はこれで変わらないんだということだけでも示していかないと、またまた大変なことになると思います。このことだけちょっとお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今ようやく見上議員からのいろんなご意見もありました。その部分を踏まえて、バス事業者と、それから能代市と、それから国の方のアドバイスもいただきながら、ようやくまず一番アンケート調査で多かった8時半前までに厚生医療センターに到着する、その部分の試行運行表がようやくできたんです。それも地域公共交通会議で認めていただいたんです。だからその部分については、まあこういう形でいくんですが、ただ、この部分の時間帯で動かしてみた場合に利用する方がこれでもいいのかどうなのか、その部分を確認するために今試行運行やるわけですから、まあ3カ月前に出せっていうふうな形になるのであれば、その部分についてはそういう認識を持ちながら試行運行していきたいと思えます。

とりあえずは一番アンケートで多かった能代厚生医療センターまでに8時半前に着くっていう部分に関しては、今ようやく調整して出来上がったところですので、その部分の満足度をこれから確認しながら、まあ私自身はこの時間帯で動かないと思えますけれども、その部分も利用された方々の意見も聞きながら、もっと改善する方法があるのであればその部分について案を作って、バス事業者等と調整しながら決めていきたいというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） その点は、本当にきめ細かい、8時半までに病院に入れるとか、いろんな意見を全て組み入れて作ってもらえたなということで、本当にこれは感謝しています。ですので、あと今一つ、試行運転ということですので、これを試行じゃなくてはっきり4月からできるまでのこのルートというのを明確に出してもらいたいと思えます。

以上で、答弁は要りません。巡回バス終わります。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○7番（見上政子さん） はい。減免申請です。

町長、本当にこれ本心なんでしょうかしらね。私は本当に疑問に思うんですけれども、まあ全体的にどこでもやってないし、それで町長は、同一家族同一世帯、全て年金から

何から全部洗いざらい調べてそれを出すということで、そのうちに子どもがお年玉の通帳を持っていた場合、これもカウントされるんですか。本気でこういうことを考えてるんですか。もう一度答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この質問部分については、見上議員から毎年質問されています。答弁は常に同じです。まあそこまで、まあいろいろお話したいことはあるんですけど、減免の部分は、まず憲法30条の部分に、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うというここが出発点です。その部分の憲法で定めた義務を免除する、この部分に当たっては、納税してる方々にいささかも疑念を持たれてはいけない、そういう気持ちがあります。ですから一貫して、平成30年の時の質問から一貫して答えは同じなんです。

して、見上議員は、ほかの市町村やってないというふうな話されますが、確かに通帳残高を金融機関にはそういう部分は私どもの方かもしれませんが、ほかの市町村でも通帳の写しはいただいているっていう話は伺っております。ですから、基本的に考え方は一緒なんです。

担税力、憲法で定められた部分を免除する場合の担税力があるかないかの部分をどうやって調査して、そうやってその納税されてる方々の部分に疑念を持たれないようにするかという部分がポイントだと思っておりますので、その部分に関してはこれまでと同じ考え方で、やっぱり生活を一にする形の親族等の皆さんから一人一人、まあ北秋田市の例もお話なされましたけれども、あれは世帯主が家族の部分も含めてみんなの同意してるから問題なってるんであって、今の八峰町の部分は世帯主と、それから申請者と、それから世帯員全員から同意をもらった形で行っておりますので、まあそういう部分もご理解いただきたいと思います。

いずれ本当に、まあこの部分に当たっては納税の義務を果たされている方々に疑念を持たれないように、しっかりと慎重にやっていく分野だというふうに思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） いろいろありますけれども、時間もないので。私が聞いているのは、金融機関調べ、これが子どもの通帳まで調べますかということを探ねてる。一言お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） これも前の、まあ成田課長の前の今井課長が答弁してますけれども、生活を一にする家族であればそれは調査させていただきます。そういう考え方があります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 能代市も全部書面でやってるんですね。で、書面が6ページもあります。で、必要のないところは、当局の方で必要のないところは削除した方がいいと思う。文章が2回にわたって文章書かなくちゃいけないんですね。そして、その資産調べもちゃんとあります。どこの金融機関ですか。で、金額どのくらい入ってますか。そういうところもある。生命保険は家族で何人入ってますか。それで負債はありますか。誰か援助してくれる人がいますか。まあこれは生保と同じようなとらえ方になってしまいますけれども、それでもですね、この資産調べひとつでこれが全部書類審査されるんですね。こんなに詳しく書いてるんです。で、まあ金額は、残高はここに何ぼ何ぼ、で、預け入れ先はどこって書いてますので、このほかにもいろいろ書くところがいっぱいあります。で、こういう書面で審査できないのか。コロナの場合はもう本当に紙一枚で簡単にできますけれども、こういうことをやはり改正していくべきではないですか。金融機関調べ、これはもう本当に縛るものであって、がんじがらめに縛りつけて、人を信用してないということです。この書類にちゃんと書くべきところがありますので、これを利用する、こういう考えはないのか一言お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 現在の減免申請書の内容。減免申請をする税。その減免申請の事由、理由。それから生活保護を受けてるかどうか。家族の状況がどうか。収入の状況はどうか。この部分でいっぱいありますけれども、書く欄はごく、全部書く部分ではありません。それから資産の保有状況はどうか。ほかから補助を受けてるかどうか。あと、まあコロナの部分も含めて所得が減収する理由は何か。それと最後に同意書の部分のそういう形ですので、ここの部分の項目については、担税力があるかないかの部分に必要なそういうものだと思いますので、これはやっぱりその減免申請を受けていただく以上は、そこの部分についてはやっぱり書いていただきたいというふうな形で思います。で、ここに書いてる部分がどうかという部分で、これだけで審査しなさいって言っても、その部分はほかの市町村もそれだけじゃなくて通帳の写しとかそういう部分をいただいてやっぱり確認してるんだというふうに思っています。私の方もその通帳の写しをわざ

わざ出してもらうよりは、一番最後の同意書で、まあ申請人と世帯員の方々から同意いただいて、そちらの部分の照会を私の方で金融機関にやるというふうなそういう形の方が、まあ負担の部分でもよろしいかなというふうな形で思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） これでは減免申請を出す人が少ないのは当然のことだと思います。やはり10年も前から税金を払えない人たちというのは、そこ、その人たちはほとんどこう人数調べてみますと資格証明書、それから短期保険証明書、こういうのを発行している人たちではないかなと思います。そういう人たちのことを少しでも軽くするためにも、減免申請書を受けやすくするまあ考えがないようですので、あれです。

それと福祉課の方ですね、5種類の申請書に申請する場合に通帳のコピーを撮るとのこと、これも驚きました。1つだけかなと思いましたが、これ、ですからやっぱり頻繁にコピーを撮る、通帳をコピーを撮る習慣がもう職員の間にもまん延してる、これはやっぱり町長の姿勢ではないかと私は思っております。

答弁は要りません。以上です。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○7番（見上政子さん） コロナについて伺います。

私がちょっと一番心配してるのはキットとかいろいろありますけれども、国の方でも心配してるやっぱり高校生の移動がすごい多くて、それが家族に影響を与えているということが報道されてます。高校生はこれから受験と、それから就職試験。昨日も何か全国一斉に就職試験が各会社で行われて、就職する、都会に出る子どもたちは何か都会に向かっているようです。そういう、まあ町内ではそういう子どもは何人もいないと思うんですけども、まあそういうふうな心配がある人たちは、診療所でも受けられますよ。で、高校生は1人で住んでるわけではありません。必ず家族と一緒に住んでますし、小さければ小学生も一緒に住んでます。そういう意味で、やっぱり検査と、PCR検査と、それからワクチン、これが一番食い止める条件ではないかと思えます。そういう意味で町長の考え、もう一度お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） PCR検査とワクチン、まあワクチンの部分については、いわゆるプライバシーを守るというふうな観点から、まあプライバシーの内容ですけど、ワクチンを受けた人と受けない人が特定されないということです。何で受けないのかと。

受けた人からすれば何で受けないのとかってという形のそういう特定されないということが必要なるので、そのためには我々のような小さい町村では守れない。したがって、医師会の方から、個別医療機関で、まあ小児科医の先生がいるところで受けてくださいよというふうなそういう取り決めになってますので、その部分については診療所でやれって言われてもそれは無理です。そういう取り決めになってますから。

それからPCR検査、まあ基本的にはPCR検査はこれどこでもやれるようになればいいんですけど、今現在は、ちょっと石上課長、そのPCR検査の状況だけ教えてください。

○議長（門脇直樹君） 石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 見上議員の質問にお答えいたします。

今現在、PCR検査につきましては、国から学校の方に提示されているものがありますがすけども、今後、当然のことながらワクチン接種の接種率が高まり次第、人流の活性化並びに観光客の往来、その他事業が相当進められていくと思っておりますので、そういった事業の中で、今後の財源をいろんな形で情報収集して前向きに取り組んでいきたいと考えておりますし、もう既にどのような予算試算が組めるのかどうかに着手している状態ですので……

○町長（森田新一郎君） でなくて、この診療所で高校生、PCR検査してほしい。そういうこと。

○福祉保健課長（石上義久君） 大変失礼いたしました。

PCR検査につきましては、医療機関が指定されたところでなければ受診できませんので、今現在、町内では受診できません。で、能代山本郡内につきましては、ジェイコー秋田病院と能代医師会病院と2カ所で実施されております。現状、単価的には2万円前後の負担という形になっております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 教育長に伺います。

検査キットですけれども、まあ保育園の方に1箱何か行ってるってということですが、あと小・中学校のキット、何か町長が前にキット8万円、うん、80万だから購入するかということがありましたけれども、小・中学校でのキットの扱いについて何か進んでるんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

先ほど教育長答弁いたしました。子ども園につきましては、職員用、保育士用ということで国の方から1箱ずつ配布されてございます。で、これに続いて国の方から学校の方に関しましても、教職員用ということで配布を予定されております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） それは教員用と保育園の先生用のようですねけれども、子どもが熱が出たと、ちょっと様子がおかしいとかそういう場合も学校でキットで検査できる、そういう仕組みになってるんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 今現在の抗原検査キットにつきましては、小児につきましては、鼻の奥まで入れ込んで検査するキットですので、危険が伴うということで大人の方で使って下さいということになっておりますので、子ども用での使用は考えてございません、現状。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 町長に伺いますけれども、その検査キットは町全体で購入してるとか保管してるとか、そういうことがあるんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 町の方で今回のいろんなコロナ対策予算を活用しながらやっている部分のメニューの中には、この抗原検査キットっていうのは入っておりません。

○7番（見上政子さん） 入ってない。

○町長（森田新一郎君） はい。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 答弁の中で、やっぱり子どもを守るっていうこの力強い発言があまり見られなかったと思います。子どもたちをいかにガードして、大人の感染から、家族感染から子どもを守るのかというこういうのを、プライバシーとかまあいろいろあるでしょうけれども、子どもを守る立場から指導者の方からお願いするとか、もしあったら申告してくださいとか、町の方でもお知らせ版でそういうことに高校生には注意し

てください、こういうことを発信してほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（門脇直樹君） これで時間となりましたので、7番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。11時2分より再開いたします。

午前10時56分 休 憩

.....
午前11時02分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

4番議員の一般質問を許します。4番 腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 4番 腰山良悦です。通告に従いまして質問させていただきます。

墓地の管理義務・責任についてお尋ねいたします。

お盆を迎える8月の初め、岩館第1、第2自治会では、第1自治会内にある墓地の草刈り、掃除を行いました。行って驚いたことに、いつ倒れたか分からないが、墓地内の大木が思いもよらず根元から折れ、そばの墓石が2基倒される被害がありました。以前にも枝折れなどによる被害があり、自治会や個人で対応してきており、立木の近くにある墓石の所有者の皆さんは、いつ同じような被害に遭うか心配され、立木の剪定、伐採を町に望んでおります。

町の墓地条例は、使用者、墓石所有者に対しての規約であって、土地は登記上の所有者である町に管理する義務、倒木や土砂崩れによる墓石の被害を防ぐ責任があると思うが、当局の考え、対応策を伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 腰山議員のご質問にお答えします。

岩館墓地は、条例に定める町営墓地と自治会が管理する墓地が併設された墓地であります。ご質問の倒木があった墓地は、自治会が管理する墓地であります。用地は町有地ですので、町に土地や立木の管理義務があると認識しています。

腰山議員のご質問にあった倒木箇所につきましては、8月24日、岩館第2自治会長から連絡を受け、26日に岩館第1、岩館第2自治会長とともに現地確認を行っています。

倒れた木は、幹の内部が空洞になっており、強風に耐え切れなかったものと考えられ

ます。

また、墓地内には大きなケヤキの木があり、太い枝が墓地を覆うように伸びておりました。仮にこの枝が折れれば、直下にある墓石に被害が及ぶため、早期に剪定してほしいとの要望を受けております。

岩館墓地は、用地全体に密接して墓が建っており、要望のあった枝の剪定作業を行う場合、足場の設置場所や重機の進入経路の確保が困難な状況であるほか、施工時期は彼岸やお盆を避けて設定する必要があります。

したがって、ケヤキの太い枝の剪定要望については、施工方法及び時期について十分に検討しながら実施することとしています。

町といたしましては、墓地内の倒木や土砂崩れによる被害を防ぐため、自治会と連携してこれまで以上に情報共有と早期の対応に努めてまいります。

○議長（門脇直樹君） 4番議員、再質問はありますか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） ただいまの答弁を聞いてひとつ安心しておるところであります。

実はこれ、長年の懸案でありまして、以前から近くの墓石の所有者の方が、何とかしてもらえないかなということ自治会にも話はしてあったと思います。これは今々に始まったことではないです。今回倒れて初めて自治会もまたそういう動くっていうかね、そういうあれになったと思いますけれども、本来であれば自治会にも問題があったと思いますけれども、やはりそういうことに対して、まず今回町の方でやってもらえるということで良かったなとは思いますが、ひとつ、ついでに言いますけれども、あそこの法面ですが、あそこもこういくらかの崩れてきておるわけなんです。それで、ついでにあそこも擁壁をやらしてもらえればいいなというそういう希望をしている地域の方もおるわけなんです。それで、あそこ急傾斜地に該当になるかどうか分かりませんが、いずれその木の伐採、剪定するついでにですね、その法面のそれもいろいろ調査して、できればそれも対応していただきたいと、そういうぐあいに考えております。

まあ以上、これで質問を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 答弁は求めますか。

○4番（腰山良悦君） 要りません。

○議長（門脇直樹君） これで4番議員の一般質問を終了します。

次に、10番議員の一般質問を許します。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 最後の質問者になりました。昨日今日と傍聴者の皆さん、ご苦

労様です。もうしばらくお付き合いのほどお願いいたします。

議席番号10番芦崎です。通告に従いまして、私からは2問ほど質問させていただきます。

最初に、八峰町中心経営体育成支援事業を継続せよ。

町内の農業者も高齢化によりまして田んぼの受委託が年々増えてきております。個人や法人の作業面積もおのずと拡大となってきました。そのためか、求める農業機械も以前より大型になりやすく、さらには高性能で高額のため、農家にとっては厳しい状況であるのが実情です。そのためにも、今までどおり支援事業を継続することは考えないか、町長にお伺いいたします。

2問目については、定住促進対策についてであります。

本町の人口は、未だに減少傾向にあります。このままで推移するならば、本町に本当に未来はあるのかと憂える次第です。一方、大都市圏を中心に、居住環境の悪化などから地方での生活を希望する人も増加傾向にあると報道されております。

そこで、町が宅地を造成し分譲する考えはないか。

以上2点についてお伺いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 芦崎議員のご質問にお答えします。

1問目の「八峰町中心経営体育成支援事業の継続」に関するご質問にお答えします。

八峰町中心経営体育成支援事業は、非担い手を担い手へ誘導するため、規模拡大や複合経営の取り組みに向けた機械や施設の導入計画の支援や、担い手であっても国や県の補助事業の活用が困難な経営体についても支援するため、平成31年度から実施された事業で、本事業が実施される以前にも「八峰町担い手育成応援事業」として、平成19年度から事業が行われてきました。

平成19年度当初は、非担い手を担い手へ誘導することを目的としておりましたが、その後、担い手の活用も可能としたり、利用回数を1回から2回に増やすなど支援内容を変更しながら取り組んできました。

両事業については、令和2年度までの事業期間中、延べ279経営体が活用し、金額にして1億686万9,000円を交付しております。

また、両事業を実施したことで、平成19年度166経営体だった町の認定農業者は、平成

30年度は79増の245経営体に、令和2年度にはさらに5増の250経営体となり、地域によってばらつきはあるものの、地域の担い手確保に一定の成果が出ております。

一方で、品目別の活用状況については、トラクターやコンバイン等の水稲用機械への支援が約74%と4分の3を占め、野菜等複合経営への拡充につながっているとは言えず、規模拡大についても、令和2年度申請者のうち前年度から面積を拡大した経営体は31%であり、事業の目的を十分達成できていない状況になっています。

近年、担い手への農地集積が進み経営面積が増加してきており、そのため、担い手は高額ではありますが作業の効率化を図るため、大型で高性能の農業機械を導入している実情は、私も認識しております。

そのため、町といたしましては、農業機械等の導入支援について、規模拡大面積や取り組み品目等農家の経営方針を確認しながら、国や県の補助事業に誘導していくとともに、本事業については、「事業予算の3年見直し」のルールに基づき、事業の在り方について今後検討していくこととしております。

次に、定住促進対策に関するご質問にお答えします。

芦崎議員のご指摘のとおり、本町の人口は減少傾向が続いており、国勢調査による人口では、昭和40年は1万4,326人でしたが、令和2年調査では速報値で6,582人となっており、人数で7,744人の減、減少率は54.1%となっています。

また、平成30年12月に国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計によると、令和22年の本町人口は、3,470人と推計されております。

このような状況の中で、町では人口減少を抑制し、持続可能なまちづくりを行うため、令和2年3月に「第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。

総合戦略では、本町の持つ地域の特性を活かした「しごと」と「ひと」の好循環を生み出し、「まち」の活性化を図るため、「定住・移住対策」を含む4つの基本目標を定めており、具体的には、地元定着を望む若い世代や定住希望者が入居することができる所得制限等に縛られない「地域活性化住宅」や「定住促進用空き家改修事業」などの住宅整備、新築住宅や空き家の取得、改修を支援する「住まいづくり応援事業」などに取り組んでいます。

ご質問の宅地分譲につきましては、公有財産の有効活用を図るため策定した「八峰町公有財産利活用基本方針」に基づき、夕凧第2団地北側の遊休地6区画を未造成のまま分譲する事業を行っているほか、旧八森庁舎跡地を避難道路の整備とともに宅地造成し

て分譲する「中浜地区中心地整備事業」を計画しております。

これ以外の新たな宅地分譲につきましては、まずは現在進めている事業の状況を踏まえながら住宅用地へのニーズを適切に把握することとし、その上で必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 10番議員、質問はありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） ただいま縷々それなりの答弁をいただきました。担い手、あるいは規模拡大、また利用回数も一度から2回、まあいろいろあったわけではありますが、農家にとってはですね本当にいい事業と思っております。以前数名の方々がですね、この支援事業で本当に助かったというそのお話をされておりました。たまたま自分もその場におりましたので、いやあ、それは本当に良かったねと、まあそういう会話をしたわけではありますが、そのような状況の中で、先般ある方より、役場の方にお問い合わせ、申請にあがったそうであります。そしたら、この事業に対しては4月末でもう締め切ったんだよと、ああそうですかと、じゃあ来年はとお尋ねしたところ、来年は見直しをすることを考えておるんだよというふうなお話をされたそうであります。そのことをですね私に、いやあ、あの事業ですね大変いい事業で助かりますと、何とか1年でも2年でも続けてもらえないものかと、そういうお願いの話でありました。

私もこの事業については何人からもお話をいただいております。やはり町としてもですね予算的なこともありますし、この事業は、先ほど答弁の中にもありましたが、平成19年から、それから平成30年、そして年号が変わって令和元年から現在まで3年ですね、トータルで13年ですか、本当に長期にわたっての支援されたことは本当にありがたいなと、このように思っております。

また、先ほど町としても目的は果たしていないような答弁に聞こえたわけですが、まあだとしたらですね、だとしたら、やはり農業は大きい機械ばかりでも、反面小さい機械ばかりでも成り立ちません。このことは皆さんもご承知のとおりだと思います。両方の機械が揃ってこそ初めて農業ができるのではないのでしょうか。

また、ここ数年、米価は上がっておりません。昨日の一般質問の中で皆川さんがおっしゃっていましたが、今年は2,000円ですか、2,000円ちょっとですか、そのように下がるということをはっきりしております。そのような状況の中でですね、やはり農業法人や個人の農業者にですね今一度意欲を持っていただくためにも、この事業を続けることはできないのか、町長の考えをお聞かせ願います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の時期に、まあ今の部分の議員のお話の中で、来年度分からないって、農林振興課の方ではそういうお話されたという部分で、要は、廃止するとかそういう部分については、11月上旬に1週間ぐらいかけて主要事業ヒアリングってやるんですよ。だからその部分で、私としてはずっと長く続いている事業、部分については、必要があれば、補助事業ですから何かをこうしたい、まあ今回の部分であれば行政として規模拡大を図っていかなければいけない、それから複合経営を進めていかなければ、促進していかなければいけない、法人化も進めていかなきゃならない、それが持続可能な、まあいわゆる68.7歳という平均年齢の農業を持続可能なものにしていくためには必要なんだという補助事業の目的の中で進めてきてます。だから一度もこの事業を廃止するとかそういう形の部分は話してませんので、この後で、要するにどういう形でこの見直しをしてやっていくのか。それとも、ここの部分の目的をもう少し明確にしてやっていくのか。そういう部分をこれから話し合っていきますので、まあその際には今芦崎議員が言われた部分も含めて、私の部分の念頭に置きながら最終的には予算提案の部分につなげていきたいという形で思っています。

廃止するという前提で質問されているとすれば、そこの部分についてはまだそこまではやってませんので、もし廃止するとしてもいきなりゼロにするとか、この事業ゼロ、そういうやり方はしませんので、激変緩和措置とかいろんな部分がありますし、目的を今の部分の3ha以上とかそういう形の部分で面積要件でいろいろ条件つけてますけど、そういう部分をもう少し明確にした形で、単純に今の古くなった設備の更新の部分さ使われているんだとすれば、そういう部分でない方々、本当に持続可能な農業のために使われるようなそういう形の事業に見直しをかけてこれから検討していく段階ですので、まあどうぞそういう部分で、廃止ありきの質問だとすればそういうことではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 大変安心した答弁で、もう再質問しなくてもいいわけですが、少しだけ。

本当に安心しました。まあ複合経営とかいろいろお話されましたが、以前からですね、やはり稲作一遍ではなく、複合経営というものはやはり理想的な農業経営だと私も思っております。まあそれにつきましては、町としてもこのことを推奨してきたと思います。

しかしながら、複合経営はですね、なかなか100%の農業者ができるわけでもないんですよ。それぞれ立地条件の違いや、あるいは作物によっては何年も同じものを一緒なところに植えることができないと。また、物によっては働き手も必要であります。そういう条件をですねクリアしていかないと、複合経営というものは、言葉では複合経営はいいんだよとは言えるものの、なかなか結びつかないのが現状ではないでしょうか。

今、もっと町長のお答えを聞きたいわけですが、私が一番聞きたいことがもう安心しましたので、まあ最後になろうかと思いますが、この質問の最後になろうかと思いますが、まずは農地はやっぱり誰が守ってるかということでありましてですね、やはり農業法人はもとより、小・中・大の農家経営があつてこそ保全されているものだとは私は認識しております。この美しい景観とですね田畑を守っていただくためにも、この事業の継続を願うものであります。

答弁は要りません。1 問目終わります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 2 問目に入ります。

この定住対策については、全ての市町村が何らかの対策を行っております。当町もそれなりに頑張っていることは承知しておりますが、この対策はやはり魅力のある思い切った条件でないと定住促進にはつながらないだろうと思います。

そこで、小さな町村がですね宅地を造成し分譲するような事業が本当にできるのかといった疑念もありましょうが、不可能でないことの事例を紹介します。昨日笠原さんも何か小坂町を何か取り上げておったようですが、秋田県の小坂町ではですね坪当たり1万円で6区画を分譲したところ、関東地方在住者を中心にですね数百件からの問い合わせが殺到したそうであります。そして、この条件は3つほどあります。夫婦の合計年齢が75歳以下。2つ目は、契約後5年以内に住宅を建てていただく。3つ目は、土地代金は契約時に半額、残りの金額は1年以内に納付していただくという条件だそうです。まあ八峰町にもちょっとこう似たような条件もあるらしいですが、いずれにしてもやはり思い切った条件でないとですね、やはりなかなか結ばれない、このように思います。ちなみに、小坂町の6区間は全部埋まってるそうであります。また、ある県では、問い合わせが多くてですね抽選で決めた県もあるようです。

まあ町でもですね、町有地、私有地に限らずですね、その気になれば土地はありますので、宅地分譲をどのように考えておるのか、町長の考えをお聞かせ願います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まあ小坂町のお話されました。そこは同じ県内ですから直接見ていきたいというふうに思います。まあこれは住む場所を決める方々の立場に立つと、終の住みかをどこにするかっていうことなわけですから、その小坂町の造成地がどういう立地場所なのか、いわゆる生活していくための利便性はどんななのか、子どもを育てる、75歳以下ですから30代ですよ。で、子どもを育てるための環境はどうだとか、まあいろんな終の住みかを定める際の条件があると思いますので、その辺がどういうところにやっってるのか、まあそういう部分は見据えたいという形で思います。

まあ町の部分で、もう町有地もたくさんありますから、ここの部分で、まあ私有地の部分でどっかでニュータウン造るとかそこまではまだ考えられませんので、まあとりあえず、まずそういう今議員が言われた部分を見た上で、その上で町の方で可能性がある場所があるのかどうか、まあそういう部分を見極めたいというふうな形で思いました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 先ほども答弁の中でも、町でも夕風団地、いろいろこうまあまだ埋まってない募集中とか、そういうところもあるらしいので、まずはどのような状況であるかによってまた、今私が一般質問したところに進んでいくのか、いかないのか、まあ分かりませんが、まずはそっちの方、早くですね埋まるように努力をされることをお願いいたします。

本当にですね八峰町の人口減少対策を考えるならばですね、やはり一刻も早く進めることを願うものであります。そしてまた、私もただ土地はあるんだよと言ったものの、漠然と言ってるわけではないです。やはり学校周辺、小学校・中学校周辺とかいろいろそういうところも頭の中にありますし、また、ある方々からもそういう地所についてはお話もいただいているところもあります。もちろん小坂町でも、まあ私詳しい資料は持ってありませんが、役場に近い、学校に近いところがほとんどです、調べてみました。何分とか、ちょっと1,000k mとか、1,000k mって1k mよ、1k mとか2k mとか、みんなやはりそういう分譲はね、そういうやっぱり条件でないとできないということは私も知っております。まずは一刻も早く進めることを願って質問を終わります。

○議長（門脇直樹君） 答弁はよろしいですか。

○10番（芦崎達美君） はい、よろしいです。

○議長（門脇直樹君） これで10番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、17日午前10時より開会します。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

午前 11 時 34 分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 10番 芦 崎 達 美

同 署名議員 11番 皆 川 鉄 也

同 署名議員 1番 水 木 壽 保

令和3年9月八峰町議会定例会会議録（第4日）

令和3年9月17日（金曜日）

議事日程第4号

令和3年9月17日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第81号 令和2年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 議案第82号 令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 議案第83号 令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 議案第84号 令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 議案第85号 令和2年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第86号 令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第87号 令和2年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第88号 令和2年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について
- 第10 議案第89号 令和3年度八峰町下水道事業会計決算認定について
- 第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	和平 勇人
税務会計課長	成田 拓也	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	石上 義久	教育次長	山本 節雄
産業振興課長	山本 望	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工藤 善美
生涯学習課長	今井 利宏	学校給食センター所長	田村 高夫
あきた白神体験センター所長	山内 章	防災まちづくり室長	内山 直光
総務課副課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	菊地 俊平	福祉保健副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭 正和

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
--------	-------	-----------	--------

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君の3名を指名します。

お諮りします。本日の議事日程のうち、9月6日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、日程第2、議案第81号、令和2年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第10、議案第89号、令和2年度八峰町下水道事業会計決算認定についてまでの議事につきましては、決算特別委員会委員長の報告の後、適宜、八峰町議会会議規則第43条及び第44条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますのでよろしくお願いいたします。

これより令和2年度八峰町一般会計・各特別会計歳入歳出決算、簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算の審査結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。
水木決算特別委員会委員長。

○決算特別委員会委員長（水木壽保君）　ご報告いたします。

9月6日本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、令和2年度八峰町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算認定にかかる審査経過と結果を報告いたします。

これら付託議案につきましては、決算特別委員会分科会及び全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第81号、令和2年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第82号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第83号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第84号、令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第85号、令和2年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定については賛成多数で、議案第86号令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第87号令和2年度八峰町当診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第88号令和2年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、議案第89号令和2年度八峰町下水道事業会計決算認定については全会一致で、それぞれ認定するものと決しましたのでご報告いたします。

なお、令和2年度決算に関する付帯意見を本日文書にて提出いたします。

以上であります。

○議長（門脇直樹君）　日程第2、議案第81号、令和2年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん）　一般会計に反対の討論をいたします。

財政調整基金が28億4,548万9,000円ため込まれております。もっと町民の福祉に活用すべきです。その一つはファガスのエレベーターの稼働です。利用している高齢者は階段の上り下りが大変、災害時、避難場所になっているのになぜ動かないのかと疑問を持っています。せめて金谷信榮さんの寄附金を使ってほしいとまで話していることは、ファガスにも届いていると思います。

次に、税の滞納額が10年前から払ってる人がおります。税の減免申請制度を進める。減免制度の規制にある金融機関調べのための家族全員の同意書提出をやめる。これらが改善されない限り、国保の資格証明書、短期保険証の発行がなくなりません。

最後に、産業振興課の資格取得支援費が2倍に増えています。この事業を行っている他市町村と比べても大変規制が緩く、資格の種類は303あり、建設会社が職員の福利厚生費で落とすべき費用まで含まれています。ダム建設に使う資格、隧道工事の資格などあります。一方では生活困窮者に厳しい対策が乏しく、企業で当然自費でとるべきと思われる資格を町が補助するというのは、税の使い方が不均衡です。

以上で反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第81号は原案のとおり認定されました。

日程第3、議案第82号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 国保事業特別会計に反対をいたします。

国保税が払えない世帯が増えています。それに伴って資格証明書が15世帯23人に発行されています。子育て中の世帯も含まれています。子どもの医療費は高校生まで無料ですが、大人が医者に行けない状態が続き、重篤化してからではかえって国保会計の負担になり逆効果です。資格証明書の発行は極力抑え込む対策が必要と思われます。その対策が見られませんので、反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 私は賛成の立場で討論に参加をいたします。

まず、国保事業ですね、ご案内のように大変財政厳しい中にありながらですね、町民

の健康を守るために懸命に努力をいたしております。特に国保加入者の被保険者というのは、会社を退職された方々や農業の方々、あるいは商業等の方々であります。私どもが安心して暮らせるのも、国民健康保険事業の被保険者で安心して病院へかかれるからだと思います。

これからも町民の健康を守る上で国民健康保険事業は大変大切な事業であります。よって賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第82号は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第83号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 介護保険事業特別会計に反対をいたします。

介護保険料は月1万5,000円未満の年金からも徴収されます。218人います。15人が未納になっています。この方々は家族が保険料や介護にかかる費用を負担することになります。できるだけ家族介護に手厚い支援が必要です。その一つに紙おむつの補助があります。制度としては月ごとにレシートを窓口に届けるやり方になっていますけれども、これが大変だという方もおります。能代のように1年分のカードを発行する形をとるべきです。

自分の年金で介護施設を利用できない不安を多くの方が抱えています。介護3になって初めて入所対象になりますが、その間の利用するショートステイに費用がかかります。家族の人が大変であるという話をよく聞きます。何らかの対策が必要ですが見られませんが反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第83号は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第84号、令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 後期高齢者医療特別会計に反対をいたします。

介護保険同様、1万5,000円未満の高齢者の普通徴収の収納率は、令和1年93.56%、令和2年98.11%になっています。滞納繰越で不納欠損が12万1,800円、収納率は、令和1年60.02%、令和2年は1割も入っていません。

SDGsアジェンダーでは1人も取りこぼさないという、国連並びに国策であるこの取り組みが生かされていません。未納者が病気になったら、医療費負担は100%になるのか心配です。また、医療費負担の制度が新たに2割に改正されました。ますます高齢者の負担は大きくなると思います。この制度に反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第84号は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第85号、令和2年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 沢目財産区の会計に反対をいたします。

陸上風力発電が沢目財産区に集中しています。風力発電は、沢目財産区が地権者であることで建設が進められてきました。3自治体に300万円交付されています。沢目財産区の全ての住民が納得して得たとしても、八峰町全体の問題に関わってくるものだと私は思います。景観、猛禽類、低周波の問題は、沢目財産区が対応して抱えることになるのでしょうか。町には固定資産税増額と基準財政収入額減額を相殺しても、そんなに多額の収入が入るわけではありません。町全体の合意が必要だと思いますので反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第85号は原案のとおり認定されました。

お諮りします。日程第7、議案第86号、令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第87号、令和2年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第88号、令和2年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、日程第10、議案第89号、令和2年度八峰町下水道事業会計決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第86号、令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第10、議案第89号、令和2年度八峰町下水道事業会計決算認定については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第86号から議案第89号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号から議案第89号は原案のとおり認定されました。

以上、令和2年度決算認定に関わる議案については全て認定されました。

日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第12、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和3年9月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前 10 時 22 分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 2番 山 本 優 人

同 署名議員 3番 奈 良 聡 子

同 署名議員 4番 腰 山 良 悦